朝鮮銀行二十五年史

本書は當行創業二十五周年の記念として、當行と最深き關係にある鮮滿經濟界の推移と當行業務の實績とを記述し、之を頒つて感謝の微意を表するものである。

昭和九年十一月二十四日

朝鮮銀行

總裁
加藤敬三郎氏

朝鮮銀行本店（京城）

前總裁
勝田主計氏

前總裁
故市原盛宏氏

前總裁
美濃部俊吉氏

前總裁
鈴木嶋吉氏

前總裁
野中　清氏

前副總裁
嘉納德三郎氏

前副總裁
故橫部實之助氏

前副總裁 前理事
故鈴木 穆氏

前理事
故水越理庸氏

前理事 前監事
木村雄次氏

前理事
故三島太郎氏

前理事
故大田三郎氏

前理事
故吉田節太郎氏

前理事
片山繁雄氏

前理事
掛井生治氏

前理事
井内　勇氏

前理事
片山義勝氏

前理事
橋本萬之介氏

前理事
柿內常次郎氏

前監事
伊藤長次郎氏

前監事
故濱口吉右衛門氏

前監事
故服部金太郎氏

前監事
故馬越恭平氏

前監事
伯爵奧平昌恭氏

前監事
木本房太郎氏

理事
松原純一氏

理事
色部　貢氏

理事
松田義雄氏

監事
伊藤紀兵衛氏

監事
小島　誠氏

監事
子爵野村益三氏

朝鮮銀行營業所所在地圖
本店
支店・出張所又ハ派出所
樺太
北海道
本州
東京
神
大阪
大阪西區
倫敦
育紐

滿洲里
海拉爾
齊々哈爾
滿
洲
國
傳家甸
哈爾賓
新京
四平街
開原
鐵嶺
奉天
奉天小西關
錦州
營口
遼陽
安東縣
赤峰
承德
北平
天津
大連
旅順
圖們
龍井村
雄基
清津
元山
平壤
鎮南浦
京城
仁川
群山
大邱
釜山
木浦
支
那
濟南
青島
南京
上海
下關
九
州
四
國

朝鮮銀行二十五年史

目次

第一章　緒　言……一頁

第二章　朝鮮及滿洲の經濟發展……七

第一節　朝鮮に於ける經濟界の發展……七

第一項　總　說……七

第二項　財政施設……一一

財政獨立計畫。歲計の膨脹。國庫事務。幣制の統一

第三項　交通機關の發達……一七

鐵道。海運、道路、自動車及航空

第四項　產業の發達……二三

農業及林業。水產業。鑛業。工業。商業

第五項　貿易の推移……四二
貿易の概況。對内地貿易。對滿洲貿易
第六項　金融機關の發達整備……四七
第七項　朝鮮經濟界の將來……五二
第二節　滿洲に於ける經濟界の發達……五五
第一項　總說……五五
第二項　交通、産業の發達……六〇
鐵道。道路。水運。航空。農業。鑛業。工業。商業
第三項　對外貿易の推移……八五
對外貿易概觀。主要輸出入品。對日本貿易
第四項　通貨の變遷……九一
舊政權時代の通貨狀況。滿洲國の新幣制。滿洲中央銀行の國幣發行
第五項　金融機關の發達……九八

日本側金融機關。外國銀行。中華民國の銀行。滿洲側金融機關
第六項　滿洲經濟界の前途……一〇五
第三章　朝鮮銀行の業務と其の實績……一〇八
第一節　總　說……一〇八
當行業務と其の實績。政府及日本銀行の支援
第一項　銀行券の發行及流通……一一〇
銀行券の發行高。銀行券の種類。仕拂手形の振出
第二項　國庫金の取扱……一一八
朝鮮に於ける國庫事務。滿洲に於ける國庫事務
第三項　地金銀の賣買……一二五
第四項　預金及貸出……一二八
預金。貸出

第五項　內國爲替及外國爲替……一三五
內國爲替。外國爲替
第二節　朝鮮に於ける業務の推移……一四一
政府財政と當行。預金の增加。貸出金の膨脹。爲替業務。鮮內金融機關に對する援助。金利政策
第三節　滿洲に於ける業務の進展……一五五
當行の滿洲進出。預金の增加。貸出業務の推移と其の施設。爲替業務。滿洲支店の銀勘定。滿洲事變と當行
第四節　內地及海外に於ける業務の狀態……一七三
第一項　內地……一七三
內地支店の開設。內地各店の業務
第二項　支那……一七六
支那に於ける支店の開設。在支各店の預金、貸出竝爲替受拂高。對支借款放資。

第三項　露領……一八〇
對露金融施設
第四項　歐米……一八三
倫敦及紐育への進出
第五節　營業の成績……一八五
第四章　朝鮮銀行の組織……一九三
第一節　資本金及株式……一九三
第二節　營業所……一九八
第三節　重役……二〇八
第四節　職員……二一三
第五節　職制……二一六
第五章　結言……二二一

目次

寫眞

加藤總裁と朝鮮銀行本店の外觀
前重役肖像
現重役肖像
朝鮮銀行本店營業所の一部
朝鮮銀行券
朝鮮銀行仕拂手形

地圖

朝鮮銀行營業所所在地圖

圖表

朝鮮銀行預金各年末殘高
朝鮮銀行貸出金各年末殘高
朝鮮銀行銀行券額面別年末發行高

附錄

一、朝鮮銀行年表……二二五
二、朝鮮銀行法……二四七
三、朝鮮銀行定款……二五九
四、第五十期末貸借對照表……二七五

朝鮮銀行二十五年史

第一章　緒　言

我朝鮮銀行は昭和九年十一月二十四日を以て、開業滿二十五年を閲することとなつた。顧みれば明治四十二年十一月當行が舊韓國に於ける中央銀行として設立せらるるや、當初は專ら朝鮮內に於て業務を營むに過ぎなかつたが、其の後我國の經濟圈が次第に大陸に向つて前進するに從ひ、當行の業務も亦鴨綠江以南の半島地帶にのみ跼蹐するを許されず、所謂海外銀行として國家的使命の下に、滿蒙に進出することとなり、更に歐洲大戰勃發して日本の東洋に於ける地位一層重きを加へ國力充實するに從つて、業務區域は著しく擴大せられ、內は日本內地の重要金融市場より外は支那大陸露領西比利亞等に延び、尙歐米の金融中心市場に迄及ぶこととなつた。　今過去二十五年の過程を回想するに、此の間內外財界の情勢には

幾多の波瀾曲折があり、特に大正九年に勃發せる歐洲大戰後の財界反動、之に亟ぐ世界的不況の繼續、更に大正十二年の關東大震火災の慘害等は我國の金融經濟に甚大なる損害を與へ、當行業務も之が影響に因り相當の打撃を蒙つたが、其の後鋭意整理恢復に努めたる結果、幸に更生の實を擧ぐることを得、近來業績著しく良化し、行礎固く、内外の信望亦厚きを加へて居る。而してこは當行が一時難局に處して拮据經營其の最善を盡したるに因ると同時に、政府當局及日本銀行の厚き支援と同業者竝一般世人の同情とに依るもの多く感激に耐へざる所である。

當行は初め韓國銀行の名を以て創立せられたものであるが、是より先、韓國に於ける中央銀行業務は明治三十八年以來、第一銀行之に當り、同行は韓國總支店を京城に置き、尙各地に支店出張所を設けて一般銀行業務を營むの外、銀行劵の發行、貨幣整理事務及國庫事務を取扱ひつつあつた。然るに朝鮮經濟界の發達は獨立の中央銀行を必要とし、遂に韓國銀行の設立を見るに至り、第一銀行の中央銀行業務は之に引繼がれ、明治四十三年日韓併合となるや、其の名稱を朝鮮銀行と改めたも

のである。而して當行創立當時の朝鮮は百事草創の際にして、諸般の施設未だ其の緒に就かず、交通の不便なりしこと、產業の幼稚なりしこと等、之を今日の朝鮮に比すれば眞に隔世の感がある。此の間當行は鋭意半島金融の調節と產業の振興とに努め、其の業務は財界の進步と共に漸次發展を見るに至つたが、朝鮮經濟界の進步發展は寧ろ今後にありと期待せられてゐる。從つて當行は將來共に中央銀行として圓滿なる運營を圖り、以て益朝鮮の開發に寄與せんことを期するものである。

滿洲に於ける當行は、其の初め安東縣に第一銀行より引繼ぎたる一出張所を有するに過ぎなかつたが、鮮滿交通經濟關係の緊密化に伴ひ、大正二年に大連、奉天、長春の三店を開き、爾後南北滿洲に數多の店舖を設け、特に大正六年には帝國政府の方針に基き、從來橫濱正金銀行の取扱に係る國庫事務及金券の發行を引繼ぎ、同時に當行の發行する銀行券に對し、朝鮮に於けると等しく、關東州租借地及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦强制通用力を附與せらるるに及んで、當行は茲に朝鮮の中央

銀行たるの地位より、更に進んで朝鮮及滿洲に於ける金融の中樞機關となるに至つた。爾來當行券は日滿人間に圓滑に流通すると共に、其の發行高を增加し、同時に預金、貸出、爲替等の業務は逐年增進して、當行と滿洲に於ける金融經濟とは密接不離の關係を保つこととなつた。而して這般滿洲國の成立後は、滿洲中央銀行設立せられて紊亂せる舊通貨の整理回收と貨幣統一の事業を進められ、又同國百般の制度施設は、事變前に比して今や其の面目を一新しつつあるが、當行は從來の經驗と現在の實勢とに基き、滿洲に於ける產業の開發と經濟の發展とに努力すべき任務は一層重きを加へつつある。蓋し我國と滿洲國との經濟的融合發展は兩國經濟政策の根本方針であり、之が爲には我金融機關の存在することが必須條件であるからである。

次に當行は內地に於ても明治四十三年以降順次大阪、東京、神戶、下關等の樞要地に支店を開設して、專ら內地對鮮滿貿易或は鮮滿資源の開發に關する資金の供給に努め來りたるが、內鮮滿の經濟的連繫は一に當行內地支店の存在に依つて、此の

後益圓滿なる發展を爲すべきものと思惟せられる。而も一方當行の活動地域は朝鮮及滿洲を本據とし支那、露領竝其の他諸外國に及ぶものなるを以て、此の點より見れば當行は所謂海外銀行とも認めらるるものである。而して海外銀行の任務たるや常に我對外經濟政策と相呼應して其の經濟的勢力の發展を以て使命と爲し、同時に其の營業地に於ける經濟開發に資し以て彼我經濟の關係を益向上發展せしめんとするにあることは疑を容れず、斯かる立場よりすれば、當行は單に朝鮮及滿洲に於ける任務の遂行を以て足れりとせず、更に支那其の他の極東地方は固より、進んで歐米諸國との間に金融上の連絡を一層密にし、以て帝國經濟力の充實發展に資すべきである。當行が支那の各地に進出し、更に紐育及倫敦に店舗を常置し、尙我對露貿易の金融に努力し來れるが如き、何れも當行の海外銀行たるの使命に據るものにして、殊に近時の如く國際間の競爭激化し、所謂經濟的國家主義が世界的風潮となれる際に於ては當行の責務は益重大である。

之を要するに當行は創立以來茲に二十五年を閱し、此の間鮮滿經濟界の進歩を

輔け、又内地、朝鮮、滿洲の經濟的連絡を圖り、更に我國運の興隆に隨伴して其の對外的勢力の發展につき、幾分の貢獻を爲し得たりと信ずるものであるが、而も翻つて當行が鮮滿の中央銀行たり、更に海外銀行たるの使命に鑑みるときは、今後尙爲すべきこと極めて多く、前途頗る遼遠なることを感ずる。　殊に這般滿洲國の成立以來、內鮮滿經濟關係愈密接となり、又滿洲國の經濟建設が我邦の資本と技術との援助に俟つこと極めて大なる點よりしても、當行の任務は愈重く、他面日支經濟提携の實を收むるが爲には、一層善處を要することを痛感せらるる次第である。

茲に當行の二十五周年に際し、當行と最も深き關係にある朝鮮と滿洲とに於ける經濟の發達と當行業務の概要とを述べ、聊か之を記念すると共に更に今後の向上發展を期するものである。

第二章　朝鮮及滿洲の經濟發展

第一節　朝鮮に於ける經濟界の發展

第一項　總説

舊韓國の政治は、李朝の末期に於て累年の秕政共の極に達し、綱紀紊れ諸政揚らず、人心弛緩して產業の萎微不振殊の外甚しきものがあつた。而して斯かる情勢は屢東洋禍亂の淵源となり、累を我國に及ぼすことも一再に止らなかつた。仍て我國は東洋の平和を永遠に維持せんが爲には、韓國に對する我國の保護指導の必須缺くべからざるを確信し、遂に明治三十七年日露の開戰に際して、日韓攻守同盟を議定するに至つた。之より韓國は事實上日本の保護國たると同時に軍事上に於ける同盟國となり、兩國の關係は全く從來と一變し、更に同年八月第二の協商に依つて財政、外交兩顧問の傭聘を見ることとなつたが、當時韓國の財政は亂れて、宮

中府中の別分明ならず、財產も國有と王有との區別無く、度支部の歲入と宮中の歲入とは殆ど同額に達する等紊亂甚しきものあり、仍て目賀田種太郎氏財政顧問に聘せられて其の任に就くや、先づ貨幣制度の改正に着手し徵稅方法を革め、不正の誅求、不當の支出を警戒し、或は官吏の增俸を斷行して收賄を除き、關稅制度を改め貿易の發展を圖る等、財政の肅正に努力し、又金融機關としては第一銀行を以て中央銀行業務を行はしめ、又漢城共同倉庫株式會社、漢城手形組合を創設する等、財政刷新、產業振興に多大の努力を傾倒したが、而も多年の積弊は一朝にして革め難く、其の前途には尙一段の奮闘を要するものがあつた。

明治三十八年には、日英同盟竝ポーツマス條約相踵いで成立し、我國は政治上、軍事上及經濟上韓國に於て卓絕せる地位を承認せられ、同國に對して必要と認むる場合には指導保護管理の措置を執り得ることとなつた。仍て我國は之に基いて同年十一月韓國と保護條約を結び、外交權の讓渡、統監の駐劄、韓國皇帝の安寧及尊嚴維持の保障等を決定し、保護政治の基礎を確立した。茲に於て我國は在韓帝國

公使館を撤廢すると共に統監府を設け、帝國領事館に代り理事廳を置くに至つた。

伊藤博文公初代の統監となるや、先づ百弊流出の根源たる宮府の別を明かにし、內閣及地方官官制を改革して、政務刷新の步を進め、敎育制度の改正、警察機關の確立、公共土木事業の擴張等種々なる方策を實施し、又農工銀行、地方金融組合等を設置して、地方產業の發達を圖り、更に韓國銀行を設立して中央銀行と爲し、國庫金の取扱及銀行券の發行を爲さしめて金融の疏通調節の任に當らしめた。

右の中宮中の肅清は統監の頗る意を用ひた所であるが、多年の宿弊は容易に根絕せず、遂に明治四十年夏海牙に於ける密使事件を生ずるに至つたが、斯くの如き情勢下にあつては事態は益惡化するのみなるを以て、間も無く伊藤統監は首相李完用氏との間に新協約を定め、韓國に對する保護監督權を擴張し、之に依つて我國は從來の外交權以外に內政をも監督指導する權能を得、多數の日本人を韓國官吏と爲して直接施政の衝に當らしめ、政務機關全般に互つて官制改革を斷行した。

斯くの如く我國は韓國の保護指導に對して多大の犧牲を拂ひ、東洋平和の確立

に努力し來つたが、半島の政情は未だ安定せず、暴徒所在に蜂起して蠻行を揮ひ、前には哈爾賓に於ける伊藤統監の暗殺起り、後には京城に於て李首相の邀撃せらるるあり、事態憂ふべきものがあつた。斯くて從來の保護政治を廢し進んで兩國合邦するに非ずんば、韓國の統治は到底其の實を擧ぐる能はざるを知り、帝國の方針既に決する所あり、韓國皇帝も亦時局の趨向を夙に洞察せられたる結果、自ら統治權を我國に讓與せらるることとなり、遂に明治四十三年八月二十二日日韓併合條約の締結を見るに至つた。

茲に於て韓國は改めて朝鮮と稱し、朝鮮總督府設置せられ、總督は陸海軍を統率し、諸般の政務を總轄することとなつたが、其の施政方針たるや、常に國利民福を目標と爲し、産業の振興、文化の普及を圖る爲鐵道の建設、道路の開通、航路の設定等交通機關の整備を圖り、其の他通信機關の擴張、造林事業の奬勵、勸農機關の活動、漁業令、會社令、鑛業令の制定、度量衡の統一等施設改善は着々として進められ、爲に久しきに亙つて沈滯せる經濟界も漸く覺醒の機運を示し、殊に貿易の發展、生産の増加

は一面金融機關の活動をも促し、爾來今日に至る迄二十五年、其の間幾多の變遷ありしとは雖、半島の經濟界は始政當初に比して驚くべき進展を示した。以下各項に亙つて半島經濟界の推移發達の狀況を概記することとする。

第二項　財政施設

財政獨立計畫　舊韓國財政が紊亂を極めたることは既に前項に述べた所であるが、明治四十三年八月、日韓併合成り朝鮮總督府設置せらるるや、朝鮮の歲計は總督府特別會計を設けて之を經理し、朝鮮の歲出は其の歲入を以て支辨するを原則とした。爾來新制に則つて豫算の編成を行ひ、歲入の不足は一般會計の補充に俟つと共に、一方稅制の整理、關稅制度の刷新、官業の擴張等に依つて歲入の增加を策し且行政各部の廢合、吏員の淘汰を行ひ、又政費の節約を圖つた。斯くて產業の開發、經濟の發展、海陸交通の發達と共に財政の基礎年を逐ふて倍確實となり、統治の實擧り民力亦著しく增進するに至つた。仍て總督府は大正三年度以降財政獨立

計畫の實行に着手し、先づ歳出方面に於ては能ふ限り緊縮主義に依つて政費の節減を圖ると共に、他方租税の增徴、新設を行ひ、歳入增加に勗めたる結果、大正八年度よりは全く中央政府よりの補充金を辭することとなつた。

歳計の膨脹　然るに歐洲大戰以來時勢の變遷急激にして、半島の施政改善益急を要するものあり、加ふるに物價の急騰に基く經濟の膨脹に應ずるの要を生じ、旁朝鮮の民力は之を舊時に比すれば著しく增進せりと雖、未だ以て是等の要求に應ずるに足らざりしを以て、姑く從來の財政方針を變更し、必要なる經費の不足額は再び一般會計の補充金に俟つこととし、大正九年度に千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度、十三年度に千五百萬圓、十四年度及十五年度に於ては災害費の財源を含み、前者に於て千六百五十五萬餘圓、後者に於て千九百四十四萬餘圓、昭和二、三、四、五、六の各年度に於ては千五百萬圓、七年度、八年度に於ては千二百五十萬圓の補充を受け、併合以來昭和八年度迄に一般會計よりの補充金は總額二億七千六百餘萬圓に達してゐる。　斯くて朝鮮の歳計は財政行政

の整理と諸般施設の進捗と一般經濟力の發展とに依り年々發展し、昭和八年度にては歳入歳出各總額二億三千二百餘萬圓、昭和九年度には歳出入各總額二億五千八百餘萬圓となつた。今朝鮮に於ける人口一人に對する歳入歳出額を見るに明治四十三年度に於て歳入一圓六十八錢、歳出一圓三十七錢なりしもの、昭和九年度に於ては歳入歳出共十圓六十八錢に膨脹してゐる。今明治四十四年度以降に於ける歳計膨脹の大勢を見るに

朝鮮總督府特別會計歳入歳出比較 （單位千圓）

	歳入			歳出		
	經常部	臨時部	合計	經常部	臨時部	合計
明治四十四年度	二五、五六四	二六、七二〇	五二、二八四	二五、五四七	二〇、六二四	四六、一七二
大正三年度	三五、六九二	二六、三五五	六二、〇四七	三二、二七七	二二、八二二	五五、〇九九
同八年度	七三、九五一	五一、八五二	一二五、八〇三	三九、二四八	五三、七七八	九三、〇二六
同十三年度	九九、七九九	四三、二〇六	一四三、〇〇六	九七、二四六	三七、五六三	一三四、八一〇
昭和四年度	一八四、〇六九	五六、五〇九	二四〇、五七九	一六〇、九〇五	六三、八三四	二二四、七四〇

昭和八年度	一八四、四八一	四七、五四五	二三二、〇二六	一七〇、〇九七	六一、九二九	二三二、〇二六（豫算）
同九年度	二〇六、二八二	五二、三二一	二五八、六〇四	一八四、一〇〇	七四、四九一	二五八、五九一（〃）

以上の如く朝鮮總督府は始政以來、多年の宿弊を芟除し以て國土の安寧と人民の福利とを增進せんが爲、各般の施設改善に努めたる結果、多年沈衰の裡に經過せる經濟界も漸次覺醒せられ、就中各種生產物の增加と貿易の伸張とに伴ひ、金融市場も亦日に月に活況を呈し資金の移動頻繁となりしのみならず、半島の開發と共に事業放出資金著しく增加し、他面國庫囘金の散出增加と相俟つて一般資力を潤澤ならしめ、財界亦逐年其の面目を革め來つたことは顯著なる事實である。

斯くの如く歲計は逐年膨脹し來り、財政狀態は其の面目を一新したが、尙其の間鐵道の建設、港灣の修築、道路の開修、通信機關の擴張等各種政府事業として巨額の資金を必要とするものに對しては、到底朝鮮自體の收入及中央政府よりの補充金のみを以て支辨する能はず、公債發行又は借入金に依るを餘儀なくせられたが、之より先明治四十四年朝鮮事業公債法の發布あり、當初公債及借入金の限度額は五

千六百萬圓に限定しありしも、事業の進捗計畫の變更に從ひ、更に經費の增加を要するものあり、其の後募債限度額を九回に亙つて擴張し、六億三百七十萬圓に定められた。斯くて昭和八年首に於ては朝鮮の國債は借入金、公債及國庫債券を合せ總額四億三千百八十七萬餘圓となり、其の償還額は日韓併合以來大正十年度迄に累計千五百二十一萬餘圓に達し、爾後昭和四年度に至る迄之を中絕したるも、昭和五年度以降中央政府の豫算編成方針に基き、朝鮮總督府特別會計に於ても償還を要することとなり、同年度以降昭和七年度末迄に九百六十九萬餘圓を償還するに至つた。昭和八年首に於ける公債及借入金は左の如くである。

朝鮮總督府公債及借入金（昭和八年首現在）

種別	金額	利率	据置期間	借入及引受先	償還期限
第二起業資金債	一二、九六三、九二〇円	六分五厘九毛八糸	十箇月	日本興業銀行	昭和八年
第一回四分利公債	六三六、六八〇	四分	十箇月	公募	同四十四年
事業費借入金	三四、四七一、二一〇	四分五厘乃至五分	—	大藏省預金部	同八年
五分利國庫債券	二三九、一一三、六五二	五分	—	預金部、交付、公募	自昭和九年 至同六十年

種類	金額	利率	発行方法	償還期限
四分半利國庫債券	二三、八七〇、六三六	四分五厘	―公募	昭和十九年乃至二十年
五分利公債	一〇五、八二五、四三三	五分	五箇月交付、公募	昭和五十四年
行政整理賜金公債	三、八二七、七八七	五分	五箇月交付	昭和五十二年乃至五十八年
旱害救濟費一時借入金	八、七五〇、〇〇〇	五分	―預金部	昭和八年
朝鮮貴族保護資金借入金	一、九六〇、〇〇〇	五分	昭和六年三月迄預金部	自昭和六年至同十九年
滿洲事件費公債	四五六、九八六	四分五厘	―日本銀行	昭和二十一年
合計	四三一、八七六、三〇四			

國庫事務　日本政府が朝鮮に國庫事務を開始せるは、明治三十九年京城に本金庫を創設した時である。而して其の事務は日本銀行の委託を受けて第一銀行が之に當り、其の後朝鮮銀行の設立と共に之に受託事務を引繼ぎ、以て今日に及んでゐる。亦明治四十三年の日韓合併に依つて、舊韓國政府の歳計は擧げて帝國會計に編入せられた結果、其の事務は俄に膨脹し、更に朝鮮總督府の特別會計を設けられ、又一般會計所屬の軍事費に於ても諸經費の著しき增加あり、國庫金の出入は極めて頻繁となつた。然るに大正十一年四月より金庫制度は預金制度に改正せら

れた爲、從來の本支金庫は廢止せられ、爾來日本銀行代理店として、國庫事務を取扱ふこととなつた。

幣制の統一　朝鮮總督府は始政以來朝鮮の貨幣を總て帝國貨幣に統一する方針を採り、大正七年四月一日貨幣法を朝鮮に施行すると同時に、舊韓國貨幣は大正九年十二月末日限り通用を禁止し、爾後五箇年間政府に於て之が引換に應ずることとし、大正十四年十二月末日限り其の引換を停止した。而して唯此の中葉錢に限り當分從前の通り通用せしむることとしたが、現在に於ては殆ど其の流通を見ない。斯くて朝鮮の幣制は統一せられ、以て今日に及んでゐる。尙韓國時代に於ける貨幣整理事務は初め第一銀行をして其の事務を取扱はしめたが、朝鮮銀行の創立せらるるに及び金庫事務と共に同行に引繼がれ、明治四十四年二月該事務を完了したることは別に述ぶる所である。

第三項　交通機關の發達

鐵　道　朝鮮の產業文化が今日の隆昌を見るに至つたのは、鐵道の普及發達に負ふ所が甚だ多い。今鮮內鐵道の發達を顧みるに、明治三十二年九月京城仁川間に初めて鐵道開通を見て以來、同三十八年には、京釜線、翌三十九年には京義線開通し、玆に半島を縱貫する鐵道大幹線の全通を見ることとなつた。而して湖南線、京元線は何れも大正三年の竣工に係り、前者は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、後者は京釜線龍山より分岐して元山に達するものである。又咸鏡線は元山より會寧に至るものにして昭和三年九月に其の全通を見、圖們線は會寧より雄基に通じ昭和八年の完成に係り、而も本線は滿洲國鐵道京圖線と連結せられ、鮮滿及裏日本を聯絡する新交通路となつたが、其の間新に羅津港が滿洲大陸よりする鐵道の終端港に決定せられたるを以て、之が築港完成の曉に於ては交通連絡愈完全となり、日滿兩國の國防上產業上極めて重大なる意義を有するものとなる。斯くて鮮內鐵道の普及は全く舊態を脫し、併合當時千三十粁の營業粁程は昭和八年末に於て三千二百四十三粁に激增した。

又鮮內國有鐵道の經營は、大正六年七月滿鐵に委託せられしが、該制度は鐵道機能の發揮、私設鐵道の監督竝經費節約等の見地より不便多かりし爲、大正十四年再び之を總督府の直營に變更し、今日に及んでゐるが、昭和八年京圖線の全通に伴ひ、同年十月一日より咸鏡線中清津會寧間、會寧炭礦線及圖們線の三百三粁を同社に委託經營せしむることとなつた。

今是等國有鐵道の業務成績を見るに、貨物噸數竝旅客人員何れも逐年增加し、殊に最近は滿洲關係の好轉に依り、內鮮滿の交通は著しく活氣を呈し來り、鐵道業務も亦繁忙を加ふることとなつた。今併合以來の運輸成績を見るに左表の通りである。

	明治四十三年	大正四年	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和八年
貨物噸數（千噸）	九〇三	一、六八三	三、二三七	四、三六六	五、九三六	六、〇〇四
旅客人員（千人）	二、〇二四	五、〇四〇	一二、四二一	一八、二四一	二〇、六四九	二一、二六六

私設鐵道は地方產業の開發と幹線の培養上極めて重要なる關係を有するによ

り、總督府は夙に之が敷設を奬勵し、其の保護助成に努めるところがあつた。即ち明治四十五年には先づ朝鮮輕便鐵道令を制定して其の方針を定め、大正九年には之に代る朝鮮私設鐵道令を公布して企業者の便を圖り、更に大正三年には補助金交付の制度が設けられ、爾來漸く此の種企業の實現を見るに至つた。而も其の資金は主として之を內地に仰ぐ關係上、其の發達思はしからざりしを以て、大正七年度には從來の補助率年六分を年七分に引上げ、其の後更に年八分に改められた。尙大正八年の文化政治を基調とする官制改革後に於ては新方針に基いて一層之を奬勵することとなり、大正十年三月朝鮮私設鐵道補助法を公布し、昭和三年五月には社債發行の限度を擴張し、又昭和五年五月には補助金額を增額したる等、總督府當局に於ては常に斯業の發達助成に努力しつつあり、斯くて併合當時は僅に釜山鎭東萊間の蒸氣輕便鐵道あるのみなりしに、昭和八年末に於ては朝鮮鐵道、朝鮮京南鐵道、金剛山電氣鐵道、南朝鮮鐵道、朝鮮京東鐵道、新興鐵道、价川鐵道等の諸線を算し、其の營業粁程も千百七十二粁に上つてゐる。

海運、道路、自動車及航空　朝鮮は三面海を繞らす海國なるにも拘らず、海運の發達が極めて遲れてゐた。之は主として舊韓國時代永年に亙る鎖國政策に依り國民が進取活潑の氣象を失ひ、海外雄飛を試みるものなかりし結果である。然るに總督府設置せらるるや、先づ從來の小規模會社或は個人經營者等を集めて一團とし、以て一大會社を組織せしめ、之に補助金を支給して總督府監督の下に統制ある航海事業を經營せしむることとなり、明治四十五年資本金三百萬圓を以て朝鮮郵船株式會社を成立せしめ、沿岸航路の統一を圖つたが、一方產業の振興、貿易の伸張も亦漸次航海業の發達を誘致すると共に、內地航路及外國航路への進出を促し、昭和八年末に於ては總督府命令航路近海九線、沿岸二線、河川二線、寄港四線、計十七線となり、之を明治四十五年の沿岸九線に比すれば著しき發展である。

朝鮮に於ける道路は古來見るべきもの無く、統監府時代に於て道路修築を行ひたることあるも、右は小規模且斷片的なるものにて、貨物の運搬は依然人肩馬背に依るの外なき狀態であつた。仍て總督府の設置せらるるや、道路の根本制度を定

め、全鮮に亙り統制ある道路網計畫を決定して之が完成に努められたが、其の後治道工事は第一期第二期と順次進捗し、斯くて一、二、三各等を合せたる既成道路は大正十年度末に於て一萬四千七百四十一粁、昭和二年末には一萬七千三百二十六粁と年々延長し、同八年末には二萬一千六百十三粁に達してゐる。斯くて道路の改修に伴ひ自動車數も激增し、明治四十四年には僅々二臺に過ぎざりしも、大正十年末には二百十二臺に增加し、昭和八年末に於ては三千百四十三臺を算することとなつた。

自動車運輸と相竝んで近年著しき發展を示すものに航空事業がある。卽ち昭和三年十月政府補助の下に設立せられたる日本航空輸送株式會社は、昭和四年より內鮮滿を連絡する定期航空輸送を開始することとなり現在飛行場を蔚山、京城、平壤、新義州の四箇所に設け、新義州に於ては滿洲航空株式會社の定期航空機と連絡してゐる。而して近時內鮮滿關係益緊密に赴き航空知識の普及に伴ひ、運輸通信機關としての航空機は益其の重要性を加へつつある。

第四項　產業の發達

農業及林業　朝鮮は古來農を以て國本と爲し、住民の八割は農業を營むが故に、農產の豐凶は直に半島經濟の消長となつて現れ、市況の盛衰は農產價格の騰落に支配せらるる所が多いのを常態とする。　從つて農本主義の朝鮮に於て其の富力を增進せんとするには、先づ以て農業の振興を必要とした。

朝鮮の南部地方は氣候溫暖にして農作に適し、空氣乾燥せる爲收穫物の品質は良好である。　唯往時森林の濫伐甚しかりし爲、水源涸渇して屢旱水害を惹起し、又朝鮮住民の大多數は知識程度低く、徒に天恵に依賴し舊慣を墨守するのみであつた爲、我國の保護政治の行はるる迄は主要農產物と雖多くの收穫を見るを得なかつた。

然るに倂合以來政府は種々の農業助成機關を設け、農民を指導し一般農作の外蠶業、棉作、園藝、牧畜等各方面に亙つて其の改良增殖を圖つた爲、爾來施設の效年と

共に現れ、耕地の擴張は勿論、農産物の品質改良と共の數量增加とは特に著しきものがあつた。 卽ち耕地面積は併合當時二百四十六萬町步に過ぎざりしものが、昭和八年には四百四十八萬町步に殆ど倍加してゐる。

主要農産物は米を以て其の大宗と爲し、之に次で麥、大豆、粟、果實、棉花等がある。今昭和八年に於ける是等の生産高を併合當時及大正十年と比較すれば次の如く著しき增加である。

種別	明治四十三年	大正十年	昭和八年
米	一〇、四〇五千石	一四、三二四千石	一八、一九二千石
麥	六、二〇七	一〇、一七九	一〇、三七〇
豆類	三、六三五	五、九七九	五、七〇七
粟	三、三四六	五、八六二	五、一四五
棉	二一、〇七八千斤	九五、四四六千斤	一五九、四一五千斤
林檎	三五四千貫（大正二年）	二、七五一千貫	一一、八九七千貫

朝鮮に於ては始政當時畓は甚しく荒廢し、從つて米の反當收量は至つて少く且其の品質も劣等なるを免れざりしが、其の後優良種の選擇、施肥料の普及、調製法の改良等指導宜しきを得、逐年顯著なる增收を來したる結果、鮮內の需要を充たすのみならず、每年內地に多量の移出を見、最近の如きは其の移出年額七、八百萬石に上る狀態にして、爲に內地に於ける米穀の需給統制上朝鮮米は特に重要視せられ、內地米價低落の際には鮮米移入に對しては或程度の制限を加へんとする意見さへ散見する狀態にある。

麥は主として農家の食用に供せられ、殊に小麥は鮮內製粉工場に於ける需要增加に應じ、又朝鮮に輸移入せらるる小麥粉の防遏を圖る爲にも增產を必要とせられ、水田の裏作として作付奬勵の結果、併合當時に比して約二倍の收穫を得るに至つた。

大豆は食用として品質頗る優良にして、米に次ぎ重要なる輸移出品となつてゐる。本品に就ても始政以來品質の統一、栽培調製法の改善に努力せられたる結果、

收量の著增と品質の向上を見るに至つた。其の近年に於ける年產額は四百萬石を越え、輸移出額は百七八十萬石に達してゐる。

粟は西北鮮地方の主要作物にして、其の地方民は之を常食とし、南鮮地方に於ても之を米其の他の代用食とする者多きにより、總督府に於ては其の增產を圖つてゐるが未だ鮮內の需要を充すに足らず、從て滿洲粟の輸入に依り之を補給しつつある狀態にして、昭和八年に於ける滿洲粟の輸入は百萬石以上を算してゐる。

棉花の栽培も亦朝鮮の風土に適するを以て、明治三十九年以來木浦に棉作支場を設け、米棉の優良種を栽培試驗し、之が普及に努めたる結果產額頓に增大し、昭和八年に於ては作付段別十七萬六千餘町步、實棉收量一億五千九百餘萬斤に達し、現在に於ては江原道、咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外、殆ど其の栽培を見ざる所なく、就中全羅南道、平安南道及慶尙南道は其の主產地となつてゐる。尙現總督府當局に於ては、特に棉花增產の可能性と其の必要を重視したる結果、之が大增產計畫を樹立し其の實現に努力中である。

次に果樹に就ても總督府設置以來優良種の栽培を奬勵したる結果、林檎、梨、栗等は內地品を凌駕する良品を產出することとなり、殊に林檎は內地、滿洲等に輸移出せられ、其の品質の優秀なると、其の食味の佳良なるとに依り、益需要を高め其の產額も累年增加一方となりつつある。

蠶業は朝鮮の風土に適し古來各地方に行はれたるにも拘らず、蠶種劣等飼育方法亦幼稚なりし爲、思はしき發達を遂げなかつたが、政府は諸種の奬勵機關を設け斯業の改良普及を圖つた結果、併合當時一萬四千石に過ぎなかつた產繭額は、昭和八年に至り六十六萬八千石を算する狀態である。

畜產方面も往時に比して著しき發展が認められる。殊に朝鮮の牛は體軀偉大性質溫順にして役用に適し、農耕上缺くべからざる重要家畜であるが、役用食肉用として內地に移出せらるるものも相當の頭數に上つてゐる。此の外馬、緬羊、豚、家禽等が畜產の主なるものであり、特に最近北鮮に於ける緬羊飼育の奬勵は、總督府に於ても多大の努力を拂ふ所となつてゐる。

林業に關して一言せんに、朝鮮は古來林政整はず、從て禁山、封山の如き一定の保護林を除く外は公山と稱し、人民の自由採樵を默認したが、李朝の末期には此の保護制度も自然弛緩し濫伐盜伐盛に行はれ、到る處禿裸の慘狀を呈し、見るべき山相は僅に鴨綠江、豆滿江の沿岸、大同江、漢江の上流地方に殘さるるのみであつた。斯くて舊韓國政府は統監の指導に依り明治四十一年森林法を發布して、一般林野の保護整理及植林の奬勵を行ひ、次で明治四十四年總督府は新に森林令を制定し、鋭意國有林野の整理と一般人民の愛林觀念の助成とに努めた結果、山容年を逐うて革り、併合當時と昭和八年とを比較すれば次の如き著しき相違を生ずるに至つた。

	立木地	散生地	無立木地	其の他	合計
明治四十四年	五、一二二千町歩	六、六一九千町歩	四、一〇七千町歩	一千町歩	一五、八四九千町歩
昭和八年	一〇、九一八	二、六五三	一、四五八	一、四〇五	一六、四三五

水産業 朝鮮半島の海岸線は本土及島嶼を合せ延長約九千餘浬の長さに達し

且地勢、氣候、潮流等の關係上水產資源に惠まるる爲、夙に水產業の發達を見たが、韓國時代の漁業は頗る幼稚にして、併合前多少の改善は行はれたるも、其の水產額は極めて微々たるものであつた。是は主として朝鮮に於ては漁業を以て賤業と考ふる古來の風習尙全く去らざりしことと、漁業政策の確立せざりしこととに起因するものである。

併合以前に行はれし漁業は、陸岸に近き淺海に於ける原始的漁業の外に、稍進步せるものとしては東海岸北部の明太魚の刺網及配繩、東海岸に於ける鰊の防簾、東南岸の鱈の防簾、片口鰮の地曳網、西海岸一帶の石首魚の中船網及鮟、太刀魚の一本釣、西海岸北部地方の鰕の中船網、全沿岸の和布の卷取等であつたが、何れも未だ沿岸漁業の域を脫せず、又水產物製造業及養殖事業等も發達遲々として進まなかつた。

然るに併合と同時に總督府當局は、水產法規を整備して漁政の基礎を確立し、各種の指導保護監督奬勵を行つた爲、水產物の保護繁殖漸く行はれ且漁撈方法も異

常の進歩を告ぐるに至り、明治四十四年に於ては漁獲高僅に六百七十六萬餘圓に過ぎなかつたが昭和八年に於ては一躍五千百三十七萬餘圓に膨脹してゐる。

而して近年は沖合に進出するもの次第に増加し、配繩、刺網、打瀨網、巾着網、底曳網等の沖合漁具及發動機船も之に從つて増加するに至つた。

今一箇年の漁獲高百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば、鯖、鰮、明太魚、鱈、鰊、石首魚、鰆、鯛、太刀魚、鰈、鰺、鰕、片口鰮等であり、其れ以下のものに鱶、鰤、鮸、鯨、鰡、鮃、鱧等がある。　更に之を漁場別に觀れば、東海岸に在りては鰮、明太魚、鰊、鱈、鰆、鰤、鯖、鯛、鮭、鱒、鰈、鮃、鯨、帆立貝、鮑、海鼠、和布、昆布等にして、西海岸に於ては石首魚、鰕、鮃、鮸、海鼠等多く漁獲せられ、南海岸は特殊の魚族と言ふべきもの無きも、漁業上重要なる種族は概ね之を産し、鰺、鰮、鯖、海苔、鱶、海鼠、鰡、鮃、牡蠣等を主産としてゐる。

朝鮮の漁民が水産知識に乏しきことは既に述べたるところであるが、殊に相當の設備を要し且收獲に年月を要する養殖漁業の如きは、殆ど之に着手するもの無き狀態であつた。　然るに朝鮮には干潟其の他の淺海を初め湖沼、堤堰、河川等に亙

つて養殖上利用し得べき水面豐富なるを以て總督府に於ては之が調査を行ふと同時に當業者の指導奬勵に努めたる結果、漸次斯業の發達を來し、大正七年に於て僅に十萬圓に過ぎざりし養殖高は昭和八年に於て二百九十萬餘圓に增加し、養殖種類の中に於ては海苔を主なるものとし牡蠣之に次ぎ、其の他鯉、鰻、鯔、公魚等がある。

水產製造業に於ては近年共の製造技術の進步顯著なるものあり、又其の製造高も增加して來たが、尙製品の多くは乾製、鹽藏等の簡單なるもの多く、其の他は壓搾肥料、魚油、鑵詰、調味加工品等である。明治四十四年に於て製造高二百六十五萬餘圓なりしものが、昭和八年には三千五百五十八萬餘圓に增加してゐる。

以上の如く朝鮮の水產業は併合當時より漸次順調なる發達を遂げ來つたが、而も之を內地水產界に比すれば幾多の遜色あり、三面海に圍繞せられ水產資源の豐富なる半島水產業は、尙開拓振興の餘地は十分にあり、殊に對滿輸出有望品として水產物は最重きを爲す關係もあり、朝鮮に於ける斯業の前途は頗る多望なりと言

はねばならぬ。

鑛　業　朝鮮の鑛業は其の起原古く、鑛產物は多種多樣にして埋藏量豐富なるに拘らず、從來二三外國人の經營に係る鑛山を除くの外、其の實績殆ど見るべきものがなかつた。之は舊韓國時代施政荒廢の下に於て、操業方法幼稚を極め資金亦貧弱なりしに因るものである。

然るに明治三十八年我が國の保護政治となるや、諸般の政務を整理指導するに當り、翌年鑛業方面に於ても鑛業法、砂鑛採取法を發布し積弊打破に邁進せる結果漸く鑛業の基礎を確立するに至つた。而して同法は總督府設置後も之を襲用したが、其の後朝鮮鑛業發展の趨勢に鑑み從來の鑛業法改正の必要を認め、大正五年四月現行朝鮮鑛業令の施行を見ることとなつた。尤も鑛業は他の事業に比し比較的豐富なる資本と優秀なる技術とを必要とし、從つて朝鮮鑛業の開發を圖るには內地に於ける有力なる鑛業家の放資經營を急務とするを以て、總督府は始政後勗めて之が進出を勸誘したる結果、之に應ずる者陸續相踵ぎ鑛業開發の機運著し

く促進せられ、加ふるに時偶歐洲大戰の勃發に會し、鑛產物の價格一時に昂騰するに至つて、朝鮮鑛業界は未曾有の盛況を現出したが、間もなく戰後の需要減退と財界の反動とは鑛產市價の暴落を招來し、朝鮮に於ても休山廢鑛續出し、不況沈滯の狀を呈するに至つた。然るに其の後漸次立直り、大正十二年頃からは聊か好轉の機運に向ひ、特に金に就ては總督府の產金奬勵と金輸出再禁止に基く金時價の値上り等に刺戟せられ、半島の產金事業は空前の盛況を示さんとしてゐる。

今朝鮮に於ける鑛產物價額を見るに明治四十三年には僅に六百六萬餘圓に過ぎざりしも、大正三年には八百五十二萬餘圓に增加し、大正七年には一躍三千八十三萬餘圓に上り、大正八年以降は減少したるも大正十二年頃より幾分好轉を示し、昭和八年には四千八百三十萬餘圓となつてゐる。又鑛產物の種類を見るに內地に於て缺乏せる金、鐵、石炭、黑鉛等多量に賦存してゐるから之を朝鮮の四大鑛物と稱し、此の外銅、亞鉛、タングステン、水鉛等も從來より相當量を產出して居るが、最近には新にニッケル鑛、リシユーム鑛等も發見せられ、今後の開發が期待せられてゐ

る。是等鑛物の昭和八年の產額を見れば左の如くである。

朝鮮鑛產額（昭和八年。單位千圓）

鑛物	產額	鑛物	產額	鑛物	產額
金	二六、〇六六	鉛	一二〇	亞砒酸	一五
砂金	三、三二七	亞鉛鑛	九七	雲母	一二
金銀鑛	一、九〇六	銑鐵	五、六〇五	黑鉛	四六五
銀	七二一	鐵鑛	一、二八七	石炭	七、二〇五
銅	四一七	タングステン	一一七	其の他	六七一
銅鑛	四一	水鉛	二一八	計	四八、三〇一

工業　朝鮮の工業が高麗朝時代に高度の發達を示したことは、當時の建築竝工藝品に徵し明かであるが、其の後漸次凋落し、李朝末期に於ては僅に幼稚なる機業、窯業、釀造業及金屬品、製紙業等に昔日の俤を留むるに過ぎなかつた。而して其の後總督府設置後に於ける工業發達の推移を見るに、鮮內產業の開發は先づ原料生產の改良、增進を企圖するを急務とせられ、近年に至る迄は未だ十分に工業的施

設を試むるの遑なかりし狀態であつたが、尙此の間日常生活に必要なる諸工業を奬勵するは勿論、中央試驗場を設けて各種工業試驗を實施し、工業開發の基礎研究を行ふと共に工業行政の刷新に努力したる結果、鮮內工業は多年の衰勢を挽回し、小規模の家內工業より工場組織へ、手工業より機械工業に移るの機運を釀成し、特に大戰當時には大小新事業の計畫を促し、各地に生產工場新設せられ特に鮮內機械工業の勃興を見るに至つた。而も大正九年の財界反動後は事業整理期に入り此の間重要工業は當局の保育に依り堅實なる發展を續けたるも、工業界は概して不振の狀態を續け昭和三、四年に及んだが、爾來工業は再び振興の機運を迎へたのである。斯くて工產價額は昭和七年に於て三億千餘萬圓に上り、併合當時の三千餘萬圓に比較すれば正に十倍の發展を來したが、而も尙其の內容の過半は家內工業又は副業の所產にして、近代的工業と稱し得るものは先づ製紙、製鐵、製糖、製粉、洋灰、陶磁器、化學工業、皮革、紡織、製絲等を數へ得るに過ぎず、其の發展は專ら將來に懸つてゐる。

由來朝鮮は工業原料の賦存極めて豐富にして之を産出するもの亦多種多様である。就中其の主要なるものは農産物にして米、麥、馬鈴薯、玉蜀黍等の澱粉原料及釀造原料、大豆、荏胡麻子、棉子、蓖麻子等の製油原料又は棉花、繭、大麻、苧麻等の織物原料がある。鑛産方面に於ては窯業原料としての粘土、硅砂、石灰石等又金屬原料としての金、銀、鐵、黑鉛、亞鉛、マグネシウム、アルミニウム、畜産原料としての牛皮、皮革、牛脂、牛骨の外パルプ、軸木等の林産物原料、生魚、貝、魚油、海藻等の水産原料も亦豐富である。

更に工業動力にありては石炭、水力等豐富にして、石炭の如きは埋藏量九億噸と算せられ、水力電源は未開發分のみにて二百三十萬キロワットの多きに上り、特に此の方面に關しては朝鮮窒素肥料(二十萬キロワット)長津江電力(三十二萬キロワット)等の大會社設立せられ、將來電力を低廉に工業化し得る見込十分なる上に、勞力に於ても餘剩多く勞銀も低廉なれば、之が技術的素養を向上せしめ、工場的訓練を施せば、企業上有利なる一條件である。而して斯かる情勢を控へ、近來朝鮮工業の

發達促進に關しては特に之が必要を高唱せられ、官民共力共の實現に邁進しつつあり、之と共に最近内地資本家の朝鮮に進出する者漸く多く、殊に滿洲國成立し日滿經濟關係の緊密となるや、接壤の地たる朝鮮の優越性を認め、先づ朝鮮を足場として滿洲市場に發展せんと企圖するもの、又滿洲國產物を原料として鮮內に於て事業を行ふもの等現れ、既に二三大工場の建設を見たるものあり、斯くて資源と勞力、資本、技術の均衡化に依つて漸く將來の發展を見んとしてゐる。今鮮內新設工場の主なるものを擧ぐれば朝鮮窒素肥料株式會社の咸鏡南道興南に於ける空中窒素固定工場竝同會社の咸鏡北道永安に於ける石炭低溫乾餾工場、永登浦に於ける朝鮮麥酒及昭和麒麟麥酒兩社の麥酒工場、東洋紡績株式會社の仁川工場、鐘淵紡績株式會社の光州工場等あり、前記空中窒素固定工場の如きは其の規模の大なると設備の最新式なる點に於ては、世界中稀に見るものとせられてゐる。尙興南工場に於ては金の製錬及魚油の硬化工場もあり、今後長津江電力會社の發電工事完成し、之を利用し得ることとなればマグネサイトを原料とするマグネシウム製造

及數十萬噸の大豆加工工場をも設置する豫定にして、着々諸般の準備を進めつつあり、永安工場に於ては現に年二十萬噸の石炭を消化し重油其の他の製品を產し、又朝鮮麥酒、昭和麒麟麥酒の兩麥酒會社に於ても既に製品の販賣を開始し、東洋紡績の仁川工場も亦操業中である。

右の外吉林材を原料とする人絹パルプ工業は北鮮に於て計畫中であり、北鮮地帶に栽培奬勵せらるる亞麻は製麻工業の勃興を豫想せしめ、大豆油脂工業は滿洲大豆の北鮮出廻りに依り、今後勃興するに至るべく、茂山鐵鑛の賦存は製鐵工業の增加となつて現れ、斯くて新工業の擡頭は唯時機の問題と見るべきである。

商　業　併合以前に於ける朝鮮の商業は國內產出の穀物、鹹魚、雜貨及外國より輸入する綿絲布、石油其の他の日常必需品を主要商品と爲し、是等を物物交換時代の遺物たる舊式市場に於て賣買し、常設の店舖に於て營業を爲すものは稀であつた。又市場以外の商取引の如きも客主、居間、監考、典當等の幼稚なる機關に依り行はれ、朝鮮人にして商取引上近代的經濟機關を利用し得るものは極めて尠かつた

が、併合以來總督府は漸次商工業に關する諸般の制度を設け、百方之が指導奬勵に努力したる結果、各種原始産業の開發と相俟ち其の後逐年著しき進歩を示すこととなつた。

今商業發展策としての總督府施政の一端を窺ふに、鮮人間唯一の商取引機關たる在來市場は夙に發達を示し、明治四十一年に於て其の數既に八百を越え、京畿一道のみにても取引高は當時一箇月平均四十萬圓に上り、其の消長は延いて國民經濟に影響する所多大なるに鑑み、大正三年九月市場規則を發布して市場の組織及監督に付詳細の規定を設け、昭和二年には從來の問題たりし市場税を廢止したるが之と共に市場取引益發展し、最近に於ては市場總數千四百有餘、其の取引高一億八千餘萬圓に及び、取引貨物も朝鮮に於ける凡ゆる生産物と其の他の商品とを網羅し、朝鮮經濟に於ける一偉觀を呈してゐる有様である。斯くて此の在來市場は將來文化の向上、交通機關の發達に從つて、大勢的には漸次常設店舗に代り行くべきも、薪炭類、牛馬、豚の如き畜類の取引は朝鮮の特殊事情により、今後尚市場取引を

續け行くものと見られてゐる。又是より先總督府は明治四十四年會社令を實施して不正泡沫會社の濫設を取締ると共に朝鮮産業の堅實なる發達を企圖せんが爲設立許可主義を採つたが、其の後朝鮮人の經濟力の發展著しく、會社企業に對する一般の理解進歩し、內地企業家亦朝鮮事情を知るに至りし爲、此の會社令は大正九年四月一日限り之を廢止し、二三の特殊事情を除くの外總て民間の自由に委ぬることとし、又取引所に關しては久しく消極的方針を採り、併合前設立せられたる仁川米豆取引所を認容せる外一切新設を許さざりしが、輓近に於ける産業經濟界の發展に鑑み、遂に昭和七年一月一日より取引所令を實施し、之に依り群山、木浦、大邱、釜山、鎭南浦に會員組織の米穀取引所の設立を見るに至り、又仁川米豆取引所と京城株式現物市場との合併に依つて株式會社朝鮮取引所の創設を見、仁川に於ては米、豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算取引及實物取引を行ふこととなつた。次に商工會議所に關しては大正四年十月施行せる朝鮮商業會議所令を昭和五年朝鮮商工會議所令に改め、純然たる商工業者の自治團體として商工業の

進歩發達を圖らしむることとし、現在の商工會議所は京城、仁川、群山、木浦、大邱、釜山、平壤、鎭南浦、新義州、元山、淸津、開城の十二箇所に存在してゐる。尙昭和七年一月是等の綜合中心機關として朝鮮商工會議所設立せらるるあり、總督府は此の外朝鮮の産業狀況を廣く一般に紹介する爲商工獎勵館、物産陳列所を設け、鮮內重要物産の改善發達を圖る目的より、朝鮮重要物産同業組合令を公布し、地方産業經濟の圓滿なる發達に資する必要上朝鮮産業組合制度を確立し、或は度量衡の統一、市場規則の發布等各方面に亙つて商業の助成發展策を講ずる所あり、一方農、鑛、水産等各種産業の開發と、交通、運輸、金融等の各機關竝保險業、倉庫業の整備發達と相俟つて朝鮮商業界は逐年堅實なる發展を遂げつつある。今之を輸移出入貿易の計數に徵すれば昭和八年の輸移出入價額合計は七億七千二百萬圓にして、明治四十三年の五千九百萬圓に比して約十三倍となり、此の外同期間に全鮮銀行預金は十六倍、貸出金は十四倍、手形交換高は枚數に於て三十八倍半、金額に於て五十三倍に增進

してゐる。然るに今日は更に日滿關係好轉したるに依り、今後鐵道は一層普及せられ之に伴ひて海運の擴張となり、港灣の設備更に整ひ、物資の集散容易となるに從ひ、商取引は益繁忙を呈するものと思はれる。

第五項　貿易の推移

貿易の概況　朝鮮の貿易は併合前に於ては總額五千萬圓内外を算したるに過ぎず、且年に依り增減常なき狀態であつたが、併合以來交通機關の整備、金融機關の普及、產業の振興等經濟界の發達と相俟ち、貿易も亦漸次其の面目を革むるに至つた。殊に歐洲大戰亂中參戰諸國の貿易が多大の打擊を蒙りし際にも、朝鮮は戰禍の中心より隔絕せる爲、却つて好影響を受け、内地、支那及露領等に於ける物資の需要增加に依り農產、水產、鑛產等の輸移出增加し、更に製造工業勃興の機運を促し、其の製品の輸移出をさへ見ることとなつた。次に輸移入に於ては併合以來文化の

向上、富力の增進に伴ひ、食料品衣料品其の他日用品等漸次增加し、歐洲戰亂勃發の當初一時不振に陷りしも、其の後輸移出貿易の盛況と內地資本の流入に基く事業界の殷盛とに因り、各種建設材料及原料品の輸移入も大に增加した。

然るに大戰終熄後は其の反動的不況に因り、內地經濟界は甚しき打擊を蒙りしも、朝鮮に於ては其の影響內地に比して輕く、一方農林、水產、工、鑛業等產業各部門は堅實なる發展向上を辿りし爲、貿易額も逐年增加を來した。唯昭和四年以降一時輸移出入價額は減退に轉じたが右は物價低落に原因せしものにして、之を數量的に觀察すれば却つて增加せるもの多く、貿易の大勢は實質的に必ずしも惡化し居らざることが知られる。此の中昭和六年の貿易減退は銀價の暴落、滿洲事變の勃發に因るものなるも、翌七年には金輸出再禁止に基く對外爲替の崩落竝日滿關係の好轉に因り貿易好化し、更に八年は滿洲に於ける需要增大し、鮮內諸事業亦好調なりし爲、再び輸移出入額の增加を見るに至つた。今併合當時よりの推移を概觀すれば次の如くである。（單位千圓）

	輸移出	輸移入	合計	入出超過（△印出）
明治四十二年	一六、二四八	三六、六四八	五二、八九七	二〇、三九九
同　四十三年	一九、九一三	三九、七八二	五九、六九六	一九、八六八
大正　四年	五〇、二二〇	五九、六九四	一〇九、九一四	九、四七四
同　九年	一九七、〇二〇	二四九、二八六	四四六、三〇六	五二、二六六
同　十四年	三四一、六三〇	三四〇、〇一一	六八一、六四二	△　一、六一八
昭和　五年	二六六、五四七	三六七、〇四八	六三三、五九五	一〇〇、五〇一
同　六年	二六一、七九八	二七〇、四六六	五三二、二六四	八、六六七
同　七年	三一一、三五四	三二〇、三五六	六三一、七一〇	九、〇〇一
同　八年	三六八、六二七	四〇四、一八五	七七二、八一三	三五、五五七

朝鮮の輸移出は農產物を第一とし鑛產、水產之に次ぎ、近來は工業の發達に伴ひ工產品の進出も增加しつつある。米は輸移出品中の大宗にして輸移出總額の五割を占め、大豆、魚類之に次ぎ、此の外生絲、肥料、鐵、棉花、砂糖、牛皮、金鑛、鐵鑛、石炭、生牛、綿織物(再輸出品)等を輸移出品の主なるものとする。之に對し朝鮮の工產品は近時其の發展目醒しきものありとは雖、未だ概して幼稚なるもの多く、勢ひ朝鮮の輸移

入は工業製品が其の大部分を占むる現狀である。而して其の第一は綿織物にして、本品は更に滿洲へ大量再輸出せられ、其の他の重要輸移入品は粟、砂糖、繰綿及打綿、綿絲、絹織物、毛織物、紙、小麥粉、機械、石炭、石油、木材等である。

對內地貿易　朝鮮の貿易は之を國別に觀れば、內地との關係最も密接にして、昭和八年に於ては移出は輸移出總額の八割四分、移入は輸移入總額の八割五分を占めて斷然首位に居り、之に次ぐは滿洲である。其の他中華民國、北米合衆國、英領海峽殖民地等を主なる相手國とするも、其の貿易額は玆に列擧する程でない。

朝鮮より內地向移出の大部分を占むるものは言ふ迄もなく米にして近年の移出年額七百萬石を越ゆることは既に世人の知る所にして、其の他農產物、鑛產物、水產物等卽ち食糧品、原料品を主とし、之に對し內地より移入せらるるものは工業製品最多く、此の事實は朝鮮工業發展の必要を物語るものである。又移入品中綿織物、ゴム靴等は再び滿洲に向け輸出せらるるものが相當多量に上つてゐる。最近五箇年間の對內地貿易額は左の如くである。

最近五箇年對內地貿易額

（單位千圓）

	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
移出	三〇九、八九一	二四〇、六九四	二四九、〇二六	二八二、一四四	三一五、八五四
移入	三一五、三二五	二七八、一九四	二一七、七七〇	二五八、六七〇	三三九、八一七
合計	六二五、二一六	五一八、八八八	四六六、七九七	五四〇、八一四	六五五、六七一
	入超　五、四三四	入超　三七、五〇〇	出超　三一、二五七	出超　二三、四七四	入超二三、九六三

對滿洲貿易　次に對滿洲貿易は地理的關係と人文的結合とに基き、從來順調なる發達を遂げ來つたが、滿洲事變前の數年に於ては世界的不況、銀價の著しき變動、排日風潮等の影響を受け貿易衰退しつゝあつた。然るに滿洲事變後日滿關係の好轉は延いて鮮滿貿易にも刺戟を與へ、昭和七年より俄然好勢に轉じ、翌八年には輸出輸入共に激增し、殊に輸出貿易額の如きは前年に比し六割七分增の四千五百五十六萬餘圓に增大して未曾有の巨額となり、其の結果從來の入超を轉化して約百萬圓の出超を生ぜしむることゝなつた。而して對滿洲貿易の品別を見るに輸

出は綿布、鐵、砂糖、水産物、木材、セメント等の工業製品を主とし、輸入は粟、柞蠶生絲、石炭、豆粕、大豆及天日鹽等の農鑛産品が其の主なるものである。今後滿洲國産業の振興に伴ひ、彼我貿易關係も愈緊密の度を加ふべきこと疑を容れない。最近の推移は次表の通りである。

朝鮮對滿洲貿易額　（單位千圓）

	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
輸出	二六、九三七	一八、一〇四	一〇、六四三	二七、二一二	四五、五六三
輸入	六二、八六九	五二、二四九	三三、三一一	四二、二〇二	四四、四五四
合計	八九、八〇六	七〇、三五三	四三、九五四	六九、四一四	九〇、〇一七
	入超 三五、九三二	入超 三四、一四五	入超 二二、六六八	入超 一四、九九〇	出超 一、一〇九

第六項　金融機關の發達整備

朝鮮に於ける金融機關は明治十一年釜山に設立せられたる第一銀行支店を以

て嚆矢とする。其の後十八銀行、第五十八銀行(後第百三十銀行と改稱、更に安田銀行に合併)は夫々半島各地に支店を設置し、專ら在留內地人の爲替業務を行ひ、明治三十二年には朝鮮側銀行として大韓天一銀行(現在の朝鮮商業銀行)同三十六年漢城銀行、同三十九年韓一銀行(現在東一銀行)が順次創業した。

明治三十五年第一銀行は帝國政府竝舊韓國政府の許可を受けて第一銀行券を發行したが、明治三十七年目賀田財政顧問の財政整理方針成るや、中樞金融機關の新設及金庫開設の急務なるを認め、第一銀行に對し國庫金取扱及貨幣整理事務の一切を委託し、同時に從來同行の發行せる銀行券は爾來公私一切の取引に無制限に通用し得ることを公認した。次で明治四十二年中央銀行として韓國銀行設立せらるるに及んで、從來第一銀行の取扱ひ來れる中央銀行業務は擧げて韓國銀行の手に移され、玆に始めて朝鮮の中央銀行が出現したのである。越えて明治四十三年日韓合邦となるや庶政の大改革行はれ、翌四十四年には朝鮮銀行法發布に伴ひ韓國銀行は名稱を改め、今日の朝鮮銀行となつたのである。

又明治三十九年には地方金融の梗塞を緩和し併せて産業の振興に資せんが爲、農工銀行條例の發布となり、全鮮樞要地十一箇所に農工銀行設置せられ、政府は其の株式の一部を引受け、又は之に對し無利子貸下を爲す等之が保護監督に勗め、翌四十年には地方金融組合規則を制定して各地に金融組合を設置せしめ、之に對して種々援助を與へたる結果逐年其の發達を來し、遂に今日の盛況を見るに至つたのである。又明治四十一年には東洋拓殖株式會社を設立して拓殖資金の供給に當らしむると同時に、農事上の開拓と諸産業の發達とに寄與せしめ以て今日に至つた。

斯くの如く商業金融と産業金融との基礎漸く整備し、各種事業の發達に隨伴して朝鮮金融界は年一年進步發達し來つたが、其の間には相當の曲折變遷を免れなかつたことも事實である。

大正元年總督府は初めて銀行令を制定し、普通銀行の設立經營に關する法規を統一し、同三年には農工銀行令及地方金融組合令を發布して從來の業務範圍を整

理したが尙逐年發達膨脹せる產業及經濟の狀況に鑑み、各農工銀行を合併統一して一大銀行となし資力信用を一層充實せしめて殖產興業に貢獻せしむるを適當と認め、大正七年六月朝鮮殖產銀行令を發布し同年十月資本金一千萬圓を以て朝鮮殖產銀行を設立した。又同年地方金融組合令を金融組合令と改め、其の內容を充實して時代に適應せしむると共に、村落金融組合の增設、都市金融組合及是等を統制する聯合會を各道に新設し、昭和四年各道聯合會の金融調節機關として朝鮮殖產銀行に金融組合中央金庫課を設け、金融組合聯合會に對する資金の操縱と其の指導とに當らしめたが、更に昭和八年金融組合令の改正に依つて從來の各道聯合會は解散合併せられ、新に朝鮮金融組合聯合會の成立を見るに至り、朝鮮殖產銀行の金融組合中央金庫課の業務は之に引繼がれたのである。

尙昭和四年には從來の銀行令に種々改正を加へられ、又貯蓄預金の增加に鑑み、貯蓄銀行令制定せられ新に朝鮮貯蓄銀行の設立を見るに至つた。是より先大正十一年朝鮮無盡業令施行せられてより、各地に營業無盡の發達を見たが、昭和六年

六月政府は無盡業令に大改正を加ふると同時に朝鮮信託業令を公布し信託業者を嚴重に取締ることとなつた。本令の施行により各地に散在せる群小信託會社は漸次整理せられ結局朝鮮土地信託、共濟信託、群山信託、釜山信託及南朝鮮信託の五社が業態健實なるものとして營業免許を與へられ、翌七年には資本金一千萬圓の朝鮮信託株式會社の創立を見るに至り朝鮮に於ける信託會社は總計六社となつたが、朝鮮信託株式會社は全鮮單一體の信託會社を目標とし着々買收合併を進め、昭和九年七月迄に他の四會社を吸收し更に同年十一月に至り南朝鮮信託を買收し、此處に全鮮一信託の理想を實現することとなつた。

斯くて最近朝鮮に於ける銀行は朝鮮銀行、朝鮮殖產銀行、朝鮮貯蓄銀行の外、普通銀行の朝鮮に本店を有するもの九、內地に本店を有するもの四にして是等の支店出張所は合計百六十六(鮮銀、殖銀の鮮外支店を除く)に上り、其の他の金融機關としては東洋拓殖株式會社の支店九、信託會社本支店五、金融組合六百八十五にして是等金融機關は夫々其の使命達成の爲活動しつつあり、斯くの如くにして鮮內の金

融機關は其の體系の整備、店舖の普及大に見るべきものあり、之を日韓併合當時に比すれば格段の進歩を遂げてゐる。左に朝鮮內銀行竝金融組合の發達の概況を表示する。

	銀行					金融組合	
	本店	支店出張所	拂込資本金	預金	貸出	組合數	組合員
明治四十三年末	一一	五九	三、四三〇千圓	一八、三五五千圓	四〇、九一二千圓	一二〇	三九千人
大正九年末	二三	一二一	七九、九五〇	一三九、三五七	二三〇、六九六	四〇〇	二四四
昭和五年末	一六	一五四	六〇、九七一	二二六、五六三	五四八、六六二	六四四	六七一
同八年末	一二	一六三	六一、八七一	二九四、七五四	五五八、一三七	六七四	九六〇
同九年九月末	一一	一六五	六一、七三一	三〇三、四九一	五五〇、九八一	六八五	一、〇七七

第七項　朝鮮經濟界の將來

朝鮮に於ける財政經濟の推移發達の概勢は前掲各項に於て述べた如くであるが、之を要するに舊韓國時代に於ては財政窮乏して國民經濟上の施設毫も顧みら

れず、幣制紊亂し物價動搖して民力の疲弊殆ど其の極に達し、其の後我國の保護政治となり、經濟上の施設稍見るべきものあつたが、積弊の極る所一朝にして其の效果を收め難く、其の發達尙遲々たるを免れなかつた。然るに日韓併合以來總督府は先づ施政の重心を殖產興業に置き銳意交通及金融機關の整備に勗め、各種產業の指導奬勵を爲したることは、他面生命財產の安固、地方民心の安定、內地資金の流入等と相俟つて益其の效果を齎し、產業興り貿易增加し、民力隨つて豐に財政亦鞏固を加へ、經濟の發達實に囑目すべきものあるに至り、就中歐洲大戰發生以後に於て特に其の顯著なるもののあつたことは中外の齊しく認むる所である。

然るに駸々たる時勢の進運と朝鮮の包藏する經濟的素質に鑑みる時、朝鮮產業の開發は素より今日の狀態を以て十分なりと言ふを得ず、其の眞の開發進步は寧ろ今後に期待せらるる狀態である。從つて現總督府當局に依つて行はれつつある半島統治の重心も亦其の經濟開發、富力の增進に置かれ、之が實現には先づ疲弊せる地方農村の根本的立直しを以て最急務とし、昭和七年春季以來自力更生運動

を起し爾來之が達成に邁進しつつあり、同時に又鴨綠江、豆滿江上流地域に於ける森林地帶の開拓利用を目的とする北鮮開拓事業に着手し、更に棉花の增產緬羊の飼育奬勵等をも實施しつつあるが、此の中棉花に關しては現在の作付反別約十七萬町步、實棉年產額一億五千萬斤を十箇年後に作付反別二十五萬町步收量三億斤、更に其の後の十箇年間に反別五十萬町步收量約六億斤に達せしめんことを標準とし、緬羊は十箇年に概算十萬頭、二十箇年乃至三十箇年後には三、四百萬頭に達せしめんとするに在り、是等兩事業は朝鮮の產業開拓を目的とするは勿論、更に我國に缺如せる原料の補給に資せんとする國策的見地に立つものにして、最近頻りに南棉北羊の標語を以て傳へらるるもの卽ち是である。而して斯かる情勢の裡に在つて更に朝鮮經濟の動向を暗示するものは其の工業的發展の可能性である。

蓋し朝鮮は既に述べたる通り原料品として各種の地下資源の外農產、林產、水產、畜產等今後尙豐富に產出の見込あり、勞銀は低廉なるのみならず、工業成立の重大條件たる動力に於ては水力或は火力に依る發電資源豐かなるのみならず、特に朝鮮

に於ては昭和六年十二月電氣事業統制の根本方針決定せられし爲、電動力は極めて安價に供給し得る見込あり、是等の事實は近來頻りに內外企業家資本家の注意を喚起し、現に二三有力筋は朝鮮內に其の工場を進出せしめてゐる。加ふるに這回の滿洲事變に因り日滿關係好轉して以來、滿洲の生產に係る原料を利用する工業及滿洲に供給すべき製品の工場も自然日滿間に介在する朝鮮に設置するを有利とする場合多かるべきを以て、斯かる事情は半島工業發展の機運を一層促進し、斯くて、朝鮮は今や全般的に農業中心の經濟より工業經濟に轉向せんとする傾向を示してゐることは寔に朝鮮の爲祝福すべきである。

第二節　滿洲に於ける經濟界の發達

第一項　總　說

滿洲の文化、經濟が發展の曙光を示すに至つたのは淸朝初代に於ける漢人の滿

洲移住からである。之より先、倒明興清の戰亂に依つて滿洲は極度に荒廢し、加ふるに、順治帝の入關に伴つて滿人の支那本土へ移住する者多く、滿洲民族の發祥地たる滿洲は、却つて山海關を越え渤海を乘切つて侵入する漢民族の爲に占領せらるるところとなつた。仍て一つには光輝ある祖宗の地の荒蕪を憂へ、一つには其の財政的悲境より勸農開墾の急務なるを知り、順治帝は其の十年招民開墾令を公布し、漢人の入滿を奬勵したのである。而も其の後之によつて幾多弊害の生ずるに及んで、康熙帝は滿洲封禁の政策を採るに至つたが、一度南滿の沃野を知つた漢人は、之を阻止し得べくもなく、禁を犯して流入し、特に嘉慶二十五年封禁が解かれて以來、山東、雲貴の漢人は滔々として奥地に侵入し、其の勢澎湃たるものあり、武力に勝つた北方人は南方人の經濟力に征服せらるるの奇現象を呈し、斯くて支那より移植せられた生活樣式が、滿洲社會の基調となり、斯かる農業社會の上に近代的經濟が建設せられてきたのである。

漢人の北上と同時に、滿洲文化發展の一要素となつたものは露西亞の南下であ

つた。一八五八年の愛琿條約、一八六〇年の北京條約に依つて、露西亞は著しく滿洲に勢力を擴大しつつあつた。他方日本の登場は之より少しく遲れて、一八九五年、日清戰爭の勃發後である。馬關條約に依つて、日本は遼東半島南部の割譲を受けたが、露佛獨三國干涉の結果、遼東半島還附の已むなきに至つた。此の三國干涉は明かに露西亞の東漸政策の現れであつたが、果然翌一八九六年、露西亞は支那を動かして、露支密約を締結し、極東政策の基礎を築いた。卽ち支那をして軍事行動の相互援助を約せしめ、更に黑龍江、吉林兩省を橫切る東支鐵道の敷設權並之に附隨したる一切の權利を獲得し、一八九八年には、遼東半島租借權と哈爾賓より旅順、大連に至る鐵道敷設權とを掌中に納めた。其の結果、露西亞は大兵を滿洲に派遣し、或は極東太守府を設くる等、鋭意滿洲に於ける軍事的、政治的工作を進め、更に進んで韓國政府の內政外交に迄容喙するに至つた。

斯くては日本にとり重大なる脅威たると共に、又極東の平和を亂すこと甚しきものがある。仍て日本は猛然蹶起して露西亞に撤兵を要求し其の肯かれざるや、

遂に露國と矛を交ふるに至つた。

ポーツマス條約は、遼東半島租借權と南滿洲鐵道及之に附帶する一切の權利を日本に齎し、日本をして東洋の盟主たらしめ、更に日本は大正四年の日支條約に依つて南滿地方に於ける土地商租權及居住往來の權、營業權、其の他の特殊權益を得、支那政府と協力一致の精神を以て、滿洲の經濟的開發に當つたが、時偶歐洲大戰の勃發は日本工業特に重工業の急速なる發達を促し、國內資源の缺乏を告ぐるに至らしめた結果、滿鐵を中心とする日本の國家的資本投下は益膨脹し、炭坑の採掘、製鐵所の設置、鐵道の敷設等各種事業の興隆を見、又日本側金融機關の進出は民間事業の活躍を誘致し、玆に日滿貿易は頓に活氣を呈するに至つた。

然るに歐洲大戰後澎湃として起れる民族自主の思潮は、支那に於ては列國利權回收運動となつて具體化したが、特に革命に依る國民政府成立以來、直接間接に日本の權益を侵犯すること頻繁にして、日支の外交は漸く惡化しつつあつた。　一方滿洲に於ける內政狀態に於ては、東北軍閥たる張家の秕政續發して、農民の疲弊困

償甚しきものがあり、加ふるに大戰景氣の反動として、全世界を席捲したる不況の嵐は滿洲の天地をも襲ひ、更に銀價の動搖、暴落は之に拍車をかけ、爲に滿洲の經濟界は甚しき不振に沈湎しつつあつた。而して舊軍閥と南方政府との合流成るや其の對日態度は益惡化し、諸種の係爭問題を惹起するに至つた。即ち滿鐵包圍線問題、商租權の蹂躪、小幡公使のアグレマン拒否事件、萬寶山事件、中村大尉事件等相踵いで起り、斯くて我對滿經營には重大なる支障を生じ、其の前途洵に憂ふべき狀態に在つた。然るに昭和六年九月に於ける滿洲事變に次で滿洲國の獨立となり、滿洲は玆に新しき獨自の政治的經濟的局面の展開を見ることとなつた。

滿洲國は建國以來日尙淺きも、其の間內治外交共に舊態を脫し、今や其の國礎益固く治安漸く安定し、產業開發の根幹たる鐵道は急速なる勢を以て建設延長せられ、道路の工築、水運の設備等大に進捗して各種產業貿易愈殷賑を呈しつつある。又從來久しきに亙り、亂雜無統制の狀態に在りし滿洲の通貨は、滿洲中央銀行に依つて整理統一を進められ、延いて國家財政の基礎漸く確立し、順調なる經過を辿る

に至つた。

以上は、滿洲に於ける經濟界發展の徑路を一瞥したるものであるが、以下項を分ちて交通、產業、貿易、通貨竝金融機關等の發達推移の概況を述ぶることとする。

第二項　交通、產業の發達

鐵　道　滿洲に於ける鐵道の發達は此の地に於ける列國の鐵道利權爭奪戰に始まつたと見ることが出來る。二十世紀の初頭、列國の東洋政策愈熾烈となり就中英露は天產資源の豐富なる滿洲に着目し、侵略の基底建設に虎視耽々たる有樣であつが、先づ英國は一八九八年支那との借款契約を締結して、現在の奉山線の一部山海關綏中間六十五粁を建設し、一九〇三年には之を新民屯迄延長したが、他方露國は一八九六年の露支密約に依つて、後貝加爾より滿洲を橫斷して沿海州に至る東支鐵道の單獨敷設權を得、更に日淸戰爭は露國にとつて好個の機會となり、三國干涉又は露佛借款等に依つて支那に寄せた好意の代償として一八九八年には

遼東半島の租借權と共に東支鐵道中の一地點より旅順、大連に至る南滿洲支線の敷設權をも獲得し、露國は直に之が建設工事を始め、五年後には、滿州里、綏芬河間及哈爾賓、大連間の主要線を完成した。此の間、露西亞は英國との間に支那に於ける鐵道に關する協定を結んで英國の北方進出を牽制したる爲、一時危ぶまれた兩國の衝突も解消し、爾來露國は滿洲に於て經濟的にも軍事的にも獨占的地位を確保するに至つた。斯くて露西亞の極東工作は漸次露骨となり、滿洲と接壤する朝鮮を介して日本との關係は必然的に尖銳化するに至り、遂に一九〇四年日露戰爭は勃發し結局露西亞の敗退となりし結果、寛城子以南の東支鐵道南滿洲支線は日本の領有に歸し、露國は北退の已むなきに至つた。

日本は此の鐵道を中心として明治三十九年十二月南滿洲鐵道株式會社を設立し、同社をして鐵道經營竝諸般產業の施設に當らしめた。然し斯かる日英露三國による滿洲權益の分割は列國の默認するところではなく、就中豫てより東洋進出の機を窺ひつつあつた米國は、日露戰後日本が財政的に疲弊せる隙に乘じて滿洲

鐵道利權への割込を策し、屢使を派して鐵道利權の獲得に努め、又英米は共同の下に日露に對して滿洲鐵道の中立案を提議し、更に一九一一年には英米は佛獨と共に四國借款團を組織して飽く迄日露の權益を侵して滿蒙鐵道網に割込を企てたが、是等の策謀は何れも日露の猛烈なる反對に遭ひ、遂に失敗に終つた。斯くの如く列國の滿洲に於ける利權爭奪戰は再三再四繰返されたが、世界大戰の勃發するに及んで形勢は全く一變した。卽ち列國は大戰の渦中にあつて、東洋を顧慮する遑なく獨り日本のみ當時の好況に棹して極東經營に沒頭し、日本の地位を確乎不拔のものに築き上げたのである。而して一方東支鐵道は露國大革命の餘禍を受けて大打擊を蒙り、年々附屬利權を喪失し、遂に一九二四年の露奉協定に依り純然たる露支合辨の營利機關となつたが、世界大戰は斯かる好機を日本に與へたると共に、日本を苦境に立たしめる他の問題を惹起した。卽ち東北軍閥の擡頭と被壓迫民族解放の思潮に刺戟せられた支那の排外運動是である。

而してそれはやがて滿洲一圓に亙る鐵道利權囘收運動となつたが、其の容易な

らざるを知るや、彼等は自國の資本と技術とに依つて鐵道を建設し、我國鐵道權益への壓迫妨害を企圖するに至つた。世に所謂滿鐵包圍線計畫がそれである。而も、其の多くは官憲の力によつて高壓的に建設せられ、經濟的價値を度外視したものであつて、瀋海、吉海、打通、齊克等の諸線が即ち是である。

斯くて東北政權の滿鐵に對する暴壓は常規を逸し、滿蒙の風雲は愈急なるものあり、遂に滿洲事變勃發の重大原因を爲すに至つたが、東北軍閥に代つて滿洲國の獨立を見るや、玆に初めて鐵道は本來の使命に立歸り、產業の開發、文化と經濟との進展を目標とすることとなつた。

現在滿洲國に於ける旣設鐵道は鐵路總局經營三千五百九十四粁、滿鐵經營千百三十一粁、北鐵經營千七百二十一粁、私設鐵道三百四十粁、合計六千七百八十六粁にして、以上の中鐵路總局の經營に係る三千五百九十四粁は滿洲國國有線に屬し同國に於ては曩に之を滿鐵に委託經營せしむることとなり、滿鐵に於ては直に鐵路總局を奉天に新設し、一切の管理經營を代行することとなつたもので、今共の各線

名及粁數を擧ぐれば次の通りである。

線名	粁數	線名	粁數	線名	粁數
奉山線	四一九・六粁	奉吉線	四四七・六粁	馬船口線	一一・六粁
大鄭線	二五三・〇	西安線	六七・三	齊北線	二三〇・四
營口線	九一・一	京圖線	五二八・〇	訥河線	八六・八
北票線	一一二・六	奶子山線	一〇・〇	平齊線	五七一・四
壺盧島線	一一・九	朝開線	六〇・〇		
洮索線	八四・三	拉賓線	二七一・八	合計	三、五九四・七
楡樹線	五・〇	賓北線	三三二・三		

滿洲國の發表する所に依れば、同國に於ける將來の鐵道建設は總延長二萬五千粁を目標とし、今後の十年間に四千粁の新線を敷設し、既設のものと合して總延長一萬粁に達せしめ、主要鐵道は國有として統一經營するとのことであるから、今後益顯著なる發達を遂ぐるものと信ぜられる。

尙一言を要するは現在滿洲國に介在する北滿鐵道問題である。由來本鐵道は

露西亞の東方政策實施の中心地點たりしものであるが、今日に於ては滿洲國內に於ける諸般の施設を妨げ、完全なる統制を亂す障害たるのみならず、治安維持の上より見るも、國防上より見るも滿洲國としては到底默視し得ざるものとなつて來た。一方ソ聯側に於ても、同鐵道の業態不振、拉賓線の完成、自國五箇年計畫に要する資金捻出等の理由より遂に之を滿洲國に讓渡することを決意し、我國は滿露兩國の依賴に基き、昨年以來兩者の間に立つて之が斡旋に勗め來つた。然るに兩者の主張に甚しき相違あり、交涉は屢停頓を示したが、最近に至り買收價格一億四千萬圓、別に從業員手當三千萬圓合計一億七千萬圓を以て賣買成立せんとしてゐることは慶祝に堪へざる次第である。

道路　滿洲の道路は往昔各主要都市と各省の省城とを連絡する官馬大路と稱するものがあつたが、之とても首都の變遷に伴ひ移動改變せられた爲、荒廢の儘放置せらるるもの多く、下つて淸初に於ては道路の構築に稍見るべきものあつたが、庶政の弛緩と共に漸次等閑に附せられ、地方住民が自己負擔に依つて若干の修

築を試みるに過ぎぬ狀態であつた。而して革命後一時道路の保護發展を圖つたこともあつたが、東北政權の絕え間なき鬪爭は、財政を疲弊せしめ道路改築の餘裕を持たしめず、唯近年經濟の發展に伴ひ交通機關として自動車利用が重要視せらるる一方、滿鐵の背後地道路に對する積極的援助もあり、南滿地方には漸く道路修築が行はれつつあつた。

然るに滿洲國となるや新興政府は、產業の開發、治安の維持及文化の普及に最緊要なるは道路なりとして、十年計畫の下に道路設備豫算一億圓を計上し、一箇年千二百哩宛の新道路構築を企圖し、目下着々工事中である。右計畫に依れば新道路は、(イ)國都新京と主要都市間、(ロ)主要都市相互間、(ハ)縣城を連絡する道路、(ニ)國防、治安及產業を主眼とする道路、(ホ)國家が必要と認むる道路等に區分し、又是等の道路を三等級に區別し、此の計畫の實施に當るべく滿洲國政府は國道局を新京に置き、更に新京、奉天、齊々哈爾に建設所を設け、專ら急を要する路線より工事に着手してゐる。斯くて北は黑龍江沿岸より南は熱河省の端に至る迄、整然たる道

路が構築せらるべく、之が完成の曉は產業の發達、文化の促進、國防の充實に多大の貢獻を齎すものと期待される。

水運 滿洲に於て水運の便ある河川は遼河、鴨綠江、松花江、黑龍江、嫩江及呼蘭河等にして、鐵道開通前迄は、陸上の馬車輸送と相竝んで滿洲運送系統の雙翼を爲してゐた。現時に於ても汽船の航行に堪ふる流域以外は帆船或は筏に依り、特殊の輸送を助勢してゐる。此の中松花江は、黑龍江の一支流に過ぎないが、長流二千餘粁に及び北滿の穀倉と稱せらるる肥沃地帶を貫流し、北滿洲の河運界に王者の地位を占め、其の本支流を航行する船舶は三千隻、積載噸數十六萬噸に及び是等船舶の六〇%は哈爾賓の下流で活躍してゐる。遼河は日露戰役前迄は南滿交通上の主要路として、之に泛ぶ戎克は約一萬を數へたが、滿鐵線開通以來、昔日の俤を失ひ、現在は千二百隻に減退した。又本河に依つて、營口に發着する貨物は、年額最多二十萬噸最少十萬噸を算し、營口港出入貨物の一割乃至二割に相當し、出廻貨物は大豆、其の他穀類等の特產物を主とし、又雜貨類の遡江發送せらるるものが約五萬

噸に及んでゐる。鴨綠江は東邊道の物資を輸送するもの多く、每年安東に流下せらるる穀類は約二十萬噸に達し、其の主なる停泊場は安東、長甸、通化、輯安、臨江等にして戎克の數は約四千隻に上つてゐる。黑龍江は北滿洲の巨流なるも冬春期七箇月間は結氷の爲航行不能であるが、夏季は各支流共汽船を通はせ全航路六千六百八十露里に及び、流域の左右兩岸に主なる埠頭六十五を有し、露滿兩國汽船の寄泊に充てられ、其の中ハバロフスクの埠頭が最大である。嫩江は水底淺く汽船の航行は松花江の合流點から齊々哈爾附近迄である。又呼蘭河は、小興安嶺に源を發し、松花江と合し、航行には汽船帆船戎克等を使用する。

滿洲國政府は建國以來着々水運行政の實を擧げ、江防艦隊の活動と航運事業の統制とに依つて國內河川は勿論、黑龍江、烏蘇里江の國際河川に迄進出する定期汽船の運行を見んとしてゐる。

次に滿洲の港灣は所謂南滿三港の外には見るべきものなく、右三港の中開港は營口が最も古く、當初滿洲唯一の貿易港であつたが、日露戰爭後大連港、安東港相次

いで開埠し、營口の繁榮を奪ふに至つた。旅順は商港としての價値に乏しく、大連港の補助港として僅に命脈を保つに過ぎず、大連港は關東州内に在つて經濟上の樞軸を握るのみならず、世界的貿易港の一に數へられ、滿洲貿易總額の六割内外を呑吐してゐる。昨年九月京圖線開通せられて以來北鮮三港との競爭關係を云爲せられてゐるが、兩者の勢力範圍は地理的に自ら區分せられてゐるから著しい變化は豫想せられない。

航空 近時航空機の發達は滿洲にも航空會社を進出せしむるに至り、日本航空輸送株式會社は東京、大連間を、滿洲航空株式會社は新義州―奉天線、奉天―新京―哈爾賓―齊々哈爾線、新京―吉林―龍井村線、奉天―大連線、哈爾賓―寧安線、哈爾賓―佳木斯―富錦線、哈爾賓―海倫―齊々哈爾線、齊々哈爾―海拉爾―滿州里線等を經營してゐる。航空機は滿洲の平原には最適してゐるから、今後の發展が期待せられる。

農業 農業は滿洲產業の大宗であり、其の經濟の中樞を爲すものである。而

して此の地に於ける農業の起原は歴史の闡明に俟たねばならぬが、十六世紀以前即ち明の時代、既に多くの農耕者が居つたことは明かにして、是等の農耕者は、恐らく支那本土から渡來し、此の地に作物の原種と農耕の技術とを齎らしたものと見られ、其の後、清朝は滿洲を漢人の封禁地と爲したるにも拘らず、支那本土に於ける人口の增加及不當なる誅求に依り貧窮の極に陷つた漢民族にして、山東直隸方面より此の地に潛入し、開墾又は採鑛に從事するもの漸增の情勢に鑑み、清朝は遂に一般漢人の爲に滿洲を開放するに至つた。爾來支那本土に於ける凶作、動亂等の續發に依つて山東、直隸は勿論、支那各地より漢民族の避難移住する者漸く增加し、滿洲廣野の開發を促進したことは既に前項に述べたる通りである。而して其の後露國の滿洲侵略、次で日露戰爭となり、一九〇五年八月日露講和條約の締結せらるるや、日本の滿洲進出となり爾來日本は滿洲の開發に對して拮据經營すること約三十年、此の間各種産業、交通、通信、金融等諸機關の發達と共に農牧の生産品亦激增し、就中大豆生産高は著增を見るに至つた。今其の耕作面積と主要作物等を擧

げ更に其の將來性に就き瞥見することとする。
滿洲の可耕作地は約三千萬ヘクタールであるが、其の中既耕地千三百萬ヘクタールであるから、未耕地は尙千七百萬ヘクタールを剩してゐる。 今昭和七年の實績に據る南北滿洲の既耕地、未耕地の割合を見るに、（單位千ヘクタール）

	可耕地		同上比率	
	既耕地	未墾地	既耕地	未墾地
南滿	六、五〇六	三、三八三	六五・八%	三四・二%
北滿	七、一四三	一三、六七〇	三四・三	六五・七

となり、南滿は現に六割五分以上耕作せられてゐるが、北滿は未だ可耕地の過半が未墾の儘であり、南滿にも尙多くの未墾地があるから、開拓の餘地は十分に殘されて居る。

現在滿洲に於ける農作物を擧ぐれば大豆、高粱、粟を其の大宗とし、其の他玉蜀黍、小麥、黍、水稻及陸稻、小豆、綠豆、菜豆等の豆類、大麥、蕎麥等にして以上の年產額は千八

百萬瓩に達し、特用作物として煙草、棉花、靑麻、荏、蓖麻、園藝作物として蔬菜、果樹等がある。昭和四年以降各年の主要農作物收穫高を見るに、

滿洲農產物收穫高（單位瓩）

品種	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
大豆	四、八五四、五五〇	五、三六〇、一五〇	五、二二七、〇一〇	四、二六七、八九〇
其の他豆類	三七七、一七〇	三六九、六〇〇	三一二、八二〇	二七七、六七〇
高粱	四、六七八、三八〇	四、七七一、四七〇	四、四九七、四九〇	三、七二九、三六〇
粟	三、三四九、七一〇	三、二九九、三二〇	二、九六〇、〇二〇	二、六一五、三七〇
玉蜀黍	一、六一一、六二〇	一、五八八、九三〇	一、七〇六、一一〇	一、五四一、八五〇
小麥	一、三〇一、七六〇	一、三八四、一二〇	一、五八〇、三一〇	一、一三三、〇九〇
水稻	一三六、七五〇	一五四、四一〇	一五八、六四〇	一〇九、七九〇
陸稻	一五六、二五〇	一五七、八一〇	一六二、七五〇	一三七、三一〇
其の他の雜穀	一、八二二、六〇〇	一、七七九、五〇〇	一、八五二、七一〇	一、五五〇、三九〇
合計	一八、二八八、七九〇	一八、八六五、三一〇	一八、四五七、八六〇	一五、三六二、七二〇

右の中大豆は滿洲農產の大宗にして現在全滿を通じて四、五百萬噸に上り、世界產額の約六割を占め、而も其の滿洲に於ける產額の中、食用として地方的消費に充てらるるものは一割六分に止り、三割二分は滿洲油房の原料として使用せられ、殘り五割二分は大豆の儘輸移出に充てられてゐる。　又高粱は滿洲農民の主食糧にして、食糧以外には燒酎及澱粉製造用の原料となり又家畜の飼料ともなり、其の稈は木材に乏しき滿洲農民の建築材料、アンペラ原料、燃料等其の利用の途は頗る廣い。粟は高粱と共に重要なる食糧たる外近年多量に朝鮮に輸出せられ、其の他の用途としては、支那酒釀造の原料に供せられ、其の稈は滋養分に富むが故に家畜の飼料として重用せられる。　玉蜀黍は一名包米と稱せられ高粱、粟と共に農民の主食物たる外、支那酒釀造用となり、其の稈は燃料及家畜飼料として利用せられ、又近年日本內地の養鷄飼料として高粱と共に輸出せられてゐる。　小麥は主として北滿に產出し、其の大半は滿洲各地に散在せる製粉工場に消費せられ、黍は蒙古及其の接壤地帶に多く耕作せられ、蒙古人の常食に供せらるるのみならず、酒の釀造原料と

なつてゐる。又水稻耕作が專ら朝鮮人に依つて經營せられてゐることは、既に世人の熟知する所である。

滿洲の主要農產物及其の加工品の輸出額は、近年の實績に徵し、南滿三港總輸出價額の約七割四分に相當してゐる。而も南滿三港の輸出額は全滿輸出額の約八割以上を占むるに依り農產物と其の加工品が輸出貿易上如何に重要なる地位にあるかを知ることが出來る。尙農產物中、最輸出額の多きは、大豆及其の加工品にして豆粕を大豆に換算して之に加ふるときは、數量に於ても價格に於ても農產物及其の加工品總輸出額の七割强を占め、現在に於ける滿洲の經濟は大豆を除いては成立し難しと言ふも敢て過言ではない。

更に滿洲に於ける農業の將來を窺ふに、滿洲には尙多くの未耕地を有することは既述の通りであり、又其の農業發展に對する自然的條件たる氣候、土地等の關係に就て、概して良好であり、現在に於ても大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥等主要農作物の平均生產力は相當優秀にして之を朝鮮の何れの作物に比して見るも遙かに大であ

り、內地との比較に於ても、概して優れて居ることが知られてゐる。然るに滿洲の農法は之を內地のそれに比し、粗笨であり、施肥に付ても內地に於て多量の化學肥料が施用せられつつあるに反し、滿洲に於ては纔に土糞が施されて居るに過ぎず、斯かる粗笨の農法を以てしても尙且優れたる生產力を持つ所より見れば、今後其の農法に改良を加へ、灌漑其の他の施設が完備せらるれば、自ら其の生產力を增加することとなり、其の前途は洋々たるものである。

鑛業　滿洲の鑛業は農業と倂稱せらるる大資源であるが、古來の風習として土地の開掘を不祥事とし、又淸朝初期に於ける滿洲封禁等に依つて、久しい間國民は鑛產資源を知らなかつた。斯くて滿洲鑛業が初めて開發に着手せられたのは露西亞の手に依り、次で日本に依り行はれたものである。而して日本の滿洲に於ける鑛山採掘權は日露講和條約の結果、鐵道其の他の權利と共に露西亞より讓渡せられたるに始り、明治四十二年には日支協約に依つて撫順、煙台、兩炭鑛に於ける經營權が確認せられ、滿鐵沿線に於ける其の他の鑛山採掘は日支合辦に依ること

となつた。之に依つて本溪湖煤鐵公司の設立を見、更に大正四年の日支新條約に基き、日本は別に九個の採掘權を獲得し、其の中鞍山の鐵鑛採掘が實現せらるるに至つた。

斯くの如く日本が滿洲の鑛業の開發に當るに連れて、支那側に於ても其の必要を感じ、民國三年新に鑛業條例を制定實施し、鑛山投資を容易ならしめた爲、滿洲鑛業界は著しく活氣を呈するに至り、歐洲大戰の起るに及んで鑛産品の需要愈增大し、各地に鑛業開發が試みらるることとなり、其の間日支合辦經營の計畫も簇出するに至つたが、徒に投機的動機に驅られたるもの多く、爲に之等は戰後の不況來と共に殆ど潰滅し去つた姿である。

然るに一方滿洲に於ける排日思潮と東北軍閥の擡頭とは、我國の鑛山投資及鑛山經營を壓迫し、又重要鑛山の經營を支那官營に移す方針を採り、我國の立場は甚しく不利なる狀態に置かれたが、滿洲事變は斯かる情勢を一變する好個の機會となり、新興滿洲帝國政府は鋭意鑛業振興の方針を立て、國富增進を目標に、我國と協

力一致して、鑛業開發に進むこととなつた。

滿洲鑛產の大宗は石炭竝鐵であり、石炭は最近年產額約九百萬瓲にして、其の中の大部分は撫順、煙台、本溪湖等の日本側炭坑より採掘せらるるものである。尙滿洲の炭坑に關し留意すべきは本年五月設立せられたる滿洲炭礦株式會社である。同社は上記三炭坑以外の滿洲諸炭坑の統制、鑛業權の取得、炭坑投資等を目的とし資本金滿洲國幣千六百萬圓、中滿洲國と滿洲中央銀行とより八百萬圓、南滿洲鐵道株式會社より八百萬圓を出資し、本社を新京に置くものにして、本會社の盛衰は獨り一會社の業績と言ふに止らず、滿洲國に於ける產業に大なる影響を及ぼすものとして注視せられてゐる。

鐵鑛の採鑛と精錬とは現在鞍山、本溪湖に限られ、而も其の鐵鑛石の含有量は割合少きも、石炭、粘土、硅石、石灰石等製鐵に要する材料豐富なる點より洋々たる將來を持ち、大正十四年頃までは採掘高年額二十萬瓲內外であつたが、鞍山製鐵所の增產計畫に依つて、原鑛採掘高は年々增加し、最近に於ては九十萬瓲を超過し、銑鐵製

造高も三十六萬餘瓲に上り、近く昭和製鋼所の銑鋼一貫作業開始をも見れば、一層増加を來すべき狀勢に在る。

非金屬鑛物のうちマグネサイト、滑石、ドロマイト、オイルシェール等は其の質量共に滿洲特有の鑛物にして、化學工業原料品として重要視せられ、他に石灰石、耐火粘土、硅石等の窯業原料鑛物があり、是等の產額は概して增加の傾向に在る。

工　業

滿洲は農產、畜產、林產、鑛產等各種の天然資源に惠まれ、又土地、動力、燃料、工業用水、勞力等の企業條件に於ても相當優れたるものあるに拘らず、其の工業は概して小規模にして未だ手工業の域を脫せず、近代工業に於けるが如き大資本に依り、最新の技術と設備とを取入れたるものは甚だ少く、唯僅に關東州及滿鐵附屬地に日本を中心とする諸工業が近代的色彩の下に發達しつつあるのみである。而して斯くの如く滿洲に於ける工業發展の遲々たるは、一つには其の國民に工業知識と資本の乏しきと又一つには舊東北政權の秕政と壓迫とに因るものと思はれる。

滿洲固有の工業としては淸朝の中葉以降大豆から豆油を搾る油房、小麥粉製造の磨坊及高粱酒釀造の燒鍋等所謂滿洲の三大工業を擧げ得るが、是等とても何れも小規模のものにして、此の外には重工業に屬するものは勿論、輕工業に屬するものも其の發達極めて遲々たる狀態であつた。而して二十世紀の初頭滿洲が世界經濟と連繫を持つに至つて、初は露西亞に依り、次で日本に依り、滿洲の近代的開發が行はるるに及んで、關東州、滿鐵附屬地竝其の近郊に各種の近代的工業が企畫され發達することとなつたもので、卽ち關東州內に於ては大連、南滿に於ては奉天、北滿に於ては哈爾賓が其の中心地となり、業種別に於ては、哈爾賓は製粉、油房、アルコール工業等を主とし、南滿地方は多種多樣に亙るも其の代表的なるものとして油房、紡績、製鐵、セメント、製粉、煙草製造等の諸工業があり、其の他主要工業としては、燐寸、製麻、柞蠶工業等がある。今滿洲內の全工業(關東州、滿鐵附屬地及其の附近を含む)を總括的に見るに、昭和七年は工場數四千七十九(休業中のものをも含む)職工數十萬八千人、生產高三億二千四百萬圓、投資額二億四千二百萬圓であるが、右統計は既

往年度の計數無きを以て從來との比較を爲す能はず、仍て滿洲に於ける工業の主要部分を占むる關東州及滿鐵附屬地の工業現勢を見るに、昭和七年に於て全工場數八百九十四、資本金二億三千六百餘萬圓、生產價額一億二千三百三十九萬餘圓にして此の中價額百萬圓以上の生產品を擧ぐれば次の如くである。(單位千圓)

品目	價額	品目	價額	品目	價額
豆粕	四七、〇七七	織物	二、二九五	人造肥料	一、二三二
豆油	一七、二四九	藥品	一、八九八	玻璃	一、一二四
銑鐵	一一、〇八六	油類	一、七九七	蠟燭	一、〇四五
綿絲	九、五一六	セメント	一、四〇八	煉瓦	五、五七九
製材	七、一一二	支那酒	一、三九一		
煙草	四、二〇八	麻袋	一、三三一		

而して以上を昭和二年に比較して最近五箇年間の變遷を見るに、工場數は百七十七を增加し居るも、生產額に於ては豆粕、豆油、セメント、玻璃等の激減を主因として總額に於て二千百餘萬圓の減少を告ぐることとなつた。

次に南滿地方に於ける工業界の近年の消長を顧みるに、關東廳始政當初に於ては僅に營口に舊來の油房工業を有したるに止り、其の他は殆ど見るべきもの無き狀況に在つたが、大正三年歐洲大戰の開始に因り、各種の事業勃興し、大正八年頃に於ては企業界殷賑の絕頂に達し、恰も滿洲財界の黃金時代を現出した。然るに戰亂の終熄に續く經濟界の反動期に逢着して忽ち悲境に陷り、其の基礎薄弱なる事業は、一朝にして破產壞滅し、其の然らざるものと雖氣息奄々辛うじて事業を繼續し、僅少ながら利益を擧ぐるものは、十指を出でざる狀態となり、滿洲に於ける我工業上の實勢力も危機に瀕することとなつたが、其の後時日の推移と共に漸次安定するに至つた。而も此の間當業者が何れも其の事業挽回の爲、銳意努力せることとは言ふ迄もなき所である。殊に最近の狀勢に於ては、滿洲國は建國以來一般產業の開發に努力し、就中工業に就ては國內に賦存する豐富なる資源と新國家の急激なる生長とを對象として將來の發展を期待し、同國政府は曩に發表したる經濟建設綱要に於ても工業に關する根本方針を示し、之に則り各種の施設對策を怠らず、

專ら同國工業の圓滿なる發達を期待しつつあれば、各種產業の發展と共に工業界も亦一大躍進を遂げんとしてゐる。

商　業　滿洲の主要產業は農業であり、商業が組織的に行はるるに至つたのは比較的近年のことである。淸朝の時漢人の來往が始つて以來、支那本土に於て商業を得意とする山西、直隸の住民も續々と移住し來り、小規模乍ら所々に組織的な商業が見られるやうになつた。而して一八五八年營口の開埠あり、次で英國が山海關より綏中に至る鐵道を敷設するに及んで、滿洲は初めて世界經濟との聯關を保つに至つた。

其の後露西亞竝日本の滿洲進出に依つて、大連は一躍世界的貿易港の班に列し、南滿の交通貿易は頓に發展し、同時に人口の增加は鐵道沿線主要都市を益近代化し、商業發展の上にも一轉機を劃するに至つたが、其の後歐洲大戰後に於ける世界的不況の襲來、銀價の動搖、暴落、舊東北政權に依る秕政等に因り商業發展にも一頓挫を來し爾來久しく沈滯裡に在つたが、今や滿洲國の獨立と共に諸政革り、治安は

維持せられ、各種の商取引亦漸く活況を示さんとする形勢にある。新滿洲國政府は曩に發表したる經濟建設綱要中商業の助長に關しては次の如く述べてゐる。

(1) 一般商業に對しては努めて之を助長奬勵し、取引の圓滑を期し、國內產業の販路を廣く世界に求め、以て商賈の繁榮を計らんとす。之が爲我が商民の特徵は益之を助長せしめ、舊慣の改むべきは之を矯正し以て取引の合理化を期す。又生活の必要品、其の他國民生活に重要なる關係を有する商品につきては、適切なる供給と價格の調節とをなす。

(2) 新に特許法商標法等を發布し、工業所有權の保護を計り、寄託保險等に關する法制を定め度量衡の制度を統一し、其の他取引所の制度を改善する等、商取引に關する文明的施設をなさんとす。

(3) 關稅政策は貿易の振興を旨とし、國際取引の增進を期す。

右の方針に依つて新政府は各種の商業奬勵助長策を採り、着々所期の目的に邁進しつつあるが、滿洲が對外貿易に於て、歷年出超を繼續して來た點よりしても、近

き將來に於ける商業的飛躍が期待せられる。

滿洲國に投下せられた日本の商業資本は明確に知り難いが、法人組織、個人企業を合せて、一億二千萬圓程度に上るべく、是等邦人の商業助成機關として大連、奉天、安東、新京、哈爾賓、鐵嶺、營口には商工會議所があり、其の他取引所、保險、倉庫等もある。殊に滿鐵倉庫と共の混合保管制度とは滿洲商業の一特色とせられてゐる。

日本側商業は一部大手筋を除いては從來久しく不況裡に沈湎し、殊に滿鐵社員竝關東廳官吏の消費組合に壓せられ、我國小賣商は殆ど自滅せんばかりの窮狀を呈した爲、其の打開策の一として、曩に輸入組合、金融組合等の設立を見るに至つたが、其の中、最も活躍しつつあるものは金融組合にして、輸入組合は邦品の販路擴大と低資融通、經營方法竝商習慣の改善、仕入斡旋、委託販賣の仲介等を目的としてゐる。此の外沿線主要都市には小賣市場がある。從來に於ける邦人小賣商の不振は上述の如くであるが、滿洲國の成立せる今日に於ては、全滿各都市に日本人の居住及營業の權利を認められ、又滿洲國鐵道の滿鐵委託經營に依つて邦人の居住範

圏は著しく擴大せられ、自然邦商の販路も擴張されんとしてゐる。

滿人側商業は大都市以外に於ては頗る幼稚にして、奥地には今尙隊商又は定期市に依る商業が存續してゐる。又滿人側商店經營には新式と舊式とがあり、更に單獨經營と共同經營との兩種あるが、概して共同のもの多く、是等商人は何れも獨特な人的要素を重要視する經營法に依つて根强い商勢を誇つて來たのであるが、近代文明の流入と共に漸次近代經濟組織の影響を受けつつあることは爭はれない。

第三項　對外貿易の推移

對外貿易概觀　滿洲の外國貿易は營口の開港より始る。卽ち一八五八年英國と支那との間に結ばれた天津條約に依つて、營口の開港が實施せられて以來、南滿洲奥地の農產物は馬車に依り、若くは遼河の水運に依つて營口に搬出せられ、沿岸諸港からは汽船又は戎克による內外物資の輸入を見るに至り、營口は當時滿洲唯

一の貨物呑吐港として繁榮を示した。然し其の貿易額は未だ微々たるものに止り、沿岸貿易の域を脱しなかつた。

滿洲の對外貿易を急速に發展せしめたものは、日露戰後に於ける我國の滿洲開發である。即ち戰爭の結果我國は關東州の租借權を繼承し、南滿洲鐵道を讓渡せらるるや、大連港を開放し其の港灣設備を完成した爲、同港は一躍南滿第一の貿易港となり、同港と前後して安東、大東溝等相次で開埠し、北滿各地も亦門戶を開くに至つた爲、外國貿易は顯著なる發展を遂げた。

滿洲の貿易には大連、營口及安東の南滿三港に於ける海路貿易と安東、哈爾賓、龍井村、琿春等に於ける陸路貿易とがあり、其の貿易額は年に依り多少の相違あるも、南滿三港の貿易額を以て滿洲總貿易額の九割內外を占め、從つて滿洲貿易の大勢は是等三港貿易の消長に依つて窺ふことが出來る。而して是等の中大連は不凍港たると港灣設備の完備せることとに依つて絕體的優位を保ち、其の勢力範圍は大體に於て遼陽以南と見られ、營口は支那沿岸各地との貿易に於て依然潜勢力を有

し、錦州を中心とする遼西地方を以て其の背後地とし、安東は安奉線及鴨綠江上流地方の玄關口である。

次に貿易額の推移を見るに、明治四十年大連、安東、大東溝に海關が設置せられた頃は、滿洲の貿易總額は僅に五千九百餘萬海關兩に過ぎなかつたが、翌々年大豆の歐米輸出が開始され、滿洲貿易は玆に一新紀元を劃し、俄然輸出入額の著增を見るに至つた。爾來產業の開發に伴ふ農產物の增產、交通機關の整備、金融機關の普及、企業資金其の他外國資金の流入、販路の開拓及擴張、關東州及鐵道附屬地の發展、人口增加等の諸要因に依つて順調なる發達を續け、昭和四年には輸出入總額七億四千五百萬海關兩に上り、昭和五年、六年には恐慌に禍され若干の減少を免れなかつたが、尙六億八千萬海關兩以上を示し、昭和七年には世界的不況、滿洲事變、滿洲國の海關接收に對する支那の報復的關稅改正等の打擊を受け、五億八千萬海關兩に低下し、翌八年には大豆、豆粕、柞蠶絲等所謂滿洲特產物の價格暴落に因り輸出は甚しく不振なりしも、諸建設事業の進展に伴ふ諸材料の輸入增加あり、總貿易額は約六

億一千萬海關兩であつた。昭和四年以降の各年輸出入額左表の通りである。

全滿洲輸出入貿易額　(單位千海關兩)

	輸出	輸入	總貿易額
昭和四年	四二二、八七三	三二二、四〇二	七四五、二七五
同　五年	三八九、九八九	二九六、六四九	六八六、六三九
同　六年	四七三、八六八	二一八、九四八	六九二、八一七
同　七年	三九四、九六九	一九二、九九一	五八七、九六〇
同　八年	二七一、三六三	三二九、八三四	六〇一、一九七

又貿易尻の推移を見るに、滿洲貿易は從來概ね出超を示してゐたが、昨昭和八年に至り四千二百萬海關兩の入超を見るに至つた。之は新滿洲國に於ける諸般の建設材料の輸入增加を來したるに因るものにして、此の趨勢は或は當分持續するやも測られざるも、今後滿洲國に於ける產業の發達に依り、軈ては出超に轉換するの時機到來するものと期待せられる。

尙滿洲國政府は建國第一年全滿洲海關の接收に依つて關稅自主權を確保し、昭

和八年七月第一次關稅改正を行ひ、更に昭和九年十一月相當廣汎なる範圍に亙り輸出入稅率を改正し、稅制體系の確立に努めつゝある。

主要輸出入品　滿洲は今日に於ても尙原料品輸出國であり、加工乃至製造品の輸入國である。　輸出品の大宗は大豆にして斬然頭角を露し、豆粕竝豆油と共に輸出の中心を爲し、之に次で石炭、高粱、鐵及鋼、落花生、玉蜀黍、柞蠶絲、粟、木材等がある。又輸入品の主なるものは小麥粉、砂糖、煙草、棉花、綿布、麻袋、紙、鐵鋼及製品、機械及工具車輛等である。

對日本貿易　更に滿洲對外貿易の國別關係を見るに、其の最密接なる關係にあるは言ふ迄もなく日本にして、其の他主なる諸國との貿易額は次表の如くである。

滿洲國國別貿易額

	昭和六年	昭和七年	昭和八年
日本	千海關兩 二四六、四六一	千海關兩 二二五、七四七	千國幣圓 四八四、七六七
朝鮮	三〇、三一六	三五、四〇一	五六、二六七

支那	二一四、〇七七	一四四、一八九	一三五、〇二二
獨逸	一〇、四七二	五一、〇九九	七六、八一二
米國	一八、七四四	一四、五八八	三六、四〇九
英國	二〇、八一九	一一、六二四	一五、九三四
露國	五九、九四八	二六、〇三三	二〇、四八七
其の他	九一、九七七	六八、七六九	一一二、一六八
總計	六九二、八一七	五七七、四五四	九三七、八六六

備考　一海關兩は國幣一・五六圓に當る

右に依れば日本は朝鮮を合して昨昭和八年に於ては滿洲國全貿易額の五割七分を占めて斷然他國を壓し、殘りの四割三分は英米獨支露其の他の占むるところである。

滿洲の我國に對する貿易關係は、大戰後の數年を除き終始我國の入超を以て一貫してゐるが南滿三港貿易の最近五箇年平均に依り重要商品の各輸移出總額に對する對日輸出割合を見るに、大豆は二七%、豆粕六八%、石炭及コークス五八%、粟

九七%、鐵及同製品八九%、柞蠶絲七一%、雜豆類七四%等にして、滿洲の重要產業は我國を販路とすることに依り初めて成立するものなることを實證し、特に豆粕に對する需要が大豆生產及油坊業の發達を促したことは顯著なる事實である。又同じく南滿三港貿易の最近五箇年平均に依れば、滿洲の輸移入總額中日本よりの輸入額は四三%を占めて我國が最大供給者なることを示し、此の中綿織物は六三%、砂糖六九%、藥品及藥材三九%、鐵及鋼四七%、機械類五一%、車輛類五四%、紙類四五%となつてゐる。

斯くの如く、日滿貿易關係は現在に於ても極めて密接なるものがあるが滿洲國の發達と同國經濟建設の進捗するに連れ今後益緊密の度を加へ、兩國の目的とする經濟提携、共存共榮の實を擧ぐるに至るものと信ぜられる。

第四項　通貨の變遷

滿洲に於ける通貨の淵源を尋ねれば、遠く金代(十二世紀)に流通したる硬貨と紙幣

とに迄遡り得るであらうが、斯かる沿革の詳述は姑く措き、茲には舊政權時代に於ける複雜混亂を極めたる通貨狀況と之が如何に一般民衆の利益を損じ、其の經濟發展を阻害し來つたかの事實の一端を窺ひ更に滿洲國の制定せる新幣制に就き其の主要點を述ぶることとする。

舊政權時代の通貨狀況　支那には古來統一の貨幣制度實施せられず、各種の通貨は雜然として流通して居り、滿洲に於ける通貨の狀況は之を支那に比すれば寧ろ簡單なりと言はれてゐるが、而も尙種類多く系統の複雜なることは想像以上であつた。　卽ち新幣制制定前に於て流通したる通貨は奉天票、現大洋票、哈爾賓大洋票、吉林官帖、永衡大洋票、黑龍江官帖、江省大洋票、熱河興業銀行票、鎭平銀、小洋錢、大洋錢、銅元、過爐銀、各種私帖等の支那側通貨と金票、鈔票及日本補助貨等の日本側通貨にして、之を本位の系統より見れば、金、銀、銅の三種あり、之を性質の上より見れば鑄貨、銀行券、私帖等あり、更に之を國籍別より見れば滿洲、支那、日本の外一時露國留の流通を見たることもあり、是等は互に混淆して其の間何等の聯絡なく、流通範圍も

區々であつた。

而して銀系通貨は金系通貨に比し概して其の價値變動著しきものがあるが、滿洲通貨にあつては、其の上更に銀塊相場とは殆ど關係なく、濫發或は發行者の信用失墜等の原因により下落することあり、通貨の相場は常に不安定にして、之が商取引を阻害し、經濟の發達を妨げたること極めて大である。加ふるに舊政權は己が野望達成に要する軍費捻出の爲には、常に政府と密接なる關係を有する官銀號を利用して各種の事業に關係し、紙幣の濫發を行ふを例とした。即ち各官銀號は特產物出廻期前となるや、多額の紙幣を準備して、一般商民に貸出す代りに官商に融通し、是等官商は奥地深く入込んで特產物の買付を行ひ、之が支拂は前記の不換紙幣を以てし、買占めたる特產物は大連其の他の大市場に搬出して金票又は現銀に代へ、一方農民が受取つた不換紙幣は出廻り閑散となるにつれて急速なる値下りを來し、農民は塗炭の苦しみを喫する一方、軍閥は巨利を博すると言ふ皮肉なる現象を生じたのである。是即ち軍閥の巧妙なる農民搾取の方法であつた。斯くて

從來各方面に於て計畫せられし幣制統一も常に軍閥の利害と相容れず、不成功に終つてゐた次第である。

滿洲國の新幣制　然るに滿洲國の獨立成るに及んで、永年待望せる幣制統一、通貨安定は遂に實現の緒に就くこととなつた。即ち大同元年六月十一日新政府は執政敎令第二十五號貨幣法を以て、新幣制を公布即日實施し茲に幣制改革の第一歩が踏み出されたのである。

而して右新幣制は純銀の量目二三・九一グラムを以て價格の單位とし、之を圓と定めたが、此の量目は現大洋錢の平均含有純銀分にして、新貨幣の本位は法規上兌換の規定が無いから、純然たる銀本位と稱し難いが、通俗的には銀本位と唱へられて居る。又貨幣の製造及發行權は政府に屬するが、其の實行は滿洲中央銀行の司る所であり、鑄貨は白銅貨幣、靑銅貨幣の二種にして銀貨幣の鑄造を行はず紙幣は法貨として無制限に流通するが從來の如く無準備無制限に發行することなく、發行高の三割以上に相當する金屬準備と此の準備額を控除したる殘餘の發行高に

對しては確實なる證券又は手形の準備を要することとなつて居る。斯くの如く發行高に對する三割以上の準備を必要とするが此の準備と紙幣とを繋いで通貨の調節及價値安定の效果を齎す紐帯たる兌換又は爲替兌換の規定が無いから政府は法規上兌換の責任はないが、事實上滿洲中央銀行の力に依り、殆ど兌換に等しき效果を擧げてゐる。

右に次で同年六月二十七日滿洲國政府は舊貨幣整理辨法を公布し、舊貨幣の新貨幣に對する換算率を定め滿洲中央銀行をして舊貨の回收に當らしめ、其の中十五種の紙幣は同年七月一日より滿二箇年間一定の換算率に依り通用を認めらるる事となつたが、此の換算率に據り國幣に換算せられたる總額は當時一億四千二百餘萬圓であつた。今舊紙幣の發行銀行、紙幣名、換算率等を擧ぐれば左の如くである。

舊發行銀行及紙幣名	換算率
一、東三省官銀號發行兌換券(天津券ヲ含マズ)	新貨幣一圓ニ付一圓

二、邊業銀行發行兌換券(天津券ヲ含マズ)　新貨幣一圓ニ付一圓
三、遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券　新貨幣一圓ニ付一圓
四、東三省官銀號發行滙兌券　新貨幣一圓ニ付五〇圓
五、公濟平市錢號發行銅元票　新貨幣一圓ニ付六〇圓
六、東三省官銀號發行哈爾賓大洋票(有監理官印)　新貨幣一圓ニ付一・二五圓
七、吉林永衡官銀錢號發行哈爾賓大洋票(有監理官印)　新貨幣一圓ニ付一・二五圓
八、黑龍江省官銀號發行哈爾賓大洋票(有監理官印)　新貨幣一圓ニ付一・二五圓
九、邊業銀行發行哈爾賓大洋票(有監理官印)　新貨幣一圓ニ付一・二五圓
十、吉林永衡官銀錢號發行官帖　新貨幣一圓ニ付五〇〇吊
十一、吉林永衡官銀錢號發行小洋票　新貨幣一圓ニ付五〇圓
十二、吉林永衡官銀錢號發行大洋票　新貨幣一圓ニ付一・三〇圓
十三、黑龍江省官銀號發行官帖　新貨幣一圓ニ付一六八〇吊
十四、黑龍江省官銀號發行四厘債券　新貨幣一圓ニ付一四圓

十五、黑龍江省官銀號發行大洋票　　新貨幣一圓ニ付一・四〇圓

而して是等紙幣は其の後漸次回收せられ之に代つて新紙幣の發行を見、現在に於ては發行高中舊紙幣の量は千數百萬圓に過ぎず、尙本年六月末を以て舊紙幣は通貨としての資格を失ふこととなるが、期限後未回收分に對しては所持者の利益を保護する爲更に一箇年の交換期間を設定し、同行に於て交換に應ずることとなつてゐる。

滿洲中央銀行の國幣發行　同行は創業以來國幣の發行に關しては經濟界の情勢に應じて之を調節するは固より、更に準備の充實を圖り爲替關係の推移に留意する等、常に其の價値安定に努力してゐるから右國幣の流通は圓滑に行はれ、其の發行高は大同二年には年初特產出廻最盛期に於て約一億五千五百萬圓、夏季金融の最閑散なる時期に於て一億四百萬圓、最近に於て一億千八百餘萬圓を示して居る。斯くの如くにして滿洲の幣制統一は其の基礎成り着々所期の目的を達成しつつあるは留意すべきである。　尙此の外日本側紙幣として朝鮮銀行の發行に係

る金券及横濱正金銀行の鈔票が流通しつつあることは別項記述の通りである。

第五項　金融機關の發達

日本側金融機關　日本の金融機關が初めて滿洲に進出せしは明治三十三年である。此の年横濱正金銀行は當時滿洲第一の貿易港たりし牛莊(營口)に支店を設け、明治三十五年には同地に於て一覽拂の銀手形を發行した。又日露戰爭當時我軍は六種の銀本位軍用手票を發行し戰爭直後其の流通高は一億五千萬圓にも達した爲、之が整理の必要起り明治三十九年九月より横濱正金銀行をして鈔票を發行せしめ、同時に其の支店を滿洲の要地に開設し我國國庫金の取扱をも開始せしめたるに依り、同行は滿洲に於ける主要なる日本金融機關たるの地位を保つに至つた。當時銀票は法律に依り、强制通用力を有してゐたが、銀相場の下落と換算不便なりし爲、明治四十年關東都督府の收支及滿鐵の運賃は金票建に改められ、又日本人渡滿者の增加するにつれ、南滿鐵道附屬地及關東州內に於ては、日本銀行兌換

券と共の補助貨が流通するに至り、斯くて大正二年勅令に依り横濱正金銀行は金票の發行をも許可せられた。然るに是より先明治四十二年には朝鮮銀行は安東縣に出張所を置くに至ると共に、同行の發行に係る銀行券も初めて滿洲に進出し、金資金の需要に迎へられて漸次共の流通範圍を擴大することとなつたが、折柄大正六年我政府の對滿金融に關する根本政策樹立せられ、之に準據して横濱正金銀行は其の金券發行權及國庫事務の取扱を朝鮮銀行に又特別貸付業務を東洋拓殖株式會社に讓り、同行は其の本來の使命たる外國爲替業務に主力を盡すこととなり、朝鮮銀行は一般商業金融の中樞機關として又東洋拓殖株式會社は滿洲に於ける不動産金融に當り活動することとなつた。之に依つて滿洲に於ける日本側通貨の金票は朝鮮銀行券を以て統一せらるることとなつたのである。次に日本側地方銀行としては正隆銀行及滿洲銀行最有力にして正隆銀行は明治三十九年日支合辦を以て營口に設立せられ、同四十三年大連に本店を移したるが、大正十四年龍口銀行を合併したるものである。滿洲銀行は大正十二年七月當行の斡旋に依

り大連、滿洲商業、奉天及遼東の四銀行を合併し資本金一千萬圓を以て大連に設立せられ、兩行共滿洲各地に支店を有し日滿商人に對する金融の便を圖りつつあり、其の他日本側銀行としては現に新京に新京銀行、安東縣に安東實業銀行及協成銀行、鐵嶺に日華銀行等があり、近時庶民金融機關として金融組合が各地に設立せられて來た外、質屋、無盡業も各地に存在し相當に重要視せられてゐる。

外國銀行 奉天、營口、大連等の南滿諸都市及哈爾賓を中心とする北滿地方には外國銀行が活躍し、其の中最早く設立せられたるものは、一八九五年露西亞が東支鐵道建設を動機に設立した露亞銀行である。同行は本店を巴里に置き滿洲に於ては哈爾賓、營口に支店を置き實際上佛國資本に依つて成立し一時勢力を揮つたが、一九二六年銀爲替に失敗し業態不良に陷りて取付に會し今尙閉店整理中である。又同じく露西亞銀行として一九二三年に現れた極東銀行は、東支鐵道の露國側機關銀行であるが、近年同鐵道に絡む種々の問題に當面して難境に在るが如く、英國系銀行としては香港に創設せられた滙豐銀行(香港上海銀行)が露西亞側銀行

の勢力失墜と共に哈爾賓に進出し、大連、奉天にも店舗を設けて専ら特産資金の供給及海外輸入雜貨を對象として業務を行ひ、麥加利銀行(チャータード・バンク)は一九二八年哈爾賓及大連に進出し、米國ナショナル・シチー・バンクは花旗銀行の名稱を以て大連、奉天、哈爾賓に支店を置き、米國品の輸入金融に力を注いでゐる。

中華民國の銀行　現に滿洲に在るものは中國銀行及交通銀行の二行である。前者は本店を上海に有し、資本金二千五百萬元、滿洲進出は光緒三十四年(明治四十一年)以來のことにして、大連を初め主要都市十五箇所に支店を設け、後者は本店を上海に置き資本金一千萬元、宣統元年(明治四十二年)以來滿洲に進出し、大連外八箇所に支店を有してゐる。　而して右兩銀行は一般銀行業務を營む外、事變前迄官銀號と同じく紙幣をも發行し活動しつつあつたものである。　此の外天津に本店を有する金城銀行、東萊銀行の二行が夫々大連に支店を設置してゐる。

滿洲側金融機關　滿洲側金融機關には、錢莊、當舖、糧棧、銀爐等の如き舊式機關と新式金融機關との兩種がある。　而して新式のものが主として大都會及鐵道沿線

の主要地に在るに反し、舊式機關は奧地に迄も散在し今尙庶民金融機關として隱然たる勢力を有してゐる。

錢莊は個人又は合資組織に依り經營せられ預金、貸付、爲替及貨幣の賣買を行ひ當舖は我國に於ける質屋に當り之を專業とするもの或は錢莊又は雜貨店を兼營して副業とせるものあり動產を以て擔保とし貸付を爲す下層民の金融機關である。糧棧は穀物の倉庫兼問屋業を營み、時に農業金融機關として活動し、特產取引に重要なる役割を持つてゐる。銀爐は元外來銀の改鑄を行ふ爲營口に設けられ、後には帳簿上の振替制度を採るに至つて貿易上重要な位置に在つたが、近時銀爐中の破產者續出と共に過爐銀相場慘落し金融梗塞に陷つた爲、新政府は過爐銀の發行及流通を禁止した。

是等の舊式金融機關は其の後發達した新式銀行に依つて次第に業域を蠶食されて來たが、奧地に於ては今尙庶民金融機關として重要な働を爲してゐる。其の外近年に至り儲蓄會なる特殊貯蓄機關現れ、各種の貯蓄預金を受入るる一方、其の

會員に對して貸付を行ふ等漸次發達しつつある。

滿洲に於ける新式銀行は大體一九〇五年頃より現れ始めたが、最多く設立を見たのは一九二〇年以來のことにして、這般滿洲事變の勃發迄各省には官銀號と稱する省立中央銀行があり夫々紙幣を發行してゐたことは前項に於て述べたる如くである。即ち奉天省の東三省官銀號は奉天大洋票、奉天小洋票、現大洋票、四行號準備庫現大洋票、哈大洋票を、吉林省の永衡官銀錢號は吉林官帖、吉林大洋票、吉林小洋票、哈大洋票を、黑龍江省官銀號は黑龍江官帖、哈大洋票、江省大洋票の三種の紙幣を發行し、邊業銀行は張家の機關銀行として初め天津に設立せられ、後奉天軍の關內撤退と共に本店を奉天に移したものであるが、資本金の大半は張學良の出資に係り、現大洋票及哈大洋票の發行權を有し、國庫事務を取扱ふ外預金、貸出、爲替等一般銀行業務を營み官憲と特殊關係を有するものであつた。

此の外錢莊等にして新式銀行に改變したものもあるが、小資本のもの多く擧ぐるに足らない。尙上記の官銀號及邊業銀行等は銀行本來の業務を營む外、其の附

屬業務に力を注ぎ其の通貨政策は經濟の動向に依つて決せられるのではなく、寧ろ自己の利害に依つて之を左右すること多き狀態であつた。一方國民も亦永年貨幣退藏の習慣に馴れ、銀行預金を爲すものは少く、貸付等は極めて高利にして特殊關係のものの多數を占むる有樣であつた。

斯くの如く滿洲の新式銀行は、變則的活動を續けて來た爲、國內金融は全く統制を缺き、商取引は阻害せられ、農民は幣價の暴落に累されて困苦窮乏に泣くといふ實狀であつた。

されば新滿洲國政府の第一に着手したるものは、實に幣制の統一確立に在つた。即ち別項に述べたる通り新貨幣法の制定發布、滿洲中央銀行の創立となり玆に初めて一國中央銀行の出現を見ることとなつた。而して同行は上述の舊各省官銀號竝邊業銀行を合併創設したもので、各種舊紙幣を整理すると共に全滿金融の調節通貨の安定等に努力しつつある。尙滿洲中央銀行に於ては舊官銀號の兼營したる諸種の附屬業務中當舖、釀造、油房、雜貨業等は之を一括して大興公司に讓渡し、

糧棧を廢止し製粉、電氣、航運、鑛業、林業等は夫々整理又は賣却して專ら中央銀行としての機能發揮に努めてゐる。

次で滿洲國は大同二年十一月九日敎令第八十六號を以て銀行法を、同日財政部令第二十九號を以て銀行法施行細則を公布、卽日實施し國內金融機關に對する統制ある保護監督を行ふと同時に、其の發達整備を圖ることとなつた。

第六項　滿洲經濟界の前途

滿洲に於ける經濟界の推移は上來陳べたる通りなるが、之を要するに近年に於ける同地經濟界は內舊軍閥の秕政壓迫と外戰後に於ける世界的不況の影響とを蒙り、產業、貿易、金融等何れも久しく萎靡不振を續け加ふるに對日關係は惡化し、其の前途亦暗澹たる狀態であつた。然るに昭和六年九月十八日滿洲事變を契機に舊東北の政權は潰滅し、新に滿洲國は建設せられ、延いて日本の滿洲國承認、滿洲國の帝制實施等の變遷を經つつ既に三箇年の星霜を閱し、此の間外には日本の聯盟

脫退を中心とする世界的反感があり、內には反滿抗日軍或は各種匪賊の跳梁、民心の動搖、經濟界の混亂等の事故頻出しつつあつたが、日滿軍民共同の努力は漸次其の效を奏し、治安は囘復せられ民心は安定に赴き、之と共に產業の開發經濟の發展も亦一新時機を劃して一大躍進を示さんとしてゐることは洵に喜しき次第である。

新滿洲國と日本との關係を見るに、前記の如く日本政府は曩に列國に率先して滿洲國の獨立を承認すると共に、日滿議定書に調印したる結果日滿兩國は政治的にも軍事的にも共同盟約成り、延いて經濟關係に於ても今後一層密接不離の關係を保ち、兩國は茲に相提携して共存共榮の實を擧ぐべき運命に置かるることとなつた。

爾來兩國間に於ては通商條約の締結、治外法權の撤廢協定等が問題とせられつつある外、日本國民は全滿洲領土內に於て土地商租權を確認せられ、國有鐵路の經營及新鐵路の敷設は滿鐵に委託せられ、電信電話事業は日滿合辦組織に變改せら

る等幾多の友好的協定成立し、同時に內鮮滿貿易の活況並對滿事業投資の增加等現實の經濟關係亦協調融合を目標として着々發展の步を進めつつあるが、斯くの如きは廣く世界經濟の動向とブロック經濟の結成とに鑑みる時、そは明に世界經濟に於ける必然的過程の一であり、我國としては今後更に資本の供給に勗め、技術的援助を惜まず、專心滿洲產業經濟の發展に協力し、以て善隣の誼を全うすべきである。

第三章　朝鮮銀行の業務と其の實績

第一節　總說

當行業務と其の實績　朝鮮及滿洲は當行の主なる業務地域にして、是等地方に於ける經濟發達の概要は前二章に於て敍述せる所であるが、當行は特殊銀行として創設以來、朝鮮に於ける政府財政の整備、金融の改善、產業貿易の發達等に寄與する所ありしと同時に、內地對鮮滿の金融の疏通を圖り、更に滿洲の富源開發を資け、他面海外銀行として支那或は極東露領より、遠くは歐米等に對する我邦の經濟的發達に盡瘁し來りしことは前述せる所である。而して當行創業以來今日に至る迄に取扱ひ來れる各種業務の經過及實績を顧るに、固より鮮滿其の他に於ける一般經濟界の實勢如何と當行自體の業務方針に依り、自ら幾分の消長を免れ得ざりしと雖、各種業務は創業以來著しき膨脹發展を遂げたることは言ふ迄もない。而

本店營業所の一部

して當行業務の種類は法令を以て規定せらるる所なるが、其の內中央銀行としては銀行券の發行、地金銀の賣買、國庫事務取扱、政府貸上金、公債の應募及買入、地方公共團體に對する貸出等の特殊業務を取扱ひ、同時に預金、貸出、爲替、保護預り、其の他一般普通銀行の營業をも爲すこととなつてゐるが、當行は是等業務の遂行に當り、常に鮮滿に於ける金融中樞機關として金融の疏通金利の低下を圖り、以て其の經濟發展に資せんことを期し、殊に滿洲事變以來展開しつつある新事態に應じ、鮮滿關係諸會社の社債引受竝募集には一層の便宜を與へ着々之を實行しつつある。

而して本章に於ては敍說の便宜上、特殊業務中の主要なる銀行券發行、國庫金取扱、地金銀賣買等と當行全般に亙る預金、貸出、爲替等の業務の實績を述べ、次に朝鮮、滿洲、內地及海外等地域的區別より見たる當行業務の發達推移に就き述ぶることとする。

政府及日本銀行の支援　當行の業務に關聯して茲に逸すべからざる一事は、政府及日本銀行の當行に對する厚き支援である。　即ち往年歐洲大戰後の財界反動

期に際し、當行取引先にも甚しく惡影響を受けたるものありて、貸出金の回收に支障を生じ、延いて當行自體の資金の調節圓滑を欲くに至りし爲、當時政府及日本銀行より低利資金の供給を仰ぎ、以て善處する所ありしも、財界は尙頗る多難の時機にありたるのみならず、大正十二年には關東大震火災の影響を蒙り業務上多大の障碍を來し、尙根本的に整理改善を要することとなりし結果、大正十四年上半季には缺損額の補塡を爲し、一方株主に於ても相當の犧牲を拂ひ、又政府及日本銀行よりは格別の利便を與へられ、以て當行の整理に對し極力援助せらるる所あつた。爾來當行は之に依つて鋭意內部の緊縮整理に努むると同時に、一層進んで業務の改善發達を圖りたる結果、固定貸の整理は既に一段落を告げ、其の後每期の業績は著しく良化し、更に多望なる前途を迎へんとして居る。

第一項　銀行券の發行及流通

銀行券の發行高　銀行券の發行は當行の享有する特權にして重要なる任務の

一である。其の發行制度は正貨を準備として日本銀行券と同一單位の銀行券を發行する外一定限度の保證發行を許され、又必要に應じ、大藏大臣の認可を受けて制限外發行をも爲すことが出來る。而して朝鮮に於ける銀行券は明治三十五年株式會社第一銀行が其の銀行券を發行したるを以て嚆矢とし、當行の前身たる韓國銀行の創立せらるるや、第一銀行より其の銀行券發行事務を引繼ぐに至りしが、韓國銀行は明治四十三年十二月初めて自行の銀行券を發行し、朝鮮銀行と改稱後財界の發展に伴ひ、其の銀行券發行高は年々增加し、鮮滿兩地を通じて貿易其の他一般日常取引の通貨として圓滿なる流通を見つつある。今之を當行創業以來の實績に徵するに、明治四十二年十一月第一銀行より引繼ぎたる發行高は千百八十餘萬圓なりしが、同年末には千三百四十三萬餘圓に上り、爾來累年增加して大正八年末には遂に一億六千三百六十餘萬圓となり、創業以來現在迄の間に於ける最高記錄を示すに至つた。當行券の發行高が斯くの如く膨脹したる理由は、朝鮮財界の進步發展に基く所多きは勿論であるが、大正二年當行が滿洲の重要地に支店出

張所を開設して以來、同方面に於ける流通高逐年增進し、特に大正六年帝國政府が當行券を以て關東州及滿鐵附屬地の金券を統一するの方針に出で、同年十一月勅令第二百十七號を以て、當行券は關東州及滿鐵附屬地一帶に於て强制通用力を附與せられ横濱正金銀行の金券を引繼ぐに及び、日滿人間に於ける信用一段と加はり、又當時南滿洲のみならず、北滿洲、露領西比利亞及天津、靑島、濟南方面に於て邦貨建取引の增加したる結果、同方面に流通する當行券多額に上りたるに因るべく、之に加ふるに大正四年以降世界の一大變局に遭遇し、財界未曾有の殷賑を呈したる爲、信用の膨脹、取引の增大を來し、延いて銀行券の流通增加を促したるに因るものである。然るに大正九年三月の財界反動以來物價の下落と取引の縮少とにより自然當行券の發行高は減少を免れず、大正十年以降に於ては各年末現在發行高一億圓臺を維持したるも、素より前記の大正八年末には及ばず、此の間昭和五年末に於ては遂に九千六十餘萬圓に下つたが、昭和六年に入るや滿洲事變後に於ける皇軍の滿洲への進出、邦人の滿洲移住の增加竝內地、朝鮮、滿洲の取引增進等に基き、

261809
朝鮮銀行
百圓
百圓
<3>
261809
100

表面

The Bank of Chosen
Promises to Pay the Bearer on Demand
100
YEN
ONE HUNDRED YEN
in Gold or Nippon Ginko Note.

裏面

10
391443
朝鮮銀行券
(28)
TEN
YEN
朝鮮銀行
(28)
391443

表面

The BANK OF CHOSEN
Promises to Pay the Bearer on Demand
TEN 10 YEN
in Gold
or Nippon Ginko Note.

裏面

表面

裏面

表面

裏面

表面

裏面

當行券の發行高は著しき增加に轉じ、昭和八年末に於ては一億四千八百十餘萬圓となり、大正九年末以來の最高記錄を示すに至り、爾來尙漸增の趨勢にある。 尙銀行券發行業務の進展するに從ひ、保證發行限度擴張の必要生じ、最初其の限度二千萬圓なりしを、明治四十四年に至り之を三千萬圓に增額し大正七年には更に五千萬圓に擴張することを認められた。 今明治四十二年以降の銀行券發行高最高最低及準備別年末發行高を擧ぐれば左の如くである。

銀行券發行高最高最低及準備別年末發行高（單位千圓）

	最高	最低	年末發行高		
			正貨準備	保證	計
明治四十二年	一三、五四五	一一、八三三	五、〇四六	八、三九三	一三、四三九
大正三年	二五、六九三	一七、七五〇	七、四五三	一四、三九七	二一、八五〇
同八年	一六三、八八八	八五、四九二	六五、八六九	九七、七三〇	一六三、六〇〇
同十三年	一三〇、六八六	七四、二一八	四三、八三九	八五、二七九	一二九、一一八
昭和四年	一三二、四四四	八三、〇四五	六一、二二七	五七、四七四	一一八、七〇一

昭和五年	一一八、七〇一	六七、五八二	四一、一一六	四九、四九八	九〇、六一五
同　六年	一〇七、三九四	六四、四三六	三四、一八三	六六、七二六	一〇〇、九〇九
同　七年	一三一、五七六	六二、四一〇	七四、七八九	四九、八三三	一二四、六二二
同　八年	一五五、二一八	九九、二二五	九八、七五三	四九、四二二	一四八、一七六
同　九年上半季	一四八、一七六	一二〇、〇七五	七五、五七二	四九、九六四	一二五、五三七

銀行券の種類　當行創業の際第一銀行より繼承したる既發銀行券は、法律上韓國銀行の發行したるものと看做され、何等の故障なく流通したるは勿論であるが、韓國銀行が初めて其の行名を記入したる銀行券を發行したるは明治四十三年十二月にして、當時壹圓券を發行し、更に翌四十四年八月五圓券及拾圓券を發行した。然るに同年八月十五日より朝鮮銀行法施行せられ、行名の改稱と共に再び銀行券改刷の必要を認め、其の印刷を朝鮮總督府印刷局に依頼し、大正三年九月漸く朝鮮銀行の記名ある新百圓券の發行を見るに至つた。　次で翌四年一月其の壹圓券、同年十一月五圓券及拾圓券の發行を開始し、爾來新券を以て順次舊券の還收整理を

了したのである。而して其の後更に樣式の一部に改正を加へたる新銀行券を發行することとなり、其の壹圓券を昭和七年一月四日より又拾圓券を同年六月一日より發行し、從來の同額面券と共に併用して現在に及んで居る。

右の外明治三十七年日露戰役に際し、第一銀行舊韓國各支店の發行せる拾錢、貳拾錢、五拾錢の三種の小額券も當行の繼承する所となつたが、元來同券は永久通用を目的とするものにあらざりしを以て、明治四十四年三月朝鮮總督府告示第八十九號に依り翌年三月三十一日限り其の通用を禁止せられた。今試みに當行券の券面種類別發行高を見るに、創業後大正八年迄は百圓券は年末總發行高の五分より一割八分迄を示し、拾圓券は三割四分乃至四割四分、五圓券は一割二分より二割二分、壹圓券は二割以上四割四分なりしが、大正九年以降に於ては、多少の變調を示し、百圓券は總發行高に對し常に一割以上に、拾圓券は五割六七分に、五圓券は一割內外に下り、壹圓券は二割內外に減少して居る。

創業以來の各種銀行券發行殘高は左の如くである。

銀行券券種別發行高（單位千圓）

	百圓券	拾圓券	五圓券	壹圓券	合計
明治四十二年末	—	五、五九二	三、〇一五	四、八三二	一三、四三九
大正三年末	一、七五〇	八、二八八	二、七二七	九、〇八四	二一、八五〇
大正八年末	三〇、一九七	七二、四三〇	二六、九九八	三三、九七三	一六三、六〇〇
同十三年末	一四、七〇〇	七四、七一五	一五、三四九	二四、三五三	一二九、一一八
昭和四年末	一五、四九一	六八、三七六	一二、九二四	二一、九〇九	一一八、七〇一
同五年末	一一、三八一	五〇、七五六	一〇、一〇九	一八、三六七	九〇、六一五
同六年末	一一、〇五四	五七、八二四	一一、六八〇	二〇、三五〇	一〇〇、九〇九
同七年末	一三、七九二	七一、二七二	一四、六五七	二四、八九九	一二四、六二二
同八年末	一八、八五五	八七、八一四	一三、九四九	二七、五五六	一四八、一七六
同九年六月末	一八、七五一	七二、三五七	一〇、四九七	二三、九三一	一二五、五三七

仕拂手形の振出　當行は銀行券の發行以外に大正五年六月十二日以降當行滿洲支店に於て拾錢、貳拾錢、五拾錢の仕拂手形を振出し、日本補助貨の代用たらしめ、爾來該手形は當行の銀行券同樣何等の支障なく流通しつつあつたが、日本補助貨

朝鮮銀行銀行券額面別年末發行高

の配給圓滑に赴き其の振出の必要なきに至りしより、昭和三年三月十五日限り新なる振出を見ぬこととなつた。然るに滿洲事變後は金券の奥地流通増加し、之に伴ひ鑄造補助貨運搬の不便を避けんが爲、仕拂手形の需要を喚起したるに付、昭和七年三月當局の承認を得て再び振出を開始し今日に至つてゐる。尚朝鮮に於ても大正六年九月補助貨缺乏當時其の緩和策として一時鮮內に之を振出したが、大正七年五月以降漸次回收の方針を採りたる爲、爾後幾許もなく流通市場より其の姿を消すに至つた、今仕拂手形の年末現在拂出高を見るに、大正五年には僅に十萬六千圓に過ぎざりしも、爾後數年間急激なる增加を來し、大正八年には百六十九萬圓以上となり、其の後日本補助貨の普及に伴ひ著しく減縮を告げ、振出殘高三十餘萬圓となつたが、昭和七年以來又急速に增加を續け、同八年末現在は百十九萬圓以上を算する狀態である。其の詳細は左表の如くである。

仕拂手形振出最高最低及準備別年末發行高（單位千圓）

	最高	最低	年末發行高		
			正貨準備	保證	合計
大正五年	一〇六	六	三五	七〇	一〇六
同八年	一、八九四	九〇〇	六〇〇	一、〇九九	一、六九九
同十三年	五一四	四二一	一四九	二九六	四四五
昭和四年	三三四	三三二	三三二	—	三三二
同五年	三三二	三三一	三三一	—	三三一
同六年	三三一	三三〇	三三〇	—	三三〇
同七年	五八七	三三〇	五八七	—	五八七
同八年	一、二八三	五八三	三九九	七九八	一、一九七
同九年上半季	一、一九七	八四六	二八二	五六四	八四六

第二項　國庫金の取扱

朝鮮及滿洲に於ける我國庫金の出納事務を取扱ふことも、當行の重要なる任務である。仍て左に之が一斑を敍述することとする。

朝鮮に於ける國庫事務　日本政府が朝鮮に國庫事務を創始したるは明治三十九年七月の事にして、此の時京城に本金庫を置き、株式會社第一銀行に其の事務を委託したが、其の後當行の創立せらるると共に、右第一銀行の受託事務は之を當行に引繼がれ今日に及んでゐる。而して右引繼の當時に於ては京城本金庫の外當行の支店、出張所中開城及馬山を除きたる十箇所に所屬支金庫を置き、主として統監府及駐劄軍の歳出入其の他一般金庫事務を取扱ひつつあつたが、明治四十三年日韓併合成り、舊韓國政府の國庫金が擧げて帝國會計に編入せらるることとなるや、京城本金庫は同年十月事務の引繼を受け、此の時公州外十箇所に支金庫を増設するの必要を生じ、之が爲舊韓國金庫時代の代理店をして、新に帝國金庫事務を取扱はしむることの契約を締結し、以て制度變更の急に應ずることとし、幸に支障無きを得たが、一方金庫所在地外に於ける國庫金に關しては明治三十九年以來舊韓國政府が實施し來つた各地郵便局所を利用するの制度を踏襲し、是亦非常の好成績を收めた。爾來朝鮮總督府の施設經營其の歩を進むるに隨ひ、政費次第に膨脹

し、普通經費以外に事業費の增加著しきものがあり、他面歲入も亦比年增收を告げ、國庫金の出入頗る頻繁となつた。而して大正十一年四月より金庫制度は預金制度に改正せられたるに由り、從來の本支金庫を廢し、日本銀行代理店として其の事務を取扱ふこととなり、以て今日に至つて居る。斯くて現在朝鮮內に於ける國庫金取扱店の分布狀況を見るに、當行本店は日本銀行京城代理店として鮮內所屬代理店二十四を統轄し、是等所屬代理店は當行鮮內各支店、出張所之に當る外、淸州、公州、大田、全州、光州、晋州、海州、新義州、春川、咸興、城津及羅南に於ては夫々朝鮮殖產銀行支店に又鎭海に於ては釜山商業銀行支店に、會寧に於ては朝鮮商業銀行支店に夫々當行より其の事務を復託したるものである。

今明治四十三年度以後の朝鮮內國庫金の受拂高を擧ぐれば左の如くである。

國庫金受拂高　(單位千圓)

年度別	受入高	拂出高	合計
明治四十三年度	一八八、七四七	一八一、一七六	三六九、九二三

大正三年度	二六五、一八二	二六四、〇七一	五二九、二五三
同八年度	五三〇、八八一	五二九、三二七	一、〇六〇、二〇八
同十三年度	五九一、五三六	六〇一、三四八	一、一九二、八八五
昭和四年度	九七九、九五九	九二七、〇二四	一、九〇六、九八四
同五年度	九七四、七五一	九一八、四四四	一、八九三、一九五
同六年度	九〇九、七〇一	八七七、二六二	一、七八六、九六三
同七年度	一、〇二三、二一六	九八〇、〇三四	二、〇〇三、二五一
同八年度	一、〇九一、八四七	一、〇七一、四九二	二、一六三、三三九

右表に依り明かなる如く、國庫金の受入高竝拂出高は明治四十三年度に於て受入高一億八千八百餘萬圓、拂出高一億八千百餘萬圓なりしも、逐年増加の傾向を辿り二十四年後の昭和八年度に於ては受入高は五倍以上の十億九千百八十四萬餘圓に、拂出高は約六倍の十億七千百四十九萬餘圓に増進してゐる。

尙政府財政の施行に關し國庫金の取扱と共に、當行が創立の際第一銀行より繼承したるものに貨幣整理事務がある。これは明治三十八年七月以來株式會社第

一銀行の取扱に係り、當行が之を繼承したる當時に於ては、舊白銅貨は略其の引揚を終り、專ら葉錢の引揚に遷るの時期にして、帝國補助貨と形體、量目を同うする新貨幣は故障なく流通するに至りし時であつた。爾來當行は既定の方針を繼承し各地の農工銀行竝地方金融組合を補助機關と爲し、之に對し新貨幣を以て無利息貸付を行ひ、廣く舊貨幣の交換に應ぜしむる等政府の命に基き、新貨幣の散布、舊貨幣の引揚に努めたる結果、併合後に至り該事業は殆ど一段落を告ぐるの域に達したるにより明治四十四年二月末日を限り貨幣整理部を閉鎖した。而して當時引揚げたる舊貨幣にして加工せるものは之を賣却處分し、加工せざる舊貨幣竝未發行の新貨幣は之を京城本金庫に引繼ぎ、玆に全く舊韓國貨幣整理に關する事務を完了した。

滿洲に於ける國庫事務　滿洲に於ける日本の國庫事務は日露戰役以來橫濱正金銀行の取扱ふ所であつたが、大正六年十二月に至り、當行は政府の方針に基き新に日本銀行との間に滿洲に於ける國庫事務取扱に關する代理契約を締結し、之に

依り大正七年一月一日を以て右横濱正金銀行より大連本金庫所屬の支金庫及派出所事務の移管を受け、爾來朝鮮に於けると同じく滿洲に於ても關東廳の歲出入其の他の國庫金取扱の任務に服してゐる。而して現在滿洲に於ける國庫金取扱店の分布を見るに、當行大連支店を日本銀行大連代理店として其の統轄下に旅順、遼陽、奉天、鐵嶺、新京、安東縣、哈爾賓、齊々哈爾、錦州、赤峰、承德、海拉爾の各代理店を置き、是等代理店は夫々當行支店と派出所とが之に當つて居る。尙前記齊々哈爾以下五箇店は滿洲事變以來皇軍の進出に從ひ主として國庫金の出納事務を取扱ひ併せて預金、爲替等の普通業務をも行はしむる爲當行の特設したものである。今當行が大正七年一月橫濱正金銀行より國庫事務繼承後に於ける受拂狀態を見るに次の如くである。

滿洲內國庫金受拂高（單位千圓）

年度別	受入高	拂出高	合計
大正六年度	四一、六一五	四二、九一八	八四、五三四

大正八年度	一〇〇、七七八	九八、〇〇三	一九八、七八一
同十三年度	一四五、〇七六	一二二、二三〇	二六七、三〇六
昭和四年度	一三四、五二八	一二五、六八六	二六〇、二一五
同五年度	一一八、六〇三	一一一、一六〇	二二九、七六三
同六年度	一四三、三二六	一四六、五六四	二八九、八九〇
同七年度	二九〇、九九三	三二七、二七二	六一八、二六六
同八年度	四二五、六八六	四七六、六一三	九〇二、三〇〇

即ち大正六年度に於て受入高四千百餘萬圓拂出高四千二百餘萬圓合計八千四百餘萬圓なりしもの昭和八年度に於ては受入高は十倍して四億二千五百餘萬圓拂出高は十一倍して四億七千六百餘萬圓に各增加した。

又大正七年八月帝國の西比利亞出兵に際し軍隊に附屬して、鐵道沿線に於ける主要地たる齊々哈爾、滿州里、齊多、ハバロフスク、ブラゴウエシチエンスク、スパスカヤ、ニコリスク及北樺太亞港に各派出所を開設して臨時國庫事務を取扱ひ、其の任務遂行に當つたが、是等派出所は其の後順次之を撤廢した。

第三項　地金銀の賣買

朝鮮は其の地質上含金鑛床の豐富なること夙に世に知られ、金が主要鑛產物の一なることは既に述べたる所である。當行は創業以來鮮內產金を奬勵し、且其の國外散逸を防止する爲京城、元山、平壤の本支店に於て地金銀の買入に從事し、其の買入れたる地金は之を造幣局に輸納したるが、其の輸納高は一時造幣局總受入高の半額に達したこともある。然るに大正七年には歐洲戰亂の影響に依り藥品其の他諸材料竝勞銀等の騰貴するに及んで產金界は多大の打擊を蒙り、當行買入高も減少し、之が爲元山、平壤の二店に於ては買入業務を中止した。爾來鮮內產金界は大勢不振の狀態を續け、殊に大正十三年以降數年間は本邦對外爲替相場の低落に伴ふ金時價の昂騰を主因として當行への賣込高著減するに至つた。然るに數年前より物價勞銀の低落に伴ひ又金地金の不足、金時價騰貴の影響を受けて漸次金鑛業の復活を見るに至り、殊に總督府當局の保護奬勵もあり、最近一兩年は頗る

盛況を呈してゐる。

尙地金買入相場に就ては昭和七年三月以降政府は日本銀行を通じて其の時價買上を爲すこととなり當行も之に準ずることを許可せられ、次で昭和七年七月以降政府は產金業者のみより金買入を爲すこととなるに及んで、當行亦產金業者に準ずるものと指定せられたるが、昭和九年四月日本銀行金買入法公布後は同法に基き當行は買入地金を日本銀行に賣却し得ることとなつてゐる。

斯くて明治四十二年下半季以降昭和八年迄の當行地金買入總額は五萬四千餘貫、此の價額二億二千五百餘萬圓にして、又同期間に於ける輸納總額は四萬二千六百餘貫、價額二億二千五百餘萬圓である。

尙創業後五箇年宛を一括したる買入高並輸納高の數量及價格は別表の通りである。

買入地金輸納高

	買入高		輸納高	
	量目	價格	量目(純金量)	價格
自明治四十二年下半季 至大正二年	一〇、九九三貫	三一、八九六千圓	六、三六七貫	三一、八三六千圓
自大正三年 至大正七年	一四、一九五	五二、〇二九	一〇、四一九	五二、〇九九
自大正八年 至大正十二年	一二、〇五九	五一、九五四	一〇、三九五	五一、九七六
自大正十三年 至昭和三年	六五七	二、〇〇六	三九三	二、〇〇〇
自昭和四年 至昭和八年	一六、九五八	八七、五二五	一五、〇九三	八七、六六二
合計	五四、八六四	二二五、四一二	四二、六六九	二二五、五七四
昭和九年上半季	一八五瓩	二一〇	三三四瓩	九八七

備考　買入量目には金の外銀及雜分を含み買入價額には銀代金を含む。昭和八年十二年以前は匁建に依る。

次に朝鮮の金地金輸移出額と當行が朝鮮に於て買入れ造幣局に輸納したる地金とを見るに、明治四十三年以降昭和八年に至る二十四年間に於ける地金輸移出額二億八千餘萬圓に對し、同期間に於ける當行の輸納額は二億二千五百餘萬圓で

ある。尙當行の地金買入の際之に含まれたる銀分は明治四十三年下半季以降昭和八年に至る迄の總量一萬百餘貫にして其の價額百四十七萬八千餘圓となつてゐる。

第四項　預金及貸出

預　金　當行の預金業務は、創立以來概して順調なる經過を辿り增進を示してゐる。朝鮮に於ては日韓併合前後は未だ經濟發達の萌芽時代に屬し、住民の經濟思想一般に幼稚にして、貯蓄の觀念も乏しく、殊に銀行利用の方法の如きは之を理解するもの尠く、從つて當行の預金業務は不振を免れなかつたが、其の後經濟的施設着々進行し產業開發せられ、商取引發達すると共に、經濟思想も高まり、從つて鮮內の預金業務も亦年々著しき進境を示すに至つた。他方大正二年以後當行の滿洲主要地に於ける店舖開設は、急激なる預金增加の原因となり、殊に歐洲大戰以來

我對外貿易の增進と、之に伴ふ財界の發展とに依り、海外銀行たる當行も亦其の活躍を促され、鮮滿其の他在外各店の對外取引は、多く內地殊に東京支店に其の決濟を集中する關係上、內地各店の業務は著しく膨脹し、其の結果預金業務亦頗る繁忙を告ぐることとなつた。而して其の後財界の不況に伴ひ預金の取扱高は年に依り增減したることあるも、著しき減少を告ぐるに至らず、昭和六年以降に於ては再び遞增を示して居る。

今創業後に於ける預金受拂高及年末殘高を見れば左表の如く、創業の年たる明治四十二年は營業日數僅に三十三日に過ぎざりしを以て之を措き、明治四十三年と昭和八年とを比較すれば、此の期間に於て受入高は一億三千七百餘萬圓より八十七億八千八百餘萬圓に、拂出高は一億三千八百餘萬圓より八十七億六千九百餘萬圓に、年末殘高は五百九十六萬餘圓より二億千五百十萬餘圓に膨脹するに至つた。今之が明細を示せば左の如くである。

預金受拂高及年末殘高 （單位千圓。△印拂出超過）

	受入高	拂出高	受拂超過高	年末殘高
明治四十三年	一三七、二六六	一三八、九三七	△一、六七〇	五、九六〇
大正三年	二七三、三八〇	二七六、五八三	△三、二〇三	一七、五九八
同八年	四、九二三、八九七	四、九一五、六二三	八、二七四	一八九、一五一
同十三年	六、五一九、八一七	六、四七九、九〇五	三九、九一一	八九、八七九
昭和四年	六、七五七、九六八	六、七五五、四三六	二、五三二	一〇三、九四八
同五年	六、二五二、九七一	六、二五六、二二七	△三、二五六	九八、七八五
同六年	五、五二五、七九二	五、五一五、九五二	九、八三九	一一一、四六二
同七年	六、八四三、〇四九	六、七六三、九四三	七九、一〇五	一九三、九三二
同八年	八、七八八、〇二五	八、七六九、七四四	一八、二八〇	二一五、一〇五
同九年上半季	四、九三九、二五四	四、九二六、六四二	一二、六一二	二二八、一二三

更に年末殘高を其の種類別に就て見るに、明治四十三年及昭和八年の比較に於て定期預金は八十九萬餘圓より八千五百五十餘萬圓に、當座預金は二百四十五萬餘圓より五千四百五十餘萬圓に、特別當座預金は百八萬餘圓より千八百九十餘萬

朝鮮銀行預金各年末殘高

圓に夫々增加を告げて居る。即ち左表の如くである。

預金種類別殘高（年末。單位千圓）

	定期預金	當座預金	特別當座預金	其の他の預金	合計
明治四十三年	八九六	二、四五〇	一、〇八一	一、五三二	五、九六〇
大正三年	一、八二七	四、八三六	一、六二三	九、三一〇	一七、五九八
同八年	七四、五四九	五二、五五六	八、六〇八	五三、四三七	一八九、一五一
同十三年	一九、三六六	三二、六五八	一一、八六〇	二五、九九三	八九、八七九
昭和四年	二二、七一一	三五、三二六	一〇、六九一	三五、三一八	一〇三、九四八
同五年	三五、一五九	三〇、三四二	一〇、七三四	二二、五四九	九八、七八五
同六年	四五、一〇一	三二、〇九五	一一、二九八	二二、九六七	一一一、四六二
同七年	七八、七一八	四四、八七一	一四、八一〇	五五、五三一	一九三、九三二
同八年	八五、五四六	五四、五三九	一八、九六七	五六、〇五二	二一五、一〇五
同九年六月	九一、一一二	六三、二二二	二一、三一九	五二、四六九	二二八、一二三

備考　其の他の預金中には公金預金、通知預金、別段預金、預金手形等を含む。

貸出　當行の貸出は創業以來著しき增進を告げてゐる。是蓋し當行が創業

以來鮮滿に於ける財界の發展に順應し、常に是等地方に於ける金融疏通の使命遂行に努め、又對支對露金融の改善或は外國爲替業務に當る等、其の施設年と共に擴大したるに依るものにして、特に創業以後大正八年迄は著しき增加を示した。然るに大正九年の財界反動は內外の經濟界に甚大の影響を與へたる結果不況久しきに亙り、此の間物價の低落、各種企業界竝商取引の萎縮不振等は自然資金の需要を減少せしめ、殊に當行は其の重大なる責務に鑑み、貸出業務に就ては特に愼重の考慮を拂ひたるに依り、大正九年以後昭和四、五年迄槪して減退の傾向を辿るの已むを得ざりしものあるも、昭和六年以來は再び遞增を示すこととなつた。之を計數に徵するに明治四十三年中の貸出高六千二百四萬餘圓に對し大正八年中の貸出高は四十億三千九百餘萬圓に膨脹したるも、昭和八年中の貸出高は二十三億七千九十餘萬圓となつてゐる。次に其の回收高は明治四十三年の五千八百五十三萬餘圓より昭和八年の二十三億五千餘萬圓となり、其の年末殘高は明治四十三年の七百二十七萬餘圓なるに對し、昭和八年に於ては三億五千五百餘萬圓となり、四

十八倍の増加を示すこととなつた。明治四十三年以後の統計は左の如くである。

貸出金貸出回收高及年末殘高 (單位千圓。△印回收超過)

	貸出高	回收高	貸出超過高	年末殘高
明治四十三年	六二、〇四七	五八、五三二	三、五一五	七、二七一
大正三年	二四二、九九〇	二四三、〇四四	△ 五四	二三、四五四
同八年	四、〇三九、五八二	三、九一五、一八二	一二四、四〇〇	三二三、五九〇
同十三年	二、八三一、七〇八	二、八二三、七一五	七、九九三	三二八、五〇七
昭和四年	一、五一二、四二〇	一、五〇六、一四八	六、二七一	二六七、五二一
同五年	一、三五二、二六四	一、三五二、〇三八	二二六	二六六、五五四
同六年	一、四三二、九九四	一、四〇〇、五三一	三二、四六二	二九七、四〇〇
同七年	二、〇六二、〇一三	二、〇一五、八三九	四六、一七四	三四一、三三八
同八年	二、三七〇、九九〇	二、三五〇、一八二	二〇、八〇七	三五五、七二九
同九年上半季	一、三二二、一〇五	一、三三四、五四七	△ 一二、四四二	三三八、五一二

備考　本表貸出金中には政府貸上金及別途貸を含まず。

次に之を種類別に就て明治四十三年末と昭和八年末とを比較すれば、手形貸は四百五萬餘圓より三億三百餘萬圓に、當座貸越は三十八萬餘圓より千九百餘萬圓に、割引手形は二百八十二萬餘圓より三千百五十餘萬圓に各激増を告ぐるに至つた。即ち左表の通りである。

貸出金種類別殘高（年末。單位千圓）

	手形貸	當座貸越	割引手形	コールローン	合計
明治四十三年	四、〇五五	三八五	二、八二四	五	七、二七一
大正三年	一四、二四一	三、〇一四	五、八五一	三四七	二三、四五四
同八年	一二四、四九八	四四、三一〇	一四八、六四五	六、一三六	三二三、五九〇
同十三年	二二一、一七八	三五、八五六	七〇、三九六	一、〇七五	三二八、五〇七
昭和四年	二三四、四四七	八、七四九	二四、三二三	—	二六七、五二一
同五年	二三六、八三七	一〇、六八九	一七、九一八	一、一一〇	二六六、五五四
同六年	二五九、二一八	一一、七五四	二三、七二七	二、七〇〇	二九七、四〇〇
同七年	二八五、四五五	一八、三三〇	三三、六八三	三、八七〇	三四一、三三八

朝鮮銀行貸出金各年末殘高

同 八 年	三〇三、八七四	一九、〇七六	三一、五五八	一、二二〇	三五五、七二九
同 九 年 六 月	二八五、三四〇	二二、五四九	二五、三八八	五、二三五	三三八、五一二

備考 一、本表貸出金中には政府貸上金及別途貸付金を含まず。
二、本表手形貸中には證書貸を含み、割引手形中には荷付爲替手形を含む。

第五項 內國爲替及外國爲替

內國爲替 資金の移動を便にし取引の圓滑を圖るは經濟開發上の一要務である。當行は創業以來爲替業務の發達に就ても常に努力を怠らぬ所であるが、今本業務發達の跡を見るに、創業以來鮮滿兩地に於ける產業の發展、物資集散の增嵩、交通機關の整備、取引の增加等と相俟つて、漸次繁忙の度を加へ、此の間當行は內外樞要の銀行とコルレスポンデンス約定を締結して、或は送金手數料の引下を斷行し、或は無料送金區域を擴大する等、努めて便宜の處置を講じたる結果、爲替取扱高は次第に增進し、直接間接財界の進運に資する所が尠くなかつた。今之を當行各店

爲替受入高及拂出高に徴するに、明治四十三年には受入高七千二百三十八萬餘圓、拂出高六千七百萬餘圓なりしものが、昭和八年は受入高二十二億七千四百七十二萬餘圓、拂出高二十二億三千二百四十五萬餘圓に達し、受拂高共三十倍以上の増加を告げることとなつた。明治四十三年以降の內國爲替受拂高を地方別に示せば左表の通りである。

內國爲替受拂高（單位千圓）

		對朝鮮	對內地	對滿洲	合計
明治四十三年	受入	四八、七七六	二二、六四五	九六八	七二、三八九
	拂出	四七、四一〇	一七、六四三	二、〇〇〇	六七、〇五三
大正三年	受入	一五三、一七九	八四、一三五	五七、〇七一	二九四、三八五
	拂出	一七二、九四四	七一、八五五	五三、四六九	二九八、二六八
同八年	受入	一、三九二、八一五	一、二七八、二〇九	一、一五八、八二〇	三、八二九、八四四
	拂出	一、三二三、三二〇	一、一二二、五九四	一、二二一、二〇七	三、六六七、一二一
同十三年	受入	四五四、五三〇	五一六、九二五	五三八、一七七	一、五〇九、六三二
	拂出	四六〇、四六三	五七五、五二八	五五五、六四七	一、五九一、六三八

昭和四年	受入	四三九、三七七	六四三、五四七	九一五、四一六	一、九九八、三四〇
	拂出	五九一、一二七	六〇四、六七一	九二八、七八二	二、一二四、五八〇
同五年	受入	三九三、三五六	五七九、二〇六	六二〇、四〇七	一、五九二、九六九
	拂出	四六八、三六四	四九二、七〇九	六四四、六六二	一、六〇五、七三五
同六年	受入	四三三、一九八	五九六、九四二	五四五、五一一	一、五七五、六五一
	拂出	四九二、〇六五	四六八、四二二	五四八、八二三	一、五〇九、三一〇
同七年	受入	五〇三、〇一九	六〇九、八五四	七六〇、九六八	一、八七三、八四一
	拂出	五四九、〇五三	六七一、四三五	七〇二、九八六	一、九二三、四七四
同八年	受入	六三七、三〇六	六九七、七三四	九三九、六八四	二、二七四、七二四
	拂出	六六六、九七九	六四八、四四七	九一七、〇二四	二、二三二、四五〇
同九年上半季	受入	四一九、一三三	三八五、九九六	五〇四、七四三	一、三〇九、八七四
	拂出	四一二、五七一	三七九、四〇三	四八三、七一一	一、二七五、六八六

備考　明治四十二年は營業日數僅少につき計數を省略す。

外國爲替　外國爲替も亦當行の重要業務にして、明治四十四年外國手形の賣買を爲したるに始るが、其の後大正五年の上半季頃迄は未だ本業務取扱の初期に屬し、今日の如き盛況を見るを得なかつた。　即ち之を實績に徴するも明治四十四年

には外國手形の賣買高は共に五六萬圓に過ぎず、爾來幾分の增加を告げたるも共の額多からず、大正五年上半季に至り共の買入高二百七十四萬圓賣却高二百四萬圓を算してゐる狀態である。然るに大正五年下半季に入り外國爲替勘定を新設したる所、時恰も當行の店舖は各地に增設せられ、營業區域は擴大し、加之當時我國の對外貿易は顯著なる增進を示しつつありし等の關係に因り、本業務は急激なる速度を以て膨脹することとなつた。即ち大正五年下半季には仕向賣爲替千四百五十餘萬圓、買爲替九百九十餘萬圓被仕向賣爲替二百七十餘萬圓、買爲替八百六十萬餘圓なりしもの、大正十三年には仕向賣爲替二億七千三百餘萬圓、買爲替二億九千三十餘萬圓被仕向賣爲替一億四百餘萬圓、買爲替一億千餘萬圓に上つてゐる。

而して各種別の金額は大凡昭和元年を最高として昭和六年迄漸減の傾向を示し、昭和七年以降再び增嵩に轉ずることとなつた。即ち昭和六年に於ける仕向賣爲替一億八千六百餘萬圓、買爲替一億八千八百餘萬圓、被仕向賣爲替一億四千百餘萬圓、買爲替一億四千八百餘萬圓なりしものが、昭和八年に至つては仕向賣爲替は

二億五千七百餘萬圓に、同買爲替は二億八千二百餘萬圓に又被仕向賣爲替は一億八千餘萬圓に、同買爲替は一億七千四百餘萬圓に夫々增加を來してゐる。明治四十四年以降の外國手形賣買高竝大正五年下半季以後の外國爲替賣買高の總計を示せば左の如くである。

外國手形賣買高（單位千圓）

	買入高	賣却高
明治四十四年	六二	五一
大正二年	一七五	二〇八
大正四年	九三	六二一
大正五年（上半季）	二、七四七	二、〇四〇

備考　外國手形勘定は大正五年下半季に外國爲替勘定新設と同時に廢止せらる。

外國爲替賣買高（單位千圓）

	仕向		被仕向	
	賣爲替	買爲替	賣爲替	買爲替
大正五年（下半季）	一四、五五七	九、九二一	二、七七三	八、六〇九

大正八年	二七二、三七五	二六九、〇二一	一二九、六〇七	二四九、七二一
同十三年	二七三、一五五	二九〇、三三七	一〇四、九二二	一一〇、〇七八
昭和四年	三三〇、四九三	二六三、九九九	二七九、三二六	一九八、九八〇
同五年	二三一、一一〇	二一五、六三五	二一二、二九五	二〇一、七一三
同六年	一八六、三一三	一八八、一七七	一四一、六九五	一四八、三四四
同七年	一九四、〇五八	一九八、七五一	一九三、八〇〇	一八九、一四一
同八年	二五七、八五〇	二八二、五六四	一八〇、二八七	一七四、五〇一
同九年上半季	一一一、〇〇九	一三八、一八七	七八、〇〇〇	九九、二二三

次に買爲替及利付爲替手形の各年末現在高を擧ぐれば左の如くである。

(單位千圓)

	買爲替	利付爲替手形	計
大正八年	一四、七二三	一三、八〇二	二八、五二五
同十三年	六、二八二	一二、一五九	一八、四四一
昭和四年	一一、五四一	一、六八三	一三、二二五
同五年	五、八九二	一、六〇九	七、五〇二
同六年	六、七九八	二、〇七八	八、八七七

同七年	二三、四八八	三、一一五	二六、六〇三
同八年	一五、五〇八	六、五一〇	二二、〇一八
同九年六月	一三、四二七	六、五八六	二〇、〇一三

第二節　朝鮮に於ける業務の推移

政府財政と當行　當行は朝鮮に於ける中央銀行たる任務を帶び、政府財政との關係深く、創立と共に從來第一銀行の取扱ひたる貨幣整理事務竝金庫事務を引繼ぎ、其の任務遂行に當りたることは別項に記述の通りであるが、是等の事務取扱に關聯して當行は韓國政府に對し、國庫金貸越竝貨幣整理資金貸越の義務を負擔し之に依る貸上金は明治四十三年八月末に於て八百五十八萬五千餘圓に達した。而して右貸上金は日韓併合と共に帝國政府の繼承する所となり、次で同四十四年三月之が償還を受け、又貨幣整理事務は併合の翌年即ち明治四十四年二月を以て完了し、當行の貨幣整理部は閉鎖せられた。　斯くて統監政治の施設着々其の效を

奏し、殊に日韓併合成立以來新政の下に於て朝鮮の財政狀態は年々其の面目を革めつつあつたが、開發の基礎を築く爲には鐵道の建設、港灣の修築、道路の開鑿、通信機關の擴張等政府事業として緊急を告ぐるもの極めて多く、其の遂行には巨額の資金を要し、到底總督府の經常歲入のみを以てしては之を支辨し得べくもなかりし爲、政府は明治四十四年三月朝鮮事業公債法を發布し、同法に基き政府事業の財源を公債又は借入金に求むることとした。然るに當時內外の情勢は新に公債の募集を許さざるものありし爲、政府は前記事業費の財源を當行よりの借入金に求むる方針に出でたるに依り、當行は政府の希望に應じ、明治四十四年三月以降前後十回に亙つて三千九百九萬餘圓の貸上を爲し、尙其の後事業公債の募集に當つては率先して之に應募し、朝鮮開發に必要なる資金の調達を幇け、喫緊なる根本施設の促進に貢獻する所があつた。尙右の外日韓併合の當時朝鮮貴族其の他に對し下附せられたる恩賜公債に關し、該公債受領者又は其の相續人にして朝鮮總督の認可を得て該公債を賣却せんとするものあるときは額面價格を以て朝鮮銀行之

を買收すべき旨公布せらるるや、其の希望者續出し、當行は之が買收の任に當つた。而して當行の同公債所有額は其の最高時に於て六百四十四萬圓の多きを算した。

預金の増加　日韓併合前後に於ける朝鮮の經濟界は未だ發達の初期に在りしのみならず、朝鮮人は概して貯蓄思想乏しく、市場の遊金亦極めて少かりし爲、各銀行とも預金業務は閑散なる狀態を示し、當行の預金業務亦同樣であつたが、其の後鮮內產業の開發、商工業の振作等漸次其の步を進むるに連れ、當行預金業務は伸展を示すに至つた。今當行創業以來鮮內各店の取扱に係る預金受拂高及年末殘高を見るに、明治四十二年は開業初年にして營業日數僅に三十三日に過ぎざれば之を措き、翌四十三年より昭和八年迄の二十四年間に於ては受入高竝拂出高共二三の場合を除き、累年增加を示してゐる。斯くて創業後五年を經過したる大正三年の受入高一億七千百餘萬圓より昭和八年の三十一億四千八百餘萬圓に激增し、同期間に於ける拂出高は一億七千四百餘萬圓より三十一億三千七百餘萬圓に達し、年末殘高に於ては大正三年より同八年迄竝昭和四年より同八年迄は漸增を示し、

昭和八年の殘高六千九十餘萬圓は明治四十二年の七百三十餘萬圓に比して正に八倍以上である。明治四十二年以後の預金受入拂出及年末殘高左表の如くである。

朝鮮各店預金受拂高及年末殘高 （單位千圓）

	受入高	拂出高	受拂(△)超過高	年末殘高
明治四十二年	二一、〇四一	一三、七二一	七、三二〇	七、三二〇
大正三年	一七一、九九九	一七四、五九五	△二、五九五	一六、〇五五
同八年	一、一九五、二四八	一、一八九、〇二〇	六、二二七	三八、〇五八
同十三年	一、八五一、二二七	一、八〇六、四一三	四四、八一四	二六、二九一
昭和四年	二、五二六、八九二	二、五二九、三九二	△二、五〇〇	四〇、八一一
同五年	二、四一〇、一二八	二、四一〇、一一九	八	四〇、八二〇
同六年	二、三二六、九〇〇	二、三二五、一〇〇	一、八〇〇	四二、六二一
同七年	二、六九八、九三九	二、六九一、〇〇〇	七、九三八	五〇、五五九
同八年	三、一四八、一〇八	三、一三七、七五五	一〇、三五三	六〇、九一三
同九年上半季	一、九〇六、〇一五	一、九〇一、二二七	四、七八八	六五、七〇一

次に預金殘高を其の種類別に見れば定期預金、當座預金、特別當座預金共概して漸増し、其の他の預金のみは増減不規則である。今創立後の大勢を示せば左表の通りである。

朝鮮各店種類別預金殘高 （年末。單位千圓）

	定期預金	當座預金	特別當座預金	其の他の預金	合計
明治四十二年	二、四七三	三、四六八	九六三	四一五	七、三二〇
大正三年	一、六三二	四、一四九	一、四八七	八、七八五	一六、〇五五
同八年	三、三一五	六、六二二	二、五九三	二五、五二六	三八、〇五八
同十三年	七、〇八二	五、二三五	三、七一一	一〇、二六一	二六、二九一
昭和四年	一〇、九三六	五、四五七	三、七三三	二〇、六八五	四〇、八一一
同五年	一三、七八九	一〇、七二六	三、六六四	一二、六三九	四〇、八二〇
同六年	一五、六二〇	一〇、四四八	四、〇五四	一二、四九七	四二、六二一
同七年	一七、八一二	一一、二九三	四、七九九	一六、六五四	五〇、五五九
同八年	二五、五七三	一四、六八五	五、二四一	一五、四一三	六〇、九一三
同九年六月	三〇、三一二	一二、四八八	六、七五八	一六、一四一	六五、七〇一

貸出金の膨脹　當行は朝鮮に於ける中央銀行として金融調節の重責を帶ぶるものなれば、資金の貸出は最苦心を要し、常に內外經濟界の趨向に鑑み市況の推移を察して、緩急其の宜しきを制せんとし、必ずしも貸出額の增加のみを念としたるにあらざることは言ふ迄もなき所である。然し既往を顧みれば本業務も亦創業以來著しき發展を遂げてゐる。今開業後鮮內各店の取扱に係る貸出高の概要を見れば左の如くである。

朝鮮各店貸出金貸出回收高及年末殘高（單位千圓。△印回收超過）

	貸出高	回收高	貸出超過高	年末殘高
明治四十二年	九、四〇五	五、七七六	三、六二八	三、六二八
大正三年	一六五、〇五六	一六五、二七四	△二一八	一八、一二七
同八年	一、一〇六、七〇二	一、〇五四、九四一	五一、七六一	一〇三、九二二
同十三年	七八九、八三一	七八一、八七三	七、九五八	七七、八三九
昭和四年	五八三、二三六	五八〇、五八七	二、六四九	一三一、五一八
同五年	五四三、五五五	五三四、六九六	八、八五九	一三五、五二八

同六年	六三三、五〇八	六一六、三〇三	一七、二〇五	一五五、二〇九
同七年	八三四、三一〇	七九五、八八七	三八、四二三	一八〇、六六一
同八年	八三六、二〇五	八三一、二九七	四、九〇八	一七八、九五四
同九年上半季	四三二、五八六	四六五、九四五	△三三、三五九	一四一、二八三

備考　本表中には借款其の他の計數を含む。

次に各種貸出金殘高に就き其の內容を見るに手形貸、當座貸越、割引手形の如き主要貸出金は、明治四十二年以降大正八年迄は何れも著しき增加を示してゐる。こは日韓併合以來交通、運輸、通信等の諸機關漸次鮮內に普及し、內鮮經濟關係一層密接となり、商取引額增加したるに因るは固よりであるが、特に大正二年七月には輸移出品の大宗たる鮮米に對し、內地移入稅の撤廢實施あり、又多年の獎勵に係る棉花の栽培、家蠶の飼育、牛畜の改良、煙草其の他特用農作物の耕作等に依り、是等特產物の出廻り漸次增加して之が買付資金、若くは輸移出資金年々增加したるに因る所多く、加ふるに歐洲戰亂の影響は半島にも及び、大正四年上半季以來露國軍需

品の註文を始め、財界振興の好材料續々現はれ精米、大豆、棉花、蠶繭、牛皮等の需要盛況を極めたると、他面綿絲布類竝精糖、石油、雜貨等の輸移入品多額に上り、益資金の移動を頻繁ならしめたる結果、大正五年以降貸出金は急激に增加して、遂に大正八年には空前の活躍時代を迎ふるに至つたものである。然るに大正九年春季には財界急變して大恐慌期に入り、爾後大正十二年の關東大震火災、昭和二年の內地金融恐慌等我國經濟界に未曾有の重大變革相亞で勃發したる爲、半島財界の大勢も亦甚しき不振に陷り、物價は下落し企業界は容易に整理期を脫せず商取引亦概して不振を續けたる爲、當行貸出高も大正九年以來急減し、爾來久しく一高一低の狀態を續け、最近數年再び遞增を示すに至つたものである。參考の爲朝鮮各店種類別貸出金殘高を示せば左の如くである。

朝鮮各店種類別貸出金殘高（年末。單位千圓）

	手形貸	當座貸越	割引手形	コールローン	合計
明治四十二年	二、〇八一	三七四	一、一七二	—	三、六二八

大正三年	一二、一五五	一、八四〇	四、〇五一	八〇	一八、一二七
同八年	五五、七七四	七、八三五	四〇、三一三	—	一〇三、九二二
同十三年	五八、七三六	二、二八五	一六、八一七	—	七七、八三九
昭和四年	一一六、三九三	二、七九三	一二、三三二	—	一三一、五一八
同五年	一二二、四五八	三、一五九	九、九一〇	—	一三五、五二八
同六年	一三九、七〇二	三、七七七	一一、七二九	—	一五五、二〇九
同七年	一五六、九九五	五、七四一	一七、九二四	—	一八〇、六六一
同八年	一六一、一二四	四、五八二	一三、二四七	—	一七八、九五四
同九年六月	一二九、九一〇	四、〇四四	七、三二八	—	一四一、二八三

備考　一、本表中には借款其の他の計數を含む。
　　　二、本表手形貸中には證書貸を含み、割引手形中には荷爲替手形を含む。

惟ふに上述の如き內外財界空前の受難期に際し、朝鮮の中央銀行たると同時に一般顧客に對し直接商業資金の貸出を取扱ふ當行が、其の施爲宜しきを制することは決して容易の業ではなかつたのである。されど當行は常に其の最善を盡して半島の農、鑛、工、水產等各種產業の開發竝運輸、土木、電氣、瓦斯等諸事業關係資金の

貸出に努むると共に、一般取引先に對する商業資金の融通を圖り、尙朝鮮の對外受拂不均衡の改善に資する爲、輸移出を奬勵して鮮內資金の充實に努め、特に輸移出品の大宗たる米穀、繭、大豆、棉花等に對する買出資金の融通と輸移出手形の取入とに力を注ぎ、之に十分なる便宜を圖り來つた。今當行鮮內貸出金中最重要なる地位を占むる米穀資金を見れば、鮮內本支店の大正元年以降五箇年の貸出平均額は一千六百九十餘萬圓なりしも、昭和四年以降同八年迄の五箇年間貸出平均額は一億五千四百四十餘萬圓となり九倍に增嵩してゐる。

爲替業務　當行の鮮內本支店は夙に內外樞要地に於ける多數の銀行とコルレスポンデンス約定を締結して資金の移動を圓滑ならしめんことに努めたが、更に明治四十四年以來送金手數料を改正し、比較的高率なりし普通送金料竝電信送金料の引下を決行し、又鮮內各地間に於ても特殊の邊陬地を除いては送金手數料を廢止せる外、同業者間の送金に關しては全鮮に亙りて特に手數料を廢止して鮮內送金上の便宜を圖り、又大正六年には鮮滿經濟の發展に資する爲、朝鮮滿洲內及鮮

滿相互間に無手數料振替送金制を實施したることもあり、今創業以來昭和八年に至る迄の鮮內各店爲替受拂高を擧ぐれば左の如く、受入拂出共創業以來年々躍進して大正八、九年頃には最高記錄を示し、爾後減少に傾きたるも昭和六年以後は再び漸增に轉じ、鮮內各店貸出金の趨勢と略相似たる推移を辿つてゐる。 其の詳細を示せば左の如くである。

朝鮮各店爲替受拂高 (單位千圓)

		朝鮮內	對內地	對滿洲	對其の他の外國	合計
明治四十三年	受入	四一、九一〇	二一、〇七七	九〇九	五一	六三、九四七
	拂出	四四、二九一	一六、八五五	一、七二九	二一六	六三、〇九一
大正三年	受入	九六、五四二	六六、七四三	三二、八〇二	七九七	一九六、八八四
	拂出	一一三、六四二	四九、一九二	三一、四六四	四、五二八	一九八、八二六
同八年	受入	六二〇、二五九	四六四、一七二	三一六、三七二	一八一、〇四九	一、五八一、八五二
	拂出	六二三、一三四	四五六、〇六二	三四一、七八四	一九七、二五三	一、六一八、二三三

同十三年	受入	二二六、二二六	一七五、八七七	四六、九五一	四、九〇四	四五三、九五八
	拂出	二四三、九九八	二一三、六九七	一六、八三九	二、七九八	四七七、三三二
昭和四年	受入	二三二、〇六七	二二一、〇七二	三八、二一七	五、二六四	四九六、六二〇
	拂出	二四〇、一一二	二一六、〇七二	二一、四〇一	一、六一九	四七九、二〇四
同五年	受入	二一二、二一五	二〇二、六〇八	五三、八三六	五、九一四	四七四、五七三
	拂出	二二二、一〇二	一八三、七六七	一七、二九四	一、二三三	四二四、三九六
同六年	受入	二〇三、五六八	二一九、五七〇	五三、三六七	三、四〇八	四七九、九一三
	拂出	二一七、七〇一	二四三、一一四	一一、九〇六	九二六	四七三、六四七
同七年	受入	二三三、四八九	二七八、六五五	二七、一二八	一、一八三	五四〇、四五五
	拂出	二四六、八八七	二七〇、五八七	二六、七七八	一、二〇五	五四五、四五七
同八年	受入	二九七、一七四	三九九、一一〇	三三、九四七	一、五〇九	七三一、七四〇
	拂出	三一七、四九二	三〇七、一六三	六二、八三三	一、五八二	六八九、〇七〇
同九年上半季	受入	一九七、〇五八	二二四、八四八	二四、四六九	九五一	四四七、三二六
	拂出	一八六、九二三	二〇一、〇一四	三五、一六〇	八四七	四二三、九四四

鮮內金融機關に對する援助　朝鮮の地場銀行は從來概して自己資金豐富ならず、預金の吸收亦困難なりし爲、其の活動資金を當行に求めたること多く、當行は中

央金融機關として是等地場銀行の發達を促すと共に其の活動と相俟つて、鮮內金融調整の任務を完うする爲、進んで之が補導誘掖の任に當り、斯くて鮮內金融機關の內容充實と系統整備に貢獻したること決して尠しとしない。即ち當行は日常是等諸銀行よりの資金需要に對しては十分の便宜を圖る外、特に其の內容整備に必要なる低利資金を供給したること一再ならず、又是等地場銀行或は信託會社にして業態改善或は基礎强化の爲、相互間に於て其の合併乃至買收を適當としたる場合、當行は努めて之が斡旋調停の勞を取り來つた。即ち昭和五年八月慶一銀行が慶尙共立銀行を買收し、更に昭和八年十一月鮮南銀行を合併して大邱商工銀行を設立したる時、或は朝鮮信託株式會社が昭和八年七月以後順次群山、釜山、共濟及朝鮮土地等の信託會社を買收せる際當行が斡旋仲介を爲したるが如きは近年に於ける其の實例である。

金利政策　當行は朝鮮に於ける一般貸出金利が、由來內地に比して高率に失し、金融の疏通產業の振興を阻害すること尠からざるに鑑み、常に之が低下促進を念

とし來つた。而して朝鮮舊來の高金利は明治三十九年農工銀行設立せられ、同四十年地方金融組合設置せらるるに及んで多少低落の傾向を生じ、又明治四十四年朝鮮利息制限令の發布を見て以來、大いに面目を革むるに至つたが、當行は終始一貫既定の方針に則り金融市場の大勢を指導し、漸次金利の低落を圖ることに力を致した。今之を商業手形の割引日步に就て見るに、當行創立以前の第一銀行時代にありては、其の日步最低三錢內外なりしが、當行創立と同時に進んで之を二錢五厘に引下げ、爾來內鮮金融市場の實勢に鑑み、之が調整の必要上當行貸出標準金利を更改したること三十回に及び、此の間往々にして之が引上を爲したることあるも、尙最低率は二錢六厘を維持し、而も斯かる引上は何れも金融調節上已むを得ざるに出でたる措置であつた。而して最近に於ける昭和七年三月以降同八年七月に至る四回の金利更改は引下の一方にして現行の一錢三厘は朝鮮に於ける未曾有の低金利である。又右の如き當行の金利政策が朝鮮の市場金利に及ぼしたる影響を見るに、明治四十二年に於ける普通銀行の割引日步は普通率年中平均四錢

二厘の高率なりしもの、逐年漸落歩調に轉じ、時に一高一低ありしとは言へ、大正八年には三錢一厘となり、當行創立當時より一錢一厘の低落を示し、次で大正九年より同十四年迄は反騰して三錢七厘となつたが、爾後大勢は再び漸落して朝鮮地場銀行は二錢九厘、內地銀行の鮮內支店は二錢一厘となつてゐる。

預金利率に就ても從來朝鮮は一般に資金充實せざる爲、自然預金の爭奪激しく弊害多かりしに鑑み、當行は組合銀行に於ける預金利率協定實施の必要を痛感し、大正九年二月京城組合銀行の預金利率協定を成立せしめ爾來之を持續しつつある。斯くて大正十五年以降は京城以外の鮮內各地に於ても預金利率協定の成立したるもの多く、現在に於ては全鮮各組合銀行は殆ど同一利率の協定を勵行し、尙銀行間のみならず銀行と金融組合との間に於ても亦相互協定を爲すに至つた。

第三節　滿洲に於ける業務の進展

當行の滿洲進出　當行は初め滿洲に於ては安東縣に第一銀行より引繼ぎたる

一出張所を有するに過ぎなかつたが、其の後我邦の滿蒙經營は漸次其の歩を進め、彼我經濟交通關係次第に密接となり、從つて朝鮮の對滿貿易も異常の發展を示し、我國勢の伸張と商權の擴大とは、滿洲に於ける金融上の施設緊急を愬ふるものがあつた。而も當時朝鮮の對外貿易は連年逆調を改めず、之が決濟は朝鮮經濟上の重大問題とせられ、其の根本的解決は朝鮮産業の隆盛となるの時を俟つとするも、差當り當行は輸出超過を常とする滿洲に於て輸出手形を買入れ、朝鮮に於て負ふ所の對外債務は、之を滿洲に於て得たる對外債權に依り其の一部を償ふの手段を講ずることを以て、當行經營上緊急の措置なるを認めたる爲、前に述べたる如く大正二年七月奉天に、八月大連に、九月長春に各支店を開設した。然るに時恰も邦人の對滿投資漸く盛ならんとし、關東州及南滿地方に進出を試むる者續出し、且日露兩國の發行する金本位の銀行券は、各鐵道線の南北より流入して漸次流通區域の擴大を見んとするの傾向あり、日本銀行券は勿論朝鮮銀行券も亦夙に沿線地方の通貨として各種の取引に使用せられ、金資金の需要増加と相俟つて金券の普及益

有望の形勢にあつた。仍て當行は此の大勢に順應して徐に業務の擴張を企圖し、順次營業所を政治經濟上の中心地方乃至特產物の集散市場に開設して、滿洲の對內地輸出爲替を買取り、朝鮮貿易の移入超過決濟に備へた。之が爲隣接兩地の貿易金融は圓滑となり、我商權の扶植を資けたること尠くない。而して大正六年十一月我帝國政府は滿蒙に對する特殊金融機關の機能を統一し、根本的に我經濟の基礎を樹立するの目的を以て、先づ東洋拓殖株式會社法を改正し、之をして滿蒙方面の起業資金供給の任に當らしめ、同時に横濱正金銀行は主として其の本然の職能たる爲替取引及貿易金融の調節に努むることとなり、他方當行に對しては一般商業金融の中心機關として專ら金建取引の需要に應ぜしむるの方針を確定し、之が實行に付ては(一)滿洲に於ける國庫金取扱事務は大正七年一月一日以後當行をして之に當らしめ(二)當行の發行する金券には關東州竝滿鐵附屬地に於て强制通用力を附與し、當行をして將來金建取引の大勢に應じて貨幣市場整備の責に任ぜしめ(三)横濱正金銀行の發行する銀券は滿洲貨幣制度の實情に鑑み依然之を發行

せしめ、強制通用力は附與せざるも同銀行の信用に依つて通用せしめ、以て當時に於ける取引の實際上の不備に備ふることとし、兩々相俟つて現狀に激變を與へず、將來彼我貿易の伸張を計り我國經濟の發展を期することとした。仍て當行は政府の趣旨に基き橫濱正金銀行との間に協定を遂げ、同行の既發銀行券引換の義務は爾後當行に於て之を負擔し、同時に國庫事務を取扱ふ支店も亦當行に引繼ぐこととした。斯くて當行は大正六年十二月一日より滿洲に於ける金券統一の任務に服し、商業金融に對する中心機關たる地位に立ち、同時に橫濱正金銀行が發行し居たる四百五十三萬餘圓の銀行券は當行に引繼がれ、漸次當行券を以て引換整理することとなり、又橫濱正金銀行の取扱ひ來つた大連本金庫は同十二月三十一日限り之を當行に移管すると同時に同金庫所屬の支金庫、若は派出所として事務を取扱ひ來つた旅順、遼陽、鐵嶺の三出張所を讓受け、安東縣に於ては當行の同地支店をして其の國庫業務を繼承せしめ、其の他に於ては新に當行の出張所を開設し、金庫事務其の他一般業務の取扱をなすこととなつた。而して是より先、當行は既述

奉天、大連、長春の三店の外四平街、開原、哈爾賓、傅家甸、營口、吉林、龍井村、奉天新市街、鄭家屯に支店、出張所若は派出所を增設して專ら業務の發展に備へた。尤も其の後是等營業所中の二三は地方事情の變遷と其の成績とに徵して或は閉鎖し或は再び開設し、又大正七年帝國軍隊の出動に際しては一時滿州里、齊々哈爾に派出所を設置したることあり、更に滿洲事變勃發後は皇軍の進出に伴ひ、主として國庫金の出納事務を取扱ふと共に、併せて預金貸出爲替等の一般業務をも取扱ふ爲、齊々哈爾外五箇所に派出所を開設し今日に及んでゐる。斯くて在滿營業所は現在二十箇店となつてゐるが、是等各店の取扱に係る國庫金の出納竝銀行券發行等に就ては既に之を述べたれば、玆には預金、貸出及爲替業務の實績と滿洲事變と當行の關係等を述ぶることとする。

預金の增加　滿洲各店の預金業務は、創業後大正元年迄は安東縣に一店舖を有するに過ぎざりし關係上極めて微々たるものであつたが、大正二年に於ける支店增設以來逐年駸々たる勢を以て增進し、大正八年末には四千四百五十餘萬圓に上

つた。然るに其の後は財界各方面の不振を反映し増減不定の裡に推移し來つたが、尚三千萬圓内外を維持し、大正十四年後は四千萬圓となり、殊に滿洲事變後に於ては新國家の經濟建設と、新規事業の勃興に伴ふ流入資金の増加に依り、當行預金も急増を示し、昭和八年末に於ては一億千百餘萬圓に躍進するに至つた。今滿洲各店の預金受拂高を表示すれば左の通りである。

滿洲各店預金受拂高及年末殘高（單位千圓）

年	受入高	拂出高	受拂(△)超過額	年末殘高
明治四十二年	一、一三六	八二四	三一一	三一一
大正三年	三四、六五三	三四、三三八	三一四	一、〇六三
同八年	一、九五四、四六八	一、九三七、六六二	一六、八〇六	四四、五五五
同十三年	二、〇七八、二九八	二、〇七五、四一六	二、八八一	三三、八五六
昭和四年	二、七三八、一九二	二、七三七、三一二	八七九	四六、四一二
同五年	二、〇二四、七〇三	二、〇二八、六五七	△三、九五四	四二、〇九七
同六年	二、〇〇三、三〇三	一、九九五、三五九	七、九四四	五一、七七九

同　七　年	二、九三〇、一一八	二、八六三、八四一	六六、二七六	一一九、七八二
同　八　年	三、九五二、一六九	三、九六一、五五九	△ 九、三九〇	一一一、六九〇

更に右預金殘高を種類別に分ち之を見るに、定期預金及特別當座預金の如きは一般の當行に關する信用に基き、時の浮沈に拘らず大勢漸增の狀を呈し、最近特に顯著なる增進を告げてゐる。然るに當座預金にありては大正八年末二千六百餘萬圓迄膨脹したりしに、爾來財界反動の影響を如實に反映し概して振はざりしも、滿洲事變以來は急激なる增加を來し、昭和八年末には二千七百餘萬圓を算するに至つた。今參考の爲預金種類別殘高を左に示すこととする。

滿洲各店預金種類別殘高（年末。單位千圓）

	定期預金	當座預金	特別當座預金	其の他預金	合計
明治四十二年	二一	二〇九	七二	七	三一一
大正　三　年	一七一	五二七	一二三	二四〇	一、〇六三
同　八　年	八、〇二二	二六、五九八	二、二三四	七、六九九	四四、五五五

大正十三年	六、二九〇	一七、二九九	四、四七七	五、七八八	三三、八五六
昭和四年	八、一三二	二三、六〇一	四、四六三	一〇、二一四	四六、四一二
同　五年	一七、二七〇	一三、一一四	四、二六六	七、四四六	四二、〇九七
同　六年	二三、九四一	一六、四一六	四、七三一	六、六九〇	五一、七七九
同　七年	五四、一七七	二三、九五三	六、七八五	三四、八六六	一一九、七八二
同　八年	五〇、八一四	二七、五九六	九、四五一	二三、八二七	一一一、六九〇

貸出業務の推移と其の施設　前に一言せる通り當行の滿洲出店は當時輸出超過を常態とせし滿洲貿易の發展を幇くると共に、其の輸出爲替を買入れて輸入超過を常例とせる朝鮮貿易の決濟に資し、併せて日本內地との經濟的關係を圓滑ならしめんとするにあつた。然るに時恰も大正三年七月には歐洲戰亂の勃發するあり一時財界の動搖を來したが、戰禍の中心に遠き東洋方面は却て其の好影響を受け、滿洲に於ては大豆、豆粕、豆油の輸出頓に旺盛となり、又大正四年上半季に至り高粱、包米、雜穀等の歐洲に對する初めての輸出あり、引續き財界の好況時代に入つて輸出資金の需要を增加し、當行亦大正五年下半季以來外國爲替勘定を開設して

一層海外輸出の助成を圖りたる結果、滿洲貿易の盛況と相俟つて一般商取引促進の動機となり、諸貸出金は急激なる增加となつた。然るに大正九年の財界大動搖は滿洲にも著しき打擊を與へ、爲に特產品輸出市場の混亂、輸入貿易の頓挫、新規企業の挫折、金融の梗塞等にて頗る慘憺たるものがあつた。而も其の後財界は一張一弛依然不況裡を彷徨しつつ容易に立直らず、從つて當行貸出高も捗々しき進展を示さざりしは蓋し已むを得ざる所である。而して右の如き財界未曾有の難局に處して緩急宜しきを得、之が救濟整理を完うし、更に其の好轉に資せんとすることは素より容易の業にあらざるも、當行は各地市場の窮迫に際しては適宜救濟資金を放出して之が緩和に努め、此の間同業者の救援に就ては特に力を致し、或は合併を慫慂して資力を豐富ならしめ、或は內部の改造を勸說して取引を堅實ならしめ、以て金融界の破綻を未然に防止し、一方輸出入貿易殊に特產物の輸出、農鑛水產運輸電氣瓦斯其の他各種企業の經營に必要なる資金の需要に對しては能ふ限りの便宜を供與し、滿洲の富源開發と其の產業發達とに寄與せんことを期し來つた。

而して滿洲に於ける金融に於て最も重要なるものは、言ふ迄もなく同地特產物に對する資金の供給であるが、當行の特產資金貸出額は常に在滿日本側銀行の此の種貸出額の半を下らず、實に特產界と當行とが密接不離の關係に在ることを證してゐる。今當行在滿各店の金勘定に依る特產資金貸出取扱高を見れば昭和八年迄の最近五箇年平均は二億六千七百十七萬餘圓にして、之を當行の滿洲進出初期たる大正三年以降同七年迄の五箇年平均千九百六十三萬餘圓に比すれば正に十三倍以上である。

更に昭和七年滿洲國成立後は內鮮滿關係頓に好轉せるのみならず、同國經濟建設の進行と共に各種の企業は勃興の機運に在り、當行は斯かる新情勢に順應し是等新事業に對する資金供給に就ても十分の努力を爲しつつある。

斯くて滿洲各店貸出金の推移を統計に徵するに、明治四十二年末に於ける諸貸出金殘高僅に十二萬七千餘圓に過ぎざりしもの、大正三年末には一躍三百三十餘萬圓に上り、爾後更に滿洲財界の發展に伴ひ貸出は急增して、大正八年末に於ては

一億千百餘萬圓の巨額を算するに至つた。 然るに翌九年以降は財界各方面の狀態を反映して不規則なる變動を續け、昭和六年末には四千四百二十餘萬圓となつてゐるが、爾來稍増加に轉じ、昭和八年末現在は五千四百萬圓以上である。 當行創立以來の滿洲各店貸出金の貸出回收高及年末殘高は左表の如くである。

滿洲各店貸出金貸出回收高及年末殘高 (單位千圓。△印回收超過)

	貸出高	回收高	貸出超過高	年末殘高
明治四十二年	二六七	一四〇	一二七	一二七
大正三年	四七、三六六	四六、六〇九	七五七	三、三〇八
同八年	一、三五五、一七九	一、三〇八、四六八	四六、七一一	一一一、七六四
同十三年	一、一一一、五〇五	一、一〇六、三一三	五、一九二	一一七、七六九
昭和四年	六六九、七五四	六七〇、五九一	△八三六	五二、一六一
同五年	五五九、八五六	五六三、九一三	△四、〇五七	四六、七五三
同六年	四〇一、二四一	四〇三、七六四	△二、五二五	四四、二一八
同七年	七三〇、五三七	七一五、〇三七	一五、五〇〇	六〇、〇二八
同八年	七四九、三六三	七五五、六六三	△六、三〇〇	五四、二六六

更に參考の爲、上記各店の貸出金種類別殘高を擧ぐれば左の通りである。

滿洲各店貸出金種類別殘高（年末。單位千圓）

	手形貸	當座貸越	割引手形	コールローン	合計
明治四十三年	七三	四〇	一二	—	一二七
大正三年	七七四	一、一六九	一、〇九七	二六七	三、三〇八
同八年	三九、六六二	二三、四九一	四八、六一〇	—	一一一、七六四
同十三年	六六、九三八	一三、五〇〇	三七、三三〇	—	一一七、七六九
昭和四年	四一、五九四	四、〇一四	六、五五二	—	五二、一六一
同五年	三九、二〇二	四、八九〇	二、六六〇	—	四六、七五三
同六年	三四、二一三	四、一四四	五、八六〇	—	四四、二一八
同七年	四七、七一二	六、三九八	五、九一七	—	六〇、〇二八
同八年	三九、八一三	八、六六一	五、七九一	—	五四、二六六

爲替業務　次に滿洲に於ける資金の移動狀態を反映する爲替業務を見るに、當行滿洲各店の爲替受拂高は明治四十三年の受入高二百七十二萬餘圓、拂出高百五

十二萬餘圓より大正八年の受入高十五億七千三百餘萬圓、拂出高十四億三千四百餘萬圓に躍進して未曾有の記錄を現出したが、其の後は財界實勢に應じ、時に減少の趨勢を辿り、或は增加の傾向を呈しつつ、最近に至り漸く遞增に好轉し、昭和八年に於ては受入高九億九千九百餘萬圓、拂出高十億四千三百餘萬圓を算する狀態となつた。尙在滿各店の爲替受拂高に就き滿洲內に於けるものと對外的の受拂狀況を一瞥するに、其の滿洲內は在滿各店の受拂總高に對し受拂共常に五六割を占め、之に亞ぐを對內地としてゐる。次に明治四十三年より大正八年迄は其の受拂共に對朝鮮が對外國より多きを示したるも、其の後は對外國の受拂が對朝鮮のものを凌駕する年あり、或は對朝鮮の受拂が對外國よりも多き時あり、未だ容易に其の歸趨を見定め難き情勢にある。滿洲各店爲替受拂高の計數を示せば左の如くである。

滿洲各店爲替受拂高（單位千圓）

		滿洲內	對內地	對朝鮮	對其の他の外國	合計
明治四十三年	受入	―	一、五六六	一、一五四	―	二、七二〇
	拂出	―	七八八	七三三	―	一、五二一
大正三年	受入	一四、三五四	八、三二一	六、九四七	一〇五	二九、七二七
	拂出	一六、四三四	一一、八三五	五、九四二	一二五	三四、三三六
同八年	受入	六七七、二一八	三六三、一一六	四二三、四七一	一〇九、二〇八	一、五七三、〇一三
	拂出	六三六、一四三	三四七、四七〇	三三九、七九二	一一〇、九四七	一、四三四、三五二
同十三年	受入	三九五、六七七	一五二、三八三	一六、九四三	七五、七三八	六四〇、七四一
	拂出	三七六、四九〇	一五六、四八六	四九、七五〇	九三、五一六	六七六、二四二
昭和四年	受入	六九一、一九一	一八五、〇七〇	二五、八八三	六七、三四三	九六九、四八七
	拂出	七〇一、〇四九	一七七、〇六二	五〇、四三〇	五一、〇四五	九七九、五八六
同五年	受入	四三一、七一五	一六〇、一四七	二一、三六一	六七、〇五〇	六八〇、二七三
	拂出	四三七、〇五〇	一二六、三〇三	六四、三六五	三七、八二一	六六五、五三九
同六年	受入	三五二、五九九	二四五、二〇〇	一八、八八〇	五四、七七三	六七一、四五二
	拂出	三五三、六二八	一一七、五八八	六四、五四七	四二、五一四	五七八、二七七
同七年	受入	四七五、五四四	一七四、四〇三	三七、五三〇	三九、一二七	七二六、六〇四
	拂出	四八九、三七四	二二九、七八六	四四、二四四	二五、七九一	七八九、一九五

同八年	受入	六四九、一一二	二三九、七六二	六四、二二四	四六、〇八〇	九九九、一七八
	拂出	六六五、五八〇	二七六、九八四	四〇、二八六	六〇、八二九	一、〇四三、六七九

備考　本表は銀行間の爲替尻付替、當座付替等を含む。

滿洲支店の銀勘定　當行の滿洲に於ける業務は金圓勘定を主とするも、同地の實情に鑑み銀勘定取引をも行ふこととし、先づ大正十二年十月大連支店に於て横濱正金銀行發行の鈔票に依る取引を開始し、其の後長春、哈爾賓、安東縣等の支店に於ても鈔票或は地方銀通貨の勘定を取扱ひ、又昭和七年七月以降大連、旅順を除く滿洲各店に於ては滿洲國幣勘定を開始した。斯くて昭和九年六月末に於ける銀勘定の預金殘高は鈔票四百二萬九千餘圓、國幣九百四十四萬九千餘圓を算し、同貸出殘高は鈔票七十一萬四千餘圓、國幣五百四十六萬七千餘圓となつてゐる。尚前掲滿洲各店の預金、貸出、爲替等の計數は何れも銀勘定をも金圓に換算合記したるものである。

滿洲事變と當行　今次の滿洲事變に際しては當行は常に事態の推移に深甚の

注意を拂ひつつ之に善處し、事變に基く同地金融界の動搖混亂を防ぐは固より、進んで帝國の權益を確保することに力めた。これ當行が滿洲に於ける日本側金融中樞機關たる地位に鑑み、正に當然の任務であつたと信ずる。而して當行が此の間の事態に處する爲特に施設し或は取扱ひたる主なる事項を擧ぐれば次の如くである、

(一)臨時特務機關設置。事變勃發後の滿洲に於ける新事態に處し、軍部其の他との連絡を保ち、滿洲に於ける當行業務の遂行を完うする爲、昭和六年十二月より翌七年三月迄奉天其の他の地に本機關を特設し、理事統轄の下に所屬行員を督勵して其の任務に從はしめた。

(二)理事竝行員に對する軍の委囑任務。又當行理事にして事變後間もなく關東軍司令官より軍の囑託を委囑せられ、續いて奉天省政府財政廳顧問に就任し、滿洲の幣制改革竝奉天省財政整理等の任務に從ひたる者あり、行員中にも滿洲側官銀號の顧問、諮議、其の他重要任務を委囑せられたる者あり、何れも其の任務を完

うした。

(三)滿洲中央銀行の設立に參畫。滿洲中央銀行設立に際し行員中より其の設立準備委員に命ぜられ、當初より設立完成に至る迄其の任務に服したる者あり、尙同行成立後其の招聘に應じ、當行は昭和七年六月行員約十名を同行に轉出せしめた。

(四)滿洲國借款放資。當行は帝國政府の方針に準據し、昭和七年五月滿洲國に對する借款として金二千萬圓を放資した。

(五)滿洲國公債引受參加。當行は又昭和八年一月滿洲建國公債三千萬圓の發行と滿洲國の投資事業公債法に依る四分利公債日貨千萬圓の發行とに際し、東西シンジゲート銀行團の一員として之が引受に參加した。

(六)國幣勘定設置。當行は滿洲中央銀行の發行する國幣勘定を昭和七年七月以降大連、旅順を除く滿洲各店に於て開設し、國幣勘定に依る預金、貸出、爲替等の業務を取扱ふこととした。

（七）派出所開設。　事變以來皇軍の進出と邦人移住者增加等により主として日本銀行代理店事務竝一般預金爲替等の業務を取扱ふ爲、昭和七年十二月より齊々哈爾に哈爾賓支店派出所を、又錦州に奉天支店派出所を開設したが、更に昭和八年五月承德竝赤峰に夫々奉天支店派出所を、海拉爾に哈爾賓支店派出所を、十一月圖們に龍井村支店派出所を開設した。

右の外當行日常業務の上に受けたる影響を見るに、奉天、新京、營口、哈爾賓各店は夫々其の所在地に於ける事變勃發當時一日乃至十數日間の臨時休業を行ひ、又事變發生後は事件費支出の爲日本銀行代理店取扱に係る事務は著しく增加し、殊に滿洲各店に於ては軍部の依賴に應じ日曜祭日又は時間外と雖本件事務の取扱に從事して便宜を圖つたが、事變後は日滿關係の好轉と共に、當行在滿各店の取扱ふ業務は預金、貸出、爲替竝銀行券發行高共著しく增加するに至つた。　而して今や新國家の基礎强化に伴ひ、新しき理想に立脚せる同國の經濟建設は着々其の步を進め、各種の新規事業は勃興の機運に在り、殊に電信電話會社の外石油、炭礦、採金、棉花、製

粉、製糖等に關する有力會社の設立せられたるもの少からず、是等の多くは日滿合辦組織に依るものにして、當行は是等事業に就ても勉めて援助を怠らず、其の使命を果さんことを期してゐる。

第四節　內地及海外に於ける業務の狀態

第一項　內　地

內地支店の開設　當行は開業の當初日本內地には店鋪を有せざりしも、其の後內鮮の經濟貿易關係年と共に密接となるに從ひ、內鮮貿易の中心地に支店特設の必要を認め明治四十三年九月先づ大阪に支店を設置し、尙資金及爲替の調節と諸般の業務關係とに於て、我國の中央と特に密接なる交渉を有するに至りたるを以て、大正二年四月東京に支店を開設することとなつた。　次に神戸は我邦に於ける最重要なる對外貿易港にして、大阪との間に金融竝商業上密接なる關係を有し、對

外爲替に於ても重要なる地位を占むるに依り、當行が大阪に於て鮮滿貿易に盡瘁する以上、神戸にも之が連絡機關を必要とし、大正五年十月同地に支店を設置した。又下關は鮮滿地方に對する要衝に在り、取引關係逐年增進の趨勢に在りしを以て、大正八年二月此の地に支店を開設し、其の後大正十四年十二月末より一時之を閉鎖したるも、昭和五年四月再び業務を開始して今日に及んで居る。又大阪市の西區堀江及西道頓堀附近は內地に於ける朝鮮產米穀の集散市場にして、當行大阪支店の取扱に係る鮮米及大豆の移出手形の大部分は、此の附近に店舖を有する穀物商により決濟せらるる關係にあるにも拘らず、當行大阪支店の所在地は前記市場と隔り、從つて同方面に於ける穀物商の蒙る不便尠からざるに付、內鮮米穀業者の金融を一層圓滑にする爲、大正十三年二月より大阪支店西區派出所を開設し、本年四月より之を出張所と改稱することとなつた。斯くて當行は現在內地に於ては東京、大阪、神戸、下關の要地に五箇の店舖を有し、之と當行本支店とは相呼應して專ら鮮滿各地との輸移出入資金或は鮮滿地方開發に關する資金の融通に努むる

は固より、是等の內地支店に於ては昭和五年以降輸出補償法に依る對露輸出手形の買取に努め、對露貿易業者に對する金融の便をも圖つてゐる。

內地各店の業務　次に是等內地各店に於ける預金、貸出及爲替業務の推移を見るに、何れも支店開設當初數年間は其の增加極めて遲々たる狀態なりしも、歐洲大戰以來我外國貿易の激增と之に伴ふ財界の發展とは自ら海外銀行たる當行の活躍を促し、隨つて是等對外取引の膨脹竝鮮滿其の他在外各店の對外取引は多く其の決濟を內地殊に東京支店に集中せらるる關係上、內地各店の業務著しく膨脹し、各種業務とも繁忙を告ぐることとなつた。　然るに大正九年の財界反動以來は之が影響を蒙り各業務共概して伸力を阻止せられたるが、最近數年來好轉を示してゐる。　今之を預金、貸出竝爲替受拂高の計數に徵すれば概要左の如くである。

內地各店預金、貸出殘高竝爲替受拂高　（預金、貸出は年末。單位千圓）

	預金	貸出	爲替 受入	爲替 拂出
明治四十三年	四七	一、七七八	五	二

大正三年	四七九	二、〇一九	六八	六九
同八年	八二、九二〇	八五、三四九	八五七	八〇六
同十三年	一四、九七七	一二一、〇〇八	五九四	六一九
昭和四年	四、九八七	八二、五六二	五九七	六五七
同五年	八、一四一	七八、八二一	五〇一	五九六
同六年	一〇、一二三	九六、九八〇	四三一	四八七
同七年	一二、七三三	九六、九九七	五六四	六〇二
同八年	二六、九〇六	一二〇、八四一	七七八	七五六

第二項　支那

支那に於ける支店の開設　當行の支那への出店は大正六年十月青島に支店を開設したるに始り、次で翌年四月上海に、同九月天津に、同十月濟南に相次で支店を設置することとなつた。蓋し青島は山東貿易の要衝たると共に滿洲との經濟關係頗る密接なるを以て、金融上の連絡一日も忽にすべからざるのみならず、山東一

帶に於ける帝國商權の確立は金融機關の活動に俟つこと頗る大なるものあるが爲、海外銀行たる當行の進出は固より其の時處宜しきを得たものであつた。濟南は山東省の首府にして又膠濟、津浦兩鐵道の交叉點に位し、經濟上重要の地歩を占め、天津は北支那に於ける貿易上の中心市場にして、從來滿洲との金融經濟關係頗る密接なるものあり、又上海は言ふ迄もなく支那に於ける貿易金融の中心市場にして滿洲各地との經濟關係最緊密なるのみならず、朝鮮との貿易關係も少からず、且外國爲替業務に於ては特に重要視すべき市場なれば當行が其の業務の充實發達と共に、此の地點に支店開設を必要としたることは素より當然のことである。

而も右の中濟南支店のみは其の後に於ける業務の實績と地方事情の推移とに鑑み、大正十四年末を限り之を閉鎖した。故に現在當行の在支店舗は靑島、上海、天津の三箇店であるが、是等各店は爾來主として各所在地に於ける邦人貿易商を援助して日滿支間の輸出入貿易の發展に貢獻し、延いては同地方の繁榮に寄與せんことを念とし來つた。

在支各店の預金、貸出竝爲替受拂高　今當行在支各店の預金、貸出殘高竝爲替受拂高を見るに、大正六年業務開始以來、預金貸出共增加を續け、大正八年には預金千六百五十餘萬圓、貸出同じく千六百五十餘萬圓に達したが、爾後何れも減少に傾き、最近の兩三年は漸次增加に轉向してゐる。　爲替受拂高は大正八年に受入高三十五萬餘圓、拂出高三十四萬餘圓を算し、其の後は多少の伸縮を見たるも概して減少に傾きつつある。斯くて在支各店の業務が大正九年以後格別の進展を示さざりしは、支那に於ても大戰後の不況甚しきものありしと同時に、國內の政爭は依然として續けられ、天災は頻發し、銀價は動搖し、尙日貨排斥運動を斷たざりし等の影響に因るものにして蓋し已むを得ざる所である。　即ち預金、貸出殘高竝爲替受拂高を表記すれば左の如くである、

支那各店預金、貸出殘高竝爲替受拂高　（預金、貸出は年末。單位千圓）

	預金	貸出	爲替	
			受入	拂出
大正六年	四六一	一、三〇七	四	三

同　八　年	一六、五五六	一六、五六六	三五六	三四七
同　十三年	一二、五〇七	七、七四六	一五四	一四八
昭和四年	六、二九三	六、四二三	一五四	二五四
同　五　年	六、二六五	五、五一四	一一二	一〇七、
同　六　年	六、九三八	九、九二五	一一七	一〇八
同　七　年	一〇、八五五	二一、九六三	一〇七	一〇五
同　八　年	一五、四九八	一六、六七一	一〇八	一〇六

對支借款放資　當行は其の業務を滿洲及支那に擴張して以來常に彼我經濟提携の實を擧げんことを念とし、從つて當行の施設にして支那産業の開發、經濟の振作或は相互の通商上に利便ありと認むるものは黽めて之を實行せんことを期したが、當時我國政府に於ても其の對支根本政策に基き、日支兩國の經濟的提携上對支投資を勸奬せられ、且當行の支那進出を實行したる大正六、七年は恰も歐洲大戰の結果我邦の經濟界は却つて殷賑を來し、國際貸借上極めて有利の地位に進み、對外投資には絶好の機會に遭遇し、特に對支投資は我邦官民兩方面の努力に依つて

着々實現せられ、爲に我邦の經濟力は滿洲、北支那のみならず支那大陸の中心富源たる楊子江沿岸に於ても極めて急速の發展を遂げつつありしが故に、當行も單獨或は他機關との共同引受を以て各種の借款に應じたのである。　即ち大正五年當行奉天支店と奉天財政廳との間に締結したる一百萬圓の支那側銀行救濟借款を最初とし、爾後多くの場合日本興業銀行及臺灣銀行と提携して各種の借款に應じ、或は右二銀行の外横濱正金、第一、川崎第百、三井、安田、三十四、加島、鴻池、十五、三菱、住友、昭和、山口等の諸銀行を加へたる銀行團の共同引受に參加する等、對支援助の實行に就ては常に努力を怠らず、斯くて昭和八年末に於ける當行の對支借款現在額は五千八百餘萬圓に上つてゐる。　而して斯くの如き借款放資は當行業務の擴張と相俟つて當行に對する支那人の信頼を篤からしめ、對支那人取引の增加を來さしめたることも鮮少ではなかつた。

第三項　露領

對露金融施設 當行の露國に對する金融施設は前陳の對支借款投資と共に其の重要なる國家的奉仕事業の一である。 大正三年歐洲戰亂突發以來、日本內地竝朝鮮の對露貿易は急速の發展を遂げたが、當初聯合與國として東部戰線に於て重要なる任務を負擔したる露國に對し、我國は軍需品の供給其の他同國の戰時國民生活に必要なる物資の供給に努めたる關係より、自然對露金融施設を完からしむべき必要を生じ、當行の如き特殊金融機關の活動を促すに至つた。 斯くて當行は對露金融の改善を圖らん爲、大正五年三月元株式會社十八銀行の經營に係る浦潮の松田銀行部を讓受け、其の業務を繼承して之が經營に衝つた。 尤も當行の繼承當時露國は其の領土內に外國銀行支店の設置を許さざりし關係上、姑く松田銀行部の名稱を存續するの已むを得ざるものありしが、其の實質は純然たる當行在外支店の一にして當行は同支店の活動に依つて、浦潮斯德對日本內地又は對鮮滿の金融關係を滑かにし、彼我貿易の進展に伴つて內、鮮、滿の各地よりする浦潮向荷爲替、其の他の送金等一般銀行業務を取扱ひ來つた、 又大正七年八月帝國の西比利

亞出兵と共に軍隊に附屬して、鐵道沿線の主要地たる黑龍江省の齊々哈爾、滿州里及露領に屬する齊多、ハバロフスク、ブラゴウエシチエンスク、スパスカヤ、ニコリスク及北樺太亞港に各派出所を開設し、臨時國庫事務を取扱ふ傍、前記松田銀行部竝哈爾賓支店と相呼應して簡易なる預金貸出竝一般送金等の業務に膺らしめたる結果、對露金融關係は逐次良好となつた。而して曩の臨時派出所は皇軍の撤退に從ひ、大正十一年九月五日のニコリスク撤廢を最後として悉く閉鎖したが、一方に於て露國の崩壞、過激派の蜂起、露貨の暴落等あり、西比利亞地方又政情混沌として定らず、勞農政府の政權を掌握するに及んで、社會及經濟機構の根本的變革に伴ふ幾多の障害發生し爲に多大の影響を蒙つたが、此の間當行は我對露經營の根本方針に隨ひ、波瀾重疊の裡に浦潮支店の業務を繼續し同地に於ける本邦唯一の銀行として日露通商の振興に貢獻せんことを努めた。然るに露國官憲は昭和五年八月十一日突如浦潮支店の業務に就き、辛辣なる檢査を始め五十餘日に亙つて之を繼續し、遂に同年十二月十七日同支店に對し營業停止を命ずるに至つた。當行は

事件の重大性に鑑み本問題の一切を擧げて外交當局の折衝に依賴し、其の圓滿なる解決を希望しつつありし所、政府當局に於て種々交涉配慮せられたる結果、遂に當行は任意に同支店を閉鎖することに決し、昭和六年五月二十五日迄に同支店の清算を行ひ、同年七月十五日を以て無事閉鎖引揚を完了するに至つた。斯くて當行は現在露領に店舗を有せざるに至つたが、露國との通商取引に關する金融援助の根本方針は毫も變りなく、其の後に於ても能ふ限りの便宜を供與してゐる。

第四項　歐　米

倫敦及紐育への進出　當行の外國爲替業務は初め橫濱正金銀行、其の他內地爲替銀行の仲介に依り之を取扱ひ、其の後歐米其の他に於ける外國銀行との間に直接取引關係を締結するに至つたが、當行が滿洲、支那及露領に支店を增設したると同時に是等地方の對歐米貿易は著しき發展を示し、延いて當行の對歐米爲替取扱額は年々增加するに至りたる結果、當行は單に爲替業務を取引銀行との爲替連絡

にのみ依賴し置くを許されざる情勢となり、當行自ら歐米金融の中心市場に進出し、其の地金融機關と密接なる接觸を保ち之に依つて當行對外爲替の決濟と共の資金調節上の便宜とを得ることの急務なるを感ぜしめらるるに至つた。而して是より先當行は倫敦及紐育等に臨時に行員を特派して同方面に於ける金融經濟事情の調査研究に當らしめつつありしが、愈大正七年五月以降倫敦に派遣員を常置し、更に大正八年十一月紐育に出張所を設置して業務取扱を開始し、以て今日に及んでゐる。今紐育出張所の爲替取扱高を示せば左の如くである。

紐育出張所爲替取扱高（金圓換算額。單位千圓）

		對內地	對朝鮮	對滿洲	對其の他の外國	合計
大正八年	仕向	一、三八九	―	―	―	一、三八九
	被仕向	七、三九三	―	―	一、〇六一	八、四五四
同十三年	仕向	一〇、〇八三	一一	三二五	七四、一四六	八四、五六七
	被仕向	一二三、六〇〇	六六〇	二、〇八九	二六、五三九	一五二、八九〇

昭和四年	仕向	三五、四六九	二六	八四九	二、二八六	三八、六三二
	被仕向	一三五、一〇一	二四二	一、四四三	四三、七七四	一八〇、五六二
同　五年	仕向	三八、八七四	七	三四六	三、一四八	四二、三七五
	被仕向	一〇二、八七七	三一九	二、二二〇	三五、五三九	一四〇、九五五
同　六年	仕向	一九、五六七	一九	一四八	一、五六一	二一、二九五
	被仕向	八四、七〇六	二五四	六、〇六六	二二、八七九	一一三、九〇五
同　七年	仕向	二七、九二六	三八	七二	二、一二四	三〇、一六〇
	被仕向	一六二、六二三	三八七	一、五三九	三一、一四二	一九五、六九一
同　八年	仕向	五四、三一九	三九	一、七五四	一〇、四九六	六六、六〇八
	被仕向	九三、六三〇	三二七	三、〇五四	二五、二一八	一二二、二二九

第五節　營業の成績

當行は創立の際第一銀行に對して無利息二十箇年年賦償還の條件を以て七百八十八萬餘圓を貸付け、又額面買入の恩賜公債は爾來公債市價の不況を承け價格引下を爲したる爲、其の收益に尠からざる障害を及ぼしたが、他方創立の際政府よ

り營業費補助として、百二十萬圓の無利息貸下金を受けたるあり、又創立以來時勢の進運に伴ひ業域は自然に擴大し、業務は順調に發展したるに因り、其の收益は漸次增加を告ぐることとなつた。即ち營業第一期に於ては營業日數少きに拘らず營業費の支出割合多かりし爲缺損を生じたるも、第二營業期たる明治四十三年上半季より純益金を擧げ、同季以降翌明治四十四年上半季に至る三期間は其の利益金未だ成規の配當(年六分)を爲すに足らずして政府より不足額の補給を仰ぎたるが、爾後其の必要なかりしのみならず、純益金は遞增の狀態にあつた。然るに大正九年に於ける財界の大反動と加ふるに大正十二年の關東大震火災の慘害等は直接或は間接に當行業績に多大の影響を與へたるに付、大正十四年上半季には配當を中止して損失補塡を圖り、以て業務發展の基礎を固くし、他方政府及日本銀行の支援を得ると共に、當行亦極力內部の緊縮整理に努めつつ業務の刷新發展を圖りたる結果、其の後業績次第に良好に赴きつつあるは欣快に堪へず、殊に最近數年間の如きは債權其の他に對し少くとも每期百七十餘萬圓より五百六十萬圓に達す

る銷却を行ひたる上、尚純益金は九十餘萬圓を示す狀態にある。每期の總損益金、純益金及利益金分配は左表の如くである。

每期總損益金及純益金（單位千圓）

	上半季			下半季		
	總益金	總損金	純益金	總益金	總損金	純益金
明治四十二年	—	—	—	六一	一五三	×九二
同 四十三年	五九七	五七一	二六	六九五	六五五	三九
同 四十四年	七七二	六九九	七三	七八五	六五〇	一三五
大正元年	九七六	八一六	一六〇	一、五〇四	一、二九九	二〇五
同 二年	一、六四三	一、四二〇	二二三	一、九四二	一、六九四	二四七
同 三年	一、九八三	一、五八三	三九九	二、一二〇	一、七〇六	四一三
同 四年	二、一八五	一、七二一	四六三	二、二三一	一、七八四	四四七
同 五年	二、六八三	二、二〇三	四七九	三、四五四	二、八八八	五六五
同 六年	四、三六二	三、七四四	六一八	六、六六一	五、七六一	八九九
同 七年	九、三六六	八、一〇九	一、二五七	一五、〇四三	一三、三八二	一、六六〇

大正八年	一九、七一〇	一七、七二二	一、九八八	二八、一四三	二五、六七九	二、四六三
同九年	三八、三五三	三五、一一六	三、二三七	三四、八七〇	三一、三一二	三、五五七
同十年	二八、七五四	二五、二三八	三、五一六	二八、五三六	二五、〇一二	三、五二四
同十一年	二九、九五二	二七、五三九	二、四一二	二六、三一五	二三、九七七	二、三三七
同十二年	二八、五一八	二六、二九六	二、二二二	二八、七〇九	二七、五五三	一、一五五
同十三年	三〇、四九四	二八、八三九	一、六五五	二三、二五八	二一、六一九	一、六三九
同十四年	二〇、七六三	五六、五九八	×三五、八三四	一九、〇九〇	一八、四五九	六三一
昭和元年	一六、二五四	一五、四八六	七六八	一三、七五一	一二、九七五	七七五
同二年	一三、一一六	一二、四三三	六八三	一二、二一二	一一、五一三	六九八
同三年	一三、五九八	一二、八六四	七三四	一四、五二九	一三、六七八	八五〇
同四年	一三、三八五	一二、四五九	九二六	一二、八〇一	一一、八六二	九三八
同五年	一二、四二一	一一、四九六	九二五	一一、〇七〇	一〇、一六八	九〇二
同六年	一一、六二〇	一〇、六九九	九二一	一二、七四六	一一、八三二	九一三
同七年	二一、二六五	二〇、三四一	九二三	一七、四四三	一六、五一九	九二四
同八年	二一、四七〇	二〇、五四四	九二五	二〇、〇〇六	一九、〇八〇	九二六
同九年	二一、九六二	二一、〇三七	九二五			

備考　本表中×印は純損金を示す。

毎期利益金分配（單位千圓）

		利益金 純×損益金	利益金 前期繰越金	利益金 計	諸準備金	役員賞與金及交際費	株主配當金	後期繰越金
明治四十二年	下半季	×九二	一一〇	一八	—	—	一八	—
同四十三年	上半季	二六	三一	五七	二	二	五二	—
	下半季	三九	一九	五九	四	二	五二	—
同四十四年	上半季	七三	一〇	八四	九	五	七〇	—
	下半季	一三五	—	一三五	一八	九	一〇五	二
大正元年	上半季	一六〇	二	一六二	二二	一一	一二二	五
	下半季	二〇五	五	二一一	二九	一四	一五七	一〇
同二年	上半季	二二三	一〇	二三三	四七	一五	一五七	一二
	下半季	二四七	一二	二六〇	四八	一七	一五七	三七
同三年	上半季	三九九	三七	四三六	五八	二七	二六二	八八
	下半季	四一三	八八	五〇一	六三	二八	三二〇	八九
同四年	上半季	四六三	八九	五五三	七五	三二	三五〇	九五
	下半季	四四七	九五	五四二	五九	三一	三五〇	一〇二

大正五年	上半季	四七九	一〇二	五八一	八〇	三三	三五〇	一一八
	下半季	五六五	一一八	六八三	一一二	三九	三五〇	一八二
同六年	上半季	一、五三六	一八二	一、七一八	一、〇五三	四四	三八三	二三七
	下半季	八九九	二三七	一、一三七	二二〇	六五	五五九	二九三
同七年	上半季	一、二五七	二九三	一、五五〇	四三〇	七五	六九一	三五三
	下半季	三、〇〇八	三五三	三、三六二	一、八八五	八五	一、〇三一	三六一
同八年	上半季	一、九八八	三六一	二、三四九	六〇二	八五	一、二五〇	四一二
	下半季	二、四六三	四一二	二、八七六	七六〇	一〇〇	一、五六〇	四五五
同九年	上半季	四、二九七	四五五	四、七五三	二、〇七〇	一二〇	二、〇五五	五〇八
	下半季	三、五五七	五〇八	四、〇六五	八八〇	一二〇	二、五四〇	五二四
同十年	上半季	三、五一六	五二四	四、〇四一	八八〇	一二〇	二、五二二	五一八
	下半季	三、五二四	五一八	四、〇四三	八八〇	一二〇	二、五二五	五一七
同十一年	上半季	二、四一二	五一七	二、九二九	二五〇	八〇	二、〇〇〇	五九九
	下半季	二、三三七	五九九	二、九三七	二五〇	七〇	二、〇〇〇	六一七
同十二年	上半季	二、二二二	六一七	二、八三九	二五〇	七〇	二、〇〇〇	五一九
	下半季	一、一五五	五一九	一、六七五	二〇〇	六五	一、四一〇	―

同　十三年	上半季	一、六五五	—	一、六五五	一八〇	六五	一、四一〇	—
	下半季	一、六三九	—	一、六三九	一六四	六五	一、四一〇	—
同　十四年	上半季	×三五、八三四	—	×三五、八三四	×一〇、七一一	—	×二五、〇〇〇	×一二三
	下半季	六三一	×一二三	七〇九	二七三	五〇	五八七	—
昭和元年	上半季	七六八	—	七六八	七八	五〇	五八七	五二
	下半季	七七五	五二	八二八	九〇	五〇	五八七	一〇〇
同　二年	上半季	六八三	一〇〇	七八四	九〇	五〇	四七〇	一七四
	下半季	六九八	一七四	八七三	九〇	五〇	四七〇	二六三
同　三年	上半季	七三四	二六三	九九七	一一〇	五〇	四七〇	三六七
	下半季	八五〇	三六七	一、二一八	五〇〇	五〇	四七〇	一九八
同　四年	上半季	九二六	一九八	一、一二四	四〇〇	五〇	四七〇	二〇四
	下半季	九三八	二〇四	一、一四三	四〇〇	五〇	四七〇	二二三
同　五年	上半季	九二五	二二三	一、一四八	四〇〇	五〇	四七〇	二二八
	下半季	九〇二	二二八	一、一三〇	四〇〇	五〇	四七〇	二一〇
同　六年	上半季	九二一	二一〇	一、一三一	四〇〇	五〇	四七〇	二一一
	下半季	九一三	二一一	一、一二五	四〇〇	五〇	四七〇	二〇五

昭和七年	上半季	九二三	二〇五	一、一二九	四〇〇	五〇	四七〇	二〇九
	下半季	九二四	二〇九	一、一三四	四〇〇	五〇	四七〇	二一四
同　八年	上半季	九二五	二一四	一、一四〇	四〇〇	五〇	四七〇	二二〇
	下半季	九二六	二二〇	一、一四六	四〇〇	五〇	四七〇	二二六
同　九年	上半季	九二五	二二六	一、一五二	四〇〇	五〇	四七〇	二三二

備考

1. 明治四十二年下半季より同四十四年上半季迄の前期繰越金は政府補給金を示す。

2. 大正六年上半季純益金中には新株割增金九十一萬八千餘圓を、同七年下半季には同じく百三十四萬七千餘圓を、同九年上半季には同じく百六萬餘圓を含む。

3. 大正七年下半季より同十年下半季に至る配當金中には政府納付金を含む。其の額左の如し。
大正七年下半季五萬二千餘圓、同八年上半季五萬六千餘圓、同年下半季五萬五千餘圓、同九年上半季四萬餘圓、同十年上半季二萬二千餘圓、同年下半季二萬五千餘圓。

4. 大正十四年上半季諸準備金及株主配當金は何れも損失金充當額を示す。

5. 大正十四年下半季利益金中には配當平均準備金組入額二十萬一千餘圓を含む。

第四章　朝鮮銀行の組織

第一節　資本金及株式

明治四十二年十一月創立當時の資本金は一千萬圓にして内二百五十萬圓の拂込を以て業務を開始し、未拂込資本金七百五十萬圓は明治四十四年四月、同四十五年四月及大正三年九月の三回に亙り徴收を完了した。然し業務の伸展と共に益資金の増大を必要としたるに依り、大正六年二月に一千萬圓、同七年八月に二千萬圓、同九年二月に四千萬圓の増資を行ひ結局公稱資本金八千萬圓、拂込資本金五千萬圓となつたが、大正十四年八月に至り債權銷却のため資本金を半減したる結果、公稱資本金四千萬圓、拂込資本金二千五百萬圓となつて現在に及んでゐる。即ち左表の如くである。

公稱資本金及拂込資本金額（單位千圓）

年月	公稱資本金 増資額	公稱資本金 現在額	拂込資本金 拂込額	拂込資本金 現在額	拂込未濟資本金
明治四十二年十一月	—	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	七、五〇〇
同 四十四年四月	—	—	二、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
同 四十五年四月	—	—	二、五〇〇	七、五〇〇	二、五〇〇
大正 三年九月	—	—	二、五〇〇	一〇、〇〇〇	—
同 六年二月	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇
同 四月	—	—	二、五〇〇	一二、五〇〇	七、五〇〇
同 九月	—	—	二、五〇〇	一五、〇〇〇	五、〇〇〇
同 七年二月	—	—	二、五〇〇	一七、五〇〇	二、五〇〇
同 六月	—	—	二、五〇〇	二〇、〇〇〇	—
同 八月	二〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—	—	二〇、〇〇〇
同 十月	—	—	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇
同 八年五月	—	—	五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 十月	—	—	五、〇〇〇	三五、〇〇〇	五、〇〇〇
同 十二月	—	—	五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—

同 九年二月	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	—	四〇、〇〇〇
同 九年五月	—	—	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
同 十四年八月	(減額)四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	(減額)二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇

次に株式の移動狀況を見るに賣買に依る移轉が大部分を占めて居り、其の他の方法に依る移轉は餘り問題にならぬ程度である。尙新舊株の別より見るときは通常舊株より新株の移轉の方が多い。其の詳細は左表の如くである。

各年株式移轉

	舊株			新株		
	賣買	其の他の方法に依る移轉	計	賣買	其の他の方法に依る移轉	計
明治四十二年	—	—	—			
同 四十三年	四九、四二九	四四	四九、四七三			
同 四十四年	一八、八〇七	一六六	一八、九七三			
大正 元 年	一五、八〇二	一、六三九	一七、四四一			
同 二 年	六、六五五	一七九	六、八三四			

大正三年	六、三七四	六九七	七、〇七一			
同四年	九、三七六	一五四	九、五三〇			
同五年	一一、一五四	七一二	一一、八六六			
同六年	九、一二六	四五九	九、五八五	一六、五二二	四一三	一六、九三五
同七年	一〇、二八二	七四四	一一、〇二六	二六、九五一	七五四	二七、七〇五
同八年	三三、三八八	五八五	三三、九七三	六二、三〇五	七六七	六三、〇七二
同九年	九六、八一一	一、九七九	九八、七九〇	六五、三〇〇	二、九三五	六八、二三五
同十年	七九、七〇〇	二、五七二	八二、二七二	九二、一四八	一、〇九〇	九三、二三八
同十一年	八〇、六四七	一、一五二	八一、七九九	八四、五五一	一、四四三	八五、九九四
同十二年	三三、八〇五	一、一二三	三四、九二八	四二、〇九八	一、〇八一	四三、一七九
同十三年	四五、一一一	二、七九一	四七、九〇二	五二、八六一	二、八二九	五五、六九〇
同十四年	七七、三八九	一、九一〇	七九、二九九	八一、〇九二	一、九二七	八三、〇一九
昭和元年	二三、二四三	六六二	二三、九〇五	二五、八八二	五七〇	二六、四五二
同二年	一九、七六八	八九二	二〇、六六〇	二三、七三三	六二九	二四、三六二
同三年	二〇、八三二	一、一九〇	二二、〇二二	二四、五五四	一、〇二三	二五、五七七
同四年	一七、三一八	四〇九	一七、七二七	二七、一五五	三五八	二七、五一三
同五年	二五、六一八	八五〇	二六、四六八	二八、五八〇	七一七	二九、二九七

同 六 年	一六、二九七	一、四四四	一七、七四一	三三、八六一	六九九	三四、五六〇
同 七 年	二七、九五四	八六一	二八、八一五	五〇、八八三	五三七	五一、四二〇
同 八 年	二六、四七四	二、〇七三	二八、五四七	三九、四七七	一、二一六	四〇、六九三

又當行の株式は政府の所有する一萬五千株の外皇室、李王家を初め諸銀行會社及團體、其の他確實なる內鮮個人の所有に屬するものにして、昭和九年六月末に於ける株主數は內地人七千四百二十八人、朝鮮人九十五人合計七千五百二十三人にして是等株主の在住地及持株數等左表の通りである。

株主區分		人員	持株數 舊	持株數 新	持株數 計
朝鮮在住者	朝鮮人	九五	二四、六九七	八、三七二	三三、〇六九
	內地人	八九〇	一六、二一一	三二、九八九	四九、二〇〇
	計	九八五	四〇、九〇八	四一、三六一	八二、二六九
內地在住者	朝鮮人	—	—	—	—
	內地人	六、二九六	一五三、六〇七	一四三、三四四	二九六、九五一
	計	六、二九六	一五三、六〇七	一四三、三四四	二九六、九五一

外國在住者	朝鮮人	—	—	—	—
	内地人	二四二	五、四八五	一五、二九五	二〇、七八〇
	計	二四二	五、四八五	一五、二九五	二〇、七八〇
合計		七、五二三	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇

第二節　營業所

朝鮮創業當時鮮內の營業所は京城本店の外に支店及出張所として仁川、平壤、元山、大邱、鎭南浦、木浦、群山、馬山、開城、咸興、鏡城、城津の十二箇所に店舗を有したが、其の翌年には釜山、羅南、新義州の三箇店を新設すると同時に開城、咸興、鏡城を閉鎖し、大正元年には會寧を開店すると共に城津を廢止し、從つて合計數に於て變化なかりしも大正七年には馬山、新義州の二箇店を閉鎖し、尙大正九年には淸津に開店を見たるも羅南を朝鮮殖産銀行に引繼ぎたるを以て、鮮內支店數は十箇所となり其の後昭和七年迄十餘年間鮮內營業所に就いては何等の變動を見ず、昭和八年に至り京圖線の開通と北鮮終端港問題解決と共に雄基に出張所を開き、次で本年一

月には會寧支店を朝鮮商業銀行に讓渡したる結果、現在朝鮮に於ける當行營業所數は本支店出張所を合して十一箇所となつた。

滿洲 當行の鮮外に於ける營業所は創業當時安東縣に一箇を有せるのみであつたが、大正二年に入りてより滿洲の主要都市に開店することとなり、先づ奉天、大連、長春の三箇所に出張所(後支店となる)を設け、其の後年を逐うて四平街、開原、哈爾賓、營口、傅家甸、龍井村、吉林、奉天新市街等に順次店舖の新設を見、大正七年には旅順、遼陽、鐵嶺の三箇店を横濱正金銀行より引受け、尙鄭家屯、滿州里、齊多、齊々哈爾等への出店に依りて滿洲に於ける營業所數は愈多きを加ふるに至つた。 然るに右の内滿州里、齊多、齊々哈爾は大正九年に、四平街、吉林、鄭家屯は同十四年に夫々閉店することとなつたが、其の後地方情勢の推移に照し、昭和二年に四平街支店の復活を見、同七年には滿洲事變の後を承け齊々哈爾、錦州に當行の店舖を再設したるのみならず、同八年承德、赤峰、海拉爾、圖們等にも新に派出所を設くることとなり結局滿洲內現在當行營業所數は支店及派出所を合して二十箇所である。

內地 當行が內地に店舖を開設したるは明治四十三年九月大阪支店設置を以て嚆矢となし、東京支店は大正二年神戶支店は大正五年の開設に係るものである。次に下關支店は大正八年に開店を見たるも其の後一時閉鎖したることあり、現在の支店は昭和五年四月に復活したものである。尙大正十一年には浦潮斯德支店の連絡機關として敦賀に派出所を置きたることあるも、同十四年に之を閉鎖し、大阪西區派出所は大正十三年の開設に係るが爾來漸次業務の伸展を見、最近之を出張所とした。右により內地に於ける當行店舖數は四支店、一出張所合計五箇所となつてゐる。

海外 當行が支那各地に店舖を開設したるは滿洲內の支店綱が殆ど完成したる大正六年以後のことである。即ち靑島支店は大正六年十月之を開設し、翌七年には上海、天津、濟南等の各支店を設置することとなつたが、大正十四年に至り店舖縮少の方針に關聯して濟南を閉店するの已むなきに至り、斯くて現在營業中の在支支店は靑島、上海、天津の三箇店である。次に西比利亞方面に於ては大正八年

浦潮斯徳支店開始前既に同地に於ける松田銀行部を買收して事實上當行支店の業務を營み來りたるも、大正八年十二月より名實共に當行支店として之を存置したる外、大正七年にはハバロフスク、スパスカヤ、ブラゴウエシチエンスク、大正九年にはニコリスク、北樺太亞港等の各地にも開店したのであるが、是等は爾後數年にして殆ど全部之を閉店し、唯浦潮斯徳のみは營業繼續に就き尠からざる努力を拂ひたるも、昭和六年七月遂に閉鎖の已むなきに至つたことは別項記述の通りである。其の他の海外營業所としては紐育出張所及倫敦派遣員詰所等あるが何れも十數年前の開設に係つてゐる。

斯くして現在に於ける當行の營業所總數は四十一箇店を算してゐるが、今其の開廢年月日及現在營業所所在地の明細を示せば左表の通りである。

○營業所開廢狀況一覽表

(開廢月日及地名)	(開廢店數)
明治四十二年　十一月二十四日　京城、仁川、平壤、元山、大邱、鎭南浦、木浦、群	開店　一四

山、馬山、開城、咸鏡、城津、安東縣

同　四十三年．開店　四　四月十八日　釜山、　五月一日　羅南、　六月一日　新義州、九月十二日　大阪

閉店　三　二月二十八日　開城、　四月三十日　鏡城、　六月十八日、　咸興、

大正　元　年　開店　一　十一月二十四日　會寧

閉店　一　十二月八日　城津

同　二　年　開店　四　四月一日　東京、　七月十五日　奉天（小西關）八月二十日　大連、九月五日　長春（新京）

同　三　年　開店　一　二月十四日　四平街

同　四　年　開店　一　九月十五日　開原

同　五　年　開店　四　七月十五日　哈爾賓、　九月十五日　營口、十月十四日　神戸、　十二月一日　傅家甸

同　六　年　開店　四　三月二十日　龍井村、　六月一日　吉林、　十月二十二日　青島、十一月一日　奉天（新市街）

同　七　年　開店　一三　一月一日　旅順、遼陽、鐵嶺、　三月一日　鄭家屯、　四月十日　上

海、　五月八日　倫敦、　九月十七日　ハバロフスク、　同二十日
天津、　同二十三日、　滿州里、　同二十四日、　スパスカヤ、　十
月十七日　齊多、　同二十五日　濟南、　十一月十八日　齊々哈爾、
同二十三日　ブラゴウエシチエンスク

閉店　二　十二月十四日　馬山、新義州

同　八　年　開店　三　二月十七日　下關、　十一月一日　紐育、　十二月一日　浦潮斯德

同　九　年　開店　三　三月一日　淸津、　四月二十六日　ニコリスク、　九月二十四日　北
樺太亞港

閉店　六　三月二日　ブラゴウエシチエンスク、　八月十三日　齊多、　同二十
六日　滿州里、　同三十一日、　齊々哈爾、　十月十一日　ハバロフ
スク、　同三十一日　羅南

同　十一年　開店　一　十一月十五日　敦賀

閉店　二　八月二十一日　スパスカヤ、　九月五日　ニコリスク

同　十三年　開店　一　二月一日　大阪西區

同　十四年　閉店　七　五月十五日　北樺太亞港、　十二月三十一日　四平街、吉林、鄭家屯、

濟南、下關、敦賀

昭和二年　開店　一　五月二日　四平街

同　五年　開店　一　四月一日　下關

同　六年　閉店　一　七月十五日　浦潮斯德

同　七年　開店　二　十二月二十六日　齊々哈爾、錦州

同　八年　開店　五　五月十五日　承德、赤峰、海拉爾、八月二十一日　雄基、十一月二十五日　圖們

同　九年　閉店　一　一月三十一日　會寧

○朝鮮銀行營業所所在地

本　店　京城府南大門通三丁目一一〇番地

朝　鮮

釜山支店　釜山府大廳町一丁目四四番地

大邱支店　大邱府上町五八番地

木浦支店　木浦府壽町一丁目二番地

群山支店　群山府本町一丁目二三番地

仁川支店　仁川府本町一丁目九番地

平壤支店　平壤府本町一番地一
櫻町三番地二

鎭南浦支店　鎭南浦府三和町四六番地ノ一

元山支店　元山府本町一丁目九番地

淸津支店　淸津府明治町三二番地

雄基出張所　咸鏡北道慶興郡雄基邑雄基洞百五十二番地

滿洲

龍井村支店　間島龍井村

圖們派出所　吉林省延吉縣志仁鄉圖們

大連支店　大連市西通二番地

安東縣支店　安東縣大和橋通五丁目四番地

旅順支店　旅順市青葉町五五番地ノ甲
營口支店　營口元神廟街三三號地
遼陽支店　遼陽大和通二四番地
奉天支店　奉天浪速通三〇番地ノ一
奉天小西關派出所　奉天小西關
錦州派出所　奉天省錦州
赤峰派出所　熱河省赤峰二道街憲兵隊東隣
承德派出所　熱河省承德火神廟街憲兵隊西隣
鐵嶺支店　鐵嶺西町二號地
開原支店　開原鐵道附屬地掏鹿大街六二番地
四平街支店　四平街西區北町六番地
新京支店　新京祝町三丁目一二番地
哈爾賓支店　哈爾賓埠頭區クニヤージヒルコーフ街一二一二號、一二一二A號

傅家甸派出所　傅家甸高力街路西甲字三一二號地

齊々哈爾派出所　齊々哈爾龍門大街三〇號ノ一

海拉爾派出所　興安省海拉爾日本警備軍司令部構內

內地

東京支店　東京市麹町區大手町二丁目四番地ノ二

大阪支店　大阪市東區今橋五丁目一八番地

大阪西區出張所　大阪市西區南堀江通三丁目一八番地三 一九番地

神戸支店　神戸市神戸區榮町通一丁目二番地

下關支店　下關市觀音崎町五四番地

支那

天津支店　天津佛租界七號路三七號地

青島支店　青島館陶路八號

上海支店　上海九江路第五〇號

歐米

紐育出張所　Room 1027, Benenson's Investing Building, 165, Broadway, N. Y. City.

倫敦派遣員　London Representative, Palmerston House, 34 Old Broad Street, London, E. C. 2.

第三節　重役

朝鮮銀行の重役は朝鮮銀行法により總裁副總裁各一人理事三人以上監事二人以上となつてゐるが、副總裁は大正七年三月朝鮮銀行法の改正に基き初めて之を置くこととなつたものである。之等重役の職務權限は法律を以て定められ、即ち總裁は朝鮮銀行を代表し、其の事務を總理し、副總裁は總裁事故ある時其の職務を代理し、總裁闕員の時其の職務を行ふものとし、又副總裁及理事は總裁を補佐し、定款の定むる所に從ひ朝鮮銀行の業務を分掌し、監事は朝鮮銀行の業務を監査する

こととなつてゐる。次に重役會は定款に基き總裁、副總裁、理事を以て之を組織し、重要なる行務を議決する爲必要の場合總裁之を招集するものとし會員半數以上の出席を必要とする。又重役の就任に就いては總裁及副總裁は政府之を命じ共の任期を五年とし、理事は百株以上を有する株主中より株主總會に於て選擧したる二倍の候補者中より大藏大臣(韓國銀行の當時は韓國政府、大正十三年七月法律改正前は朝鮮總督)之を任命し、其の任期は三年とし、監事は五十株以上を有する株主中より株主總會に於て之を選任し、其の任期は二年となつてゐる。但し當行設立當時の理事及監事は法律の規定に基き特に政府之を任命した。而して現重役は總裁の外に理事三人監事三人にして、副總裁は大正十五年八月以來闕員の儘となつてゐる。尙歷代重役の氏名及就任退任の詳細は左表の如くである。

○重役氏名及就任退任一覽表

氏名	初任	解任	備考
(市原盛宏	明治四十二年十月二十九日	大正四年十月四日(死亡)	大正三年十月二十九日重任

總裁	勝田主計	大正四年十二月十四日	同　五年十月九日	
	美濃部俊吉	同　五年十一月二日	同　十三年二月一日	大正十年十一月二日重任
	野中清	同　十三年二月一日	同　十四年七月十七日	
	鈴木嶋吉	同　十四年七月十七日	昭和二年十二月八日	
	加藤敬三郎	昭和二年十二月八日		昭和七年十二月八日重任
副總裁	嘉納徳三郎	大正七年六月二十一日	大正十二年六月二十日	
	鈴木穆	同　十二年六月二十一日	同　十四年七月十七日	
	横部實之助	同　十四年九月十六日	同　十五年八月二十七日（死亡）	
	水越理庸	明治四十二年十月二十九日	大正五年十一月二十四日	大正元年十月二十九日重任 同　四年十月二十九日重任
	三島太郎	同　四十二年十月二十九日	同　九年六月二十六日（死亡）	同　元年十月二十九日重任 同　四年十月二十九日重任 同　七年十月二十九日重任
	木村雄次	同　四十二年十月二十九日	同　九年七月二十八日	同　元年十月二十九日重任 同　四年十月二十九日重任 同　七年十月二十九日重任

理事

氏名	就任	退任	重任
大田三郎	大正六年二月二十日	同 十二年十二月二十八日(死亡)	同 九年二月二十日重任
片山繁雄	同 七年二月十八日	同 十一年六月二十九日	同 十年二月十八日重任
吉田節太郎	同 九年八月二十五日	同 十一年七月十八日(死亡)	
掛井生治	同 九年八月二十五日	同 十三年二月二十二日	同 十二年八月二十五日重任
鈴木穆	大正十一年八月十七日	同 十二年六月二十一日	
片山義勝	大正十二年三月一日	昭和四年二月二十八日	大正十五年三月一日重任
井内勇	同 十二年八月二十五日	同 八月二十四日	同 八月二十五日重任
橋本萬之介	同 十三年三月一日	同 八月十五日	昭和二年三月一日重任
柿内常次郎	同 十三年八月二十三日	同 二年八月二十二日	
松原純一	昭和二年九月一日		同 五年九月一日重任 同 八年九月一日重任
松田義雄	同 四年三月一日		同 七年三月一日重任
色部貢	同 八月二十五日		同 八月二十五日重任
濱口吉右衛門	明治四十二年十月二十九日	大正二年十二月十一日(死亡)	明治四十四年十月二十九日重任 大正二年十月二十九日重任

監事

氏名	就任	退任	重任
伊藤長次郎	明治四十二年十月二十九日	大正十四年十月二十八日	明治四十四年十月二十九日重任 大正二年十月二十九日重任 同　四年十月二十九日重任 同　六年十月二十九日重任 同　八年十月二十九日重任 同　十年十月二十九日重任 同　十二年十月二十九日重任
服部金太郎	大正三年二月十九日	同　十一年二月十八日	同　五年二月十九日重任 同　七年二月十九日重任 同　九年二月十九日重任
木村雄次	同　九年八月二十日	同　七月十九日	
奥平昌恭	同　十一年八月十七日	昭和五年八月十六日	大正十三年八月十七日重任 同　十五年八月十七日重任 昭和　三年八月十七日重任
馬越恭平	同	大正十五年八月十六日	大正十三年八月十七日重任
木本房太郎	大正十四年二月二十五日	昭和六年二月二十七日	昭和二年二月二十八日重任 同　四年二月二十八日重任

伊藤紀兵衛　同　十五年二月二十六日　昭和三年二月二十六日重任
同　五年二月二十六日重任
同　七年二月二十六日重任
同　九年二月二十六日重任

野村益三　昭和五年八月十七日　同　七年八月十七日重任
同　九年八月十七日重任

小島　誠　同　六年二月二十八日　同　八年二月二十八日重任

第四節　職員

當行の職員は行員及傭員より成り外に囑託がある。創業當時に於ては行員には司事、副司事、書記、書記補、見習竝技師、技手を置いたが、大正五年九月内規改正の結果、副司事及書記補なる階級を撤去し、次で大正九年八月再度の改正に依りて前記司事以下の各名稱を廢止し、爾來當行の職員を單に行員及傭員とすることとなつた、而して明治四十二年末には當行全體の職員數二百二十人であつたが漸次增加して大正九年末には千九百十四人となつた。然るに其の後數度に亙る人員の整

理店舗の縮少等に依りて逐年若干づつの減員を來し、昭和四年末には千百二十八人に減縮したが最近業域の擴張、事務の輻湊等に依り、再び人員の増加を必要とし、毎年新規採用の員數増大したる結果、昭和八年末には總職員數千二百三十九人を算してゐる。尙過去職員の増減狀況は左表に揭ぐる通りである。

○各年末行員傭員及囑託員數表

	行員	傭員	囑託員	合計
明治四十二年末	二二〇	—	—	二二〇
同 四十三年末	二五〇	一二一	—	三七一
同 四十四年末	二七五	一四五	—	四二〇
大正 元年末	三〇七	一七四	二	四八三
同 二年末	三六六	一九一	一	五五八
同 三年末	三八二	一九九	一	五八二
同 四年末	四〇三	一九三	一	五九七
同 五年末	四三二	二二八	四	六六四
同 六年末	五四八	二七八	一四	八四〇

同七年末	七四六	三六六	二四	一、一三六
同八年末	九〇八	四七三	二九	一、四一〇
同九年末	一、一四八	七三四	三二	一、九一四
同十年末	一、二一一	六五一	三三	一、八九五
同十一年末	一、〇一一	六四三	二一	一、六七五
同十二年末	九八七	五七〇	二二	一、五七九
同十三年末	八九三	五一八	二二	一、四三三
同十四年末	九一四	五一三	一九	一、四四六
昭和元年末	八七六	四五八	二二	一、三五六
同二年末	八八七	四四五	二一	一、三五三
同三年末	七四〇	三八三	一七	一、一四〇
同四年末	七三二	三八〇	一六	一、一二八
同五年末	七一四	四〇八	一六	一、一三八
同六年末	七二七	四〇一	一六	一、一四四
同七年末	七二七	四二八	一四	一、一六九
同八年末	七六九	四五二	一八	一、二三九

第五節　職　制

當行の職制は最初四局二室を置き、局の下に各二課を設けてあつた。其の後數次に亙り局課の廢合行はれたるも依然最初の制度に多少の改正を加へたるに過ぎなかつたが、大正九年四月に至り局名を廢し部制を布き、之と同時に組織を擴大して本店に七部一局十二課、其の他に七部一局二課を置き、極度に膨脹したる當行事務の處理に當つたが、大正十三年五月に至り、內部整理の都合上更に職制の改革を斷行し、東京、京城及大連に各三部一室、即ち業務部、庶務部、整理部、秘書室を置くことゝなつたが、其の內京城のみは庶務部を庶務局、一般店務を取扱ふ所を營業部と稱してゐた。而して京城及大連には各理事一人を駐在せしめ、其の他の重役及幹部は悉く東京に於て勤務せしむることゝなつた。然るに其の後整理は順調に進捗し、既に幹部の東京在勤を必要とする事情殆ど消滅したるのみならず、事務の簡捷を圖り當行本來の業務を一層十分に行はんが爲には幹部の京城駐在を便とす

るに至つたから、昭和三年九月重役及東京總裁席の大部分を京城に復歸せしむると共に、職制をも改正して京城總裁席に秘書課外七課、東京總裁席に外國爲替課を置くこととなつたが、是は實に大正十三年以後の變革にして、現在の制度は之に一部の改正を加へたるものである。尙當行職制の沿革は左の如くである。

明治四十二年十一月　開業當時四局二室八課を置く。即ち左の如くである。

營業局……………營業課、計算課

庶務局……………發行課、文書課

國庫局……………國庫課、日本金庫課

出納局……………出納課、地金課

調査室、秘書室

大正二年四月　計算課及日本金庫課を廢し、調査室より分離して檢査室を置く。

大正四年七月　審査課を置く。

大正五年九月　出納局を廢し、出納課を營業局に、地金課を庶務局に分屬せしめ、

審査課を支店課、文書課を庶務課、調査室を調査局、檢査室を檢査局に各改稱。

大正六年五月　營業局に外國課を、調査局に第一課及第二課を置く。

大正七年七月　營業局に總務課新設、計算課復活。

大正九年四月　總務部を創設し、營業局の總務課、支店課及計算課を隷屬せしめ、外に調査課を置く。

庶務課を經理部と改稱し、經理課、用度課及營繕課を置く。

檢査局、調査局、營業局を檢査部、調査部、營業部と改稱し、營業課を業務課に改む。

秘書室を廢し、文書部及人事部を置く。

東京に外國部、東京調査部及東京文書課を置き、東京支店に總務部、營業部及庶務課を置く。

大連支店に營業部、國庫部、調査部及華商局を置く。

大正十年八月　支店課を總務部より分離して支店部となし文書部を廢止す。

東京支店及大連支店に於ける部局課は何れも廢止し、新に本店總務部、經理部に準し東京に總務課、庶務課を置く。

大正十三年五月　從來の職制を改正し、左の如く部室を置く。

東京に東京秘書室、東京業務部、東京庶務部。

京城に京城秘書室、京城業務部、庶務局、京城營業部。

大連に大連秘書室、大連業務部、大連庶務部。

外に東京、京城及大連に各整理部を置く。

昭和三年九月　更に從來の職制を改正し、左の各課を置く。

京城總裁席

秘書課

檢査課

支店課

國庫課
計算課
調査課
庶務課
整理課
東京總裁席
外國爲替課
昭和五年三月　整理課廢止。

第五章　結言

當行創立後二十五箇年間に於ける朝鮮及滿洲の經濟發展の情勢と、當行業務の推移實績及內部組織の沿革等は、以上各章に亙り述べたる所にして、當行は其の創立當初は專ら朝鮮に於ける中央銀行として活動すべきことを使命としたるが、其の後幾許もなく滿洲に進出することとなり、加ふるに其の發行に係る銀行券が、關東州及滿鐵附屬地に於て强制通用力を賦與せられ、同時に國庫金の出納事務取扱を開始することとなるに及んで、自然滿洲に於ても日本側金融の中樞機關として重きを爲すに至り、更に其の業務區域は露領西比利亞方面より支那、歐米の金融中心市場に迄及び、今日に於ては獨り鮮滿兩地を連結する大金融機關たるのみならず、又我國の有力なる海外銀行として鞏固なる地位を築き得るに至りしことは顯著なる事實である。

既に述べたる通り朝鮮の一般經濟界は我國の施政以來異常の進歩を遂げ萎靡

疲弊を極めたる往時に比して今や其の面目を一新したるが、而も半島經濟の眞の發展は寧ろ今後にあるべく、當局亦其の施政方針の根幹を殖産興業に置き鋭意之が實現に努力せられ、加ふるに善隣滿洲國の成立は朝鮮の交通貿易産業等各方面に對し著しき好影響を與へつつある。又滿洲に在つては新國家の基礎確立と共に各種資源の開發と産業の工作とは着々進められ、今や滿洲國の發達進展如何は實に世界注視の焦點となれる觀あり、從て之が支援に當る我國の責任亦極めて重大なるものがある。

斯くて朝鮮の經濟界は今尙發展途上にあるのみならず、滿洲に於ては各方面共更始一新の時機に際會し、前途多端にして當行の責務は愈重きを加へつつある。而も當行が海外銀行たる立場より見れば、對露金融の改善、日支經濟提携の促進等我邦對外經濟力の伸張發展に對し今後尙一層貢獻し得べき所少からず、此の時に際し現任加藤總裁は、本年九月中旬以來數十日に亙り上海、南京、漢口、濟南、靑島、天津、北平等支那の樞要諸地竝新興滿洲國の各地を巡察し、自ら當行支店の業務を視る

と共に、彼我兩國の官民主腦者と親しく會見好を修めたるが、斯くの如く當行總裁にして自ら長期に亙り支那及滿洲の視察を爲したることは今回を以て初めとするものにして、時恰も日滿支相互間の親和提携の最重視せらるる時機なるに鑑み、將來之が實現に寄與する所尠からざるべきを信ずる。斯くして當行は茲に行齡二十五年を數へたるを機會として、今後益業務の刷新整備を圖り、以て其の重大なる使命を完うせんことを期するものである。

附録

一、朝鮮銀行年表

明治四十二年

七月二十六日	日韓兩國政府間に韓國中央銀行設立に關する協定成る。
同　　日	韓國銀行條例發布さる。
八月十六日	日本銀行總裁松尾臣善氏設立委員長に、韓國度支部次官荒井賢太郎氏外三十一名設立委員に任命さる。
八月二十五日	韓國銀行定款認可さる。
十月一日	大藏大臣より設立認可さる。
十月十四日	第一回株金拂込終了す。
十月二十九日	東京商業會議所內に創立總會を開く。
同　　日	韓國政府より市原盛宏氏總裁に、水越理庸、三島太郎、木村雄次の三氏理事に任命さる。

十月三十日　市原總裁は設立委員長松尾臣善氏より設立事務の引繼を受く。

十一月十日　京城區裁判所に設立登記を爲す。

十一月十二日　株式會社第一銀行より仁川、平壤、元山、大邱、鎭南浦、木浦、群山、馬山、開城、咸興、城津、鏡城及安東縣所在の支店出張所を引繼ぎ、其の營業を繼續すべき旨度支部大臣より命令を受く。

自十一月十五日至同月十九日　前記各支店出張所所在地に於て支店設置の登記を爲す。

十一月二十日　當日現在を以て株式會社第一銀行より韓國に於ける銀行券發行に關する事務其の他一切の業務を繼承す。

十一月二十四日　營業を開始す。

明治四十三年

二月二十八日　開城出張所を閉鎖す。

同日　株式會社漢湖農工銀行開城支店と金庫事務の代理、其の他委託に關する約定を締結す。

三月十七日　日本銀行と締結せる日本金庫出納及國債其の他事務取扱代理約定期限延長さる。

四月十八日	釜山出張所を開設す。
四月三十日	鏡城出張所を閉鎖す。
五月一日	羅南出張所を開設す。
五月十日	日本銀行と韓國產金購入に關する約定を締結す。
六月一日	新義州出張所を開設す。
六月十五日	株式會社漢湖農工銀行外六行と國庫事務代理約定を締結す。
六月十八日	咸興出張所を閉鎖す。
六月二十九日	當行本店京城手形交換組合に加入の認可を受く。
九月十二日	大阪支店を開設す。
十月一日	日韓併合の結果朝鮮に於ける國庫金取扱制度變更に付舊韓國金庫事務を京城本金庫に引繼ぐ。
十二月二日	日本銀行より囑託を受けたる春川外九支金庫事務を取扱はしむる爲、朝鮮總督の認可を受け、株式會社漢湖農工銀行外五行と金庫出納事務代理約定を締結す。
十二月二十一日	韓國銀行券壹圓券を鮮內各店にて發行す。

明治四十四年

二月二十八日　朝鮮總督の命令により貨幣整理部を閉鎖す。

同　日　法律第四十八號を以て朝鮮銀行法發布さる。

二月三十一日　壹圓未滿の銀行券の發行を禁じ既に發行の五拾錢券、貳拾錢券及拾錢券は明治四十五年三月三十一日限り通用禁止の旨命令を受く。

七月十五日　第二回株金拂込終了す。

八月十五日　勅令第二百三號により朝鮮銀行法施行せられ、朝鮮銀行と改稱す。

十月二十九日　監事濱口吉右衛門氏同伊藤長次郎氏重任す。

十二月十二日　横濱正金銀行倫敦支店を當行代理店と爲す。

明治四十五年、大正元年

四月十二日　株式會社朝鮮商業銀行と京城本金庫第一號派出事務取扱委囑に關する約定を締結す。

六月二十九日　第三回株金拂込終了す。

九月三日　大藏大臣の令達により國庫金取扱の爲、鎭南浦税關平壤出張所に於て平壤

十月二十九日　支金庫派出事務を開始す。

十一月二十四日　理事水越理庸、三島太郎、木村雄次の三氏重任す。

十二月八日　會寧出張所を開設す。

同　日　株式會社咸興農工銀行と金庫事務代理約定を締結す。

城津出張所を閉鎖す。

大正二年

四月一日　東京支店を開設す。

七月十五日　奉天出張所を開設す。

八月二十日　大連出張所を開設す。

九月五日　長春出張所を開設す。

十月二十九日　監事濱口吉右衛門氏、伊藤長次郎氏重任す。

大正三年

一月十九日　二月一日以降京城本金庫所屬馬山支金庫を鎭海に移轉し鎭海支金庫と改稱に付、株式會社釜山商業銀行鎭海出張所を當行の代理店となし、金庫出納事務代理約定締結の件朝鮮總督の認可を受く。

二月二日　朝鮮銀行券壹圓券の樣式に付朝鮮總督の認可を受く。
二月十四日　四平街派出所を開設す。
二月十九日　監事故濱口吉右衞門氏補缺として服部金太郎氏就任す。
九月十七日　朝鮮銀行券五圓券の樣式制定に付朝鮮總督の認可を受く。
十月二十九日　總裁市原盛宏氏重任す。
十一月二日　第四回株金の拂込終了す。
十一月十日　朝鮮銀行券拾圓券の樣式制定に付朝鮮總督の認可を受く。

大正四年

四月十六日　日本銀行と金庫出納事務代理に關し追加約定を締結す。
九月十五日　開原派出所を開設す。
十月五日　總裁市原盛宏氏死去に付總裁缺員中理事水越理庸氏其の職務を行ふべき旨命ぜらる。
十月二十九日　理事水越理庸氏、三島太郎氏、木村雄次氏並監事伊藤長次郎氏重任す。
十二月十四日　勝田主計氏總裁被仰付。

大正五年

日付	事項
二月十九日	監事服部金太郎氏重任す。
四月四日	四平街及開原の派出所を出張所に變更す。
七月十五日	哈爾賓支店を開設す。
九月十五日	營口支店を開設す。
十月九日	勝田主計氏總裁を免ぜらる。
同日	總裁缺員中理事水越理庸氏其の職務を行ふべき旨命ぜらる。
十月十四日	神戸出張所を開設す。
十一月二日	美濃部俊吉氏總裁被仰付。
十二月一日	哈爾賓傅家甸派出所を開設す。

大正六年

日付	事項
二月二十日	資本金壹千萬圓增加に付定款變更の件朝鮮總督の認可を受く。
同日	大田三郎氏理事に任命さる。
三月二十日	龍井村出張所を開設す。
五月二十三日	新株式株金第一回拂込終了す。
六月一日	吉林支店を開設す。

十月二十二日　青島支店を開設す。
十月二十七日　横濱正金銀行紐育出張所を當行代理店と爲す。
十月二十九日　監事伊藤長次郎氏重任す。
十一月一日　奉天新市街派出所を開設す。
十一月二十一日　新株式株金第二回拂込終了す。
十一月二十七日　當行發行の銀行券は爾今關東州及南滿洲鐵道附屬地に於て公私一切の取引に無制限に通用の旨勅令を以て公布せらる。
十一月二十九日　横濱正金銀行と同行が滿洲に於て發行したる金券の引繼に關する契約を締結す。
十二月一日　横濱正金銀行が滿洲に於て發行したる金券の引繼を受く。
十二月二十七日　日本銀行と同行の滿洲に於ける國庫事務取扱に關する代理約定を締結す。

大正七年

一月一日　滿洲に於て帝國國庫金取扱事務開始、横濱正金銀行の安東縣、鐵嶺、遼陽及旅順四出張所の權利義務及滿洲に於ける國庫事務を繼承す。
同日　遼陽、鐵嶺、旅順に出張所を開設す。

二月十八日	片山繁雄氏理事に任命さる。
二月十九日	監事服部金太郎氏重任す。
三月一日	鄭家屯に出張所を開設す。
三月二十七日	新株式第三回拂込終了す。
三月三十日	法律第二十八號を以て朝鮮銀行法改正され新に副總裁を置き銀行劵保證準備發行限度を五千萬圓に擴張し、營業課目中に信託業務を加へらる。
四月十日	上海支店を開設す。
四月二十一日	定款變更の件朝鮮總督より認可せらる。
六月二十一日	嘉納德三郎氏副總裁被仰付。
七月二十二日	新株式第四回拂込終了す。
八月二日	帝國軍隊の西比利亞出兵に伴ひ西比利亞及北滿洲に於て臨時國庫事務取扱を開始す。
九月四日	資本金二千萬圓增加に付定款變更の件朝鮮總督の認可を受く。
九月十七日	ハバロフスク派出所を開設す。
九月二十日	天津支店を開設す。

九月二十三日　滿州里に哈爾賓支店派出所を開設す。
九月二十四日　露領沿海州スパスカヤに臨時派出所を開設す。
十月十七日　露領後貝加爾州齊多に哈爾賓支店派出所を開設す。
十月二十五日　濟南支店を開設す。
十月二十九日　理事三島太郎氏、木村雄次氏重任す。
十一月十八日　齊々哈爾に哈爾賓支店派出所を開設す。
十一月二十三日　ブラゴウエシチエンスク派出所を開設す。
十二月十四日　新義州、馬山兩出張所を朝鮮殖產銀行に引繼ぐ。
十二月十八日　新株式第一回拂込終了す。

大正八年

二月五日　浦潮斯德支店開設。松田銀行部存置の件朝鮮總督より認可せらる。
二月十七日　下關支店を開設す。
七月九日　新株式第二回拂込終了す。
同日　沿海州スパスカヤ派出所を閉鎖す。
七月二十三日　滿洲に於て振出す小額仕拂手形樣式改正の件朝鮮總督の認可を受く。

九月二十三日　新株式第三回拂込終了す。

十月二十九日　監事伊藤長次郎氏重任す。

十一月一日　紐育出張所を設置し業務を開始す。

十二月一日　浦潮斯德支店を開設す。

大正九年

一月二十三日　朝鮮總督より清津府に支店設置の命令を受く。

二月二日　新株式第三回拂込終了す。

二月十七日　第二十一回通常株主總會に於て資本金八千萬圓に增資の件可決せらる。

二月十八日　新株式第四回拂込終了す。

二月十九日　監事服部金太郎氏重任す。

二月二十日　理事大田三郎氏重任す。

二月二十八日　資本金を八千萬圓に增加の件朝鮮總督の認可を受く。

同日　增資に關し當行定款中第八條及第六十三條變更の件朝鮮總督の認可を受く。

三月一日　清津支店を開設す。

四　月　一　日　職務規定を改正し本店及東京に部局課を增置す。
六月十二日　資本金を八千萬圓に增加し第一回拂込終了したるに付之が登記をなす。
六月二十六日　理事三島太郎氏死亡す。
七月二十八日　理事木村雄次氏辭職許可ありたるに付其の登記をなす。
八月十三日　齊多派出所を撤廢す。
八月二十日　木村雄次氏監事に就任す。
八月二十五日　吉田節太郎氏、掛井生治氏各理事に任命さる。
八月二十六日　滿州里派出所を撤廢す。
八月三十日　職制及給與に關する諸規則を改正し八月一日より實施の件朝鮮總督の認可を受く。
八月三十一日　齊々哈爾派出所を撤廢す。
九月十四日　十月三十一日限り當行羅南出張所を閉鎖し其の業務を朝鮮殖產銀行に引繼ぐべき旨朝鮮總督の命令を受く。
九月十四日　北樺太亞港派出所設置の件朝鮮總督の認可を受く。
九月二十四日　北樺太亞港派出所を出張所として開設すべき旨朝鮮總督の命令を受け同

同日　日營業を開始す。

十月十一日　當行に於て事務取扱の委囑を受けたる中央金庫亞港派出所を開設す。

十月十七日　ハバロフスク派出所を撤廢す。

十月二十七日　スパスカヤ貨幣交換所を開設す。

十月三十一日　羅南支金庫事務取扱方朝鮮殖産銀行へ引繼の件朝鮮總督の認可を受く。

十一月六日　羅南出張所の業務を朝鮮殖産銀行に引繼ぐ。

十一月二十五日　元山支店地金銀買入業務を當分休業のこととす。

清津支店に於て東京海上火災保險會社の代理店事務取扱方朝鮮總督の命令を受く。

大正十年

二月十八日　理事片山繁雄氏重任す。

八月二十日　朝鮮總督の認可を受け四平街及鐵嶺出張所を支店と改稱す。

十月二十九日　監事伊藤長次郎氏重任す。

十一月二日　總裁美濃部俊吉氏重任す。

十二月五日　朝鮮總督の認可を受け神戸出張所を支店と改稱す。

大正十一年

二月十八日	監事服部金太郎氏退任す。
六月二十日	浦潮斯徳松田銀行部を閉鎖す。
六月二十九日	理事片山繁雄氏退任す。
七月十八日	理事吉田節太郎氏死亡す。
七月十九日	監事木村雄次氏退任す。
八月十七日	馬越恭平氏、伯爵奥平昌恭氏監事に就任す。
同日	鈴木穆氏理事に任命さる。
八月二十一日	スパスカヤ貨幣交換所を撤廢す。
九月五日	ニコリスク貨幣交換所を撤廢す。
九月三十日	浦潮斯徳支店敦賀派出所設置の件朝鮮總督の認可を受く。
十一月十五日	福井縣敦賀町に浦潮斯徳支店敦賀派出所を開設す。
十二月二十八日	理事大田三郎氏死亡す。

大正十二年

三月一日	片山義勝氏理事に任命さる。

六月二十日 副總裁嘉納德三郎氏任期滿了退任す。
八月二十五日 理事掛井生治氏重任し、井內勇氏理事に任命さる。
十月二十九日 監事伊藤長次郎氏重任す。
十一月十三日 大阪市西區に大阪支店西區派出所設置の件朝鮮總督の認可を受く。

大正十三年

二月一日 大阪支店西區派出所を開設す。
同日 美濃部俊吉氏總裁を免ぜられ、野中清氏總裁被仰付。
二月十日 倫敦派遣員事務所の登記をなす。
二月二十二日 理事掛井生治氏退任す。
三月一日 橋本萬之介氏理事に任命さる。
七月二十二日 法律第二十一號を以て朝鮮銀行法改正の件公布せらる。
八月十七日 監事伯爵奥平昌恭氏重任す。
同日 監事馬越恭平氏重任す。
八月二十三日 柿內常次郎氏理事に任命さる。
八月二十九日 勅令第二百二號を以て朝鮮銀行法第三十七條ノ二の規定に依り大藏大臣

の職務に屬する事項を朝鮮總督をして行はしむるの件公布せらる。

九月一日　當行定款變更の件大藏大臣の認可を受く。改正朝鮮銀行法實施さる。

大正十四年

二月二十五日　木本房太郎氏監事に就任す。

四月十六日　東京爲替部新設に付職制改正の件大藏大臣の認可を受く。

五月十五日　亞港出張所竝當行に於て事務取扱の委囑を受けたる日本銀行亞港代理店を廢止す。

五月十八日　日本銀行義州代理店閉鎖、同朝鮮大田代理店新設事務委託竝右受託事務を朝鮮殖產銀行に於て取扱方委任に關し朝鮮總督の認可を受く。

七月十七日　野中清氏總裁を免ぜらる。鈴木穆氏副總裁を免ぜらる。

同日　鈴木嶋吉氏總裁被仰付。

九月十六日　横部實之助氏副總裁被仰付。

十月二十八日　監事伊藤長次郎氏退任す。

十一月十六日　臨時株主總會に於て議決したる資本金八千萬圓を四千萬圓に減少の件登記をなす。

大正十五年、昭和元年

二月八日	職制改正の件大藏大臣の認可を受く。
二月二十六日	伊藤紀兵衛氏監事に就任す。
三月一日	理事片山義勝氏重任す。
八月十七日	監事伯爵奥平昌恭氏重任す。
同日	監事馬越恭平氏退任す。
八月二十五日	理事井内勇氏重任す。
八月二十七日	副總裁横部實之助氏死亡す。

昭和二年

一月三十一日	銀地金の正貨準備充當價格に付大藏大臣の認可を受く。
二月二十八日	木本房太郎氏監事に重任す。
三月一日	理事橋本萬之介氏重任す。
四月二十日	四平街支店設置の件大藏大臣の認可を受く。
五月二日	四平街支店を設置す。
八月十五日	理事橋本萬之介氏退任す。

八月二十二日　理事柿内常次郎氏退任す。
九月一日　松原純一氏理事に任命さる。
十二月一日　限外發行稅年六分を本日より年五分に引下の件大藏大臣の指定を受く。
十二月八日　鈴木嶋吉氏總裁を免ぜられ加藤敬三郎氏總裁被仰付。

昭和三年

二月二十六日　監事伊藤紀兵衞氏重任す。
七月三十一日　會寧、龍井村、旅順及遼陽の四出張所を支店に改稱の件大藏大臣の認可を受く。
八月十七日　監事伯爵奧平昌恭氏重任す。
八月三十一日　會寧及龍井村出張所を支店に改稱の件朝鮮總督の認可を受く。

昭和四年

二月二十八日　監事木本房太郎氏重任す。
同日　理事片山義勝氏退任す。
三月一日　松田義雄氏理事に任命さる。
八月二十四日　理事井内勇氏退任す。

八月二十五日　色部貢氏理事に任命さる。

昭和五年

二月二十六日　監事伊藤紀兵衞氏重任す。

同　日　下關支店設置の件大藏大臣の認可を受く。

三月二十八日　職制一部改正の件大藏大臣の認可を受く。

四月一日　下關支店を設置す。

八月十六日　監事伯爵奥平昌恭氏退任す。

八月十七日　子爵野村益三氏監事に就任す。

九月一日　理事松原純一氏重任す。

昭和六年

二月二十七日　監事木本房太郎氏退任す。

二月二十八日　小島誠氏監事に就任す。

七月十五日　浦潮斯德支店を廢止す。

十一月二十五日　朝鮮銀行劵中拾圓劵及壹圓劵の様式變更の件大藏大臣より認可あり、內壹圓劵は昭和七年一月四日より發行の旨告示ありたり。

十二月二十四日　職制一部改正の件大藏大臣の認可を受く。

昭和七年

二月二十六日　監事伊藤紀兵衞氏重任す。
三　月　一　日　理事松田義雄氏重任す。
四月十二日　六月一日より様式變更の拾圓券を發行し、從來の銀行券と共に之を倂用する旨告示ありたり。
五　月　十　日　株式會社日本興業銀行と代理店契約締結の件大藏大臣の認可を受く。
六　月　一　日　株式會社日本勸業銀行と代理店契約締結の件大藏大臣の認可を受く。
六　月　三　日　株式會社日本興業銀行と代理店契約締結の件朝鮮總督の認可を受く。
八月十七日　監事子爵野村益三氏重任す。
八月二十五日　理事色部貢氏重任す。
十一月一日　名稱變更に依り長春支店所在地稱呼を新京祝町參丁目拾貳番地に變更す。
十二月八日　總裁加藤敬三郎氏重任す。
十二月十七日　哈爾賓支店齊々哈爾派出所及奉天支店錦州派出所設置の件大藏大臣の認可を受く。

昭和八年

一月十六日	滿洲國政府建國公債の買入を爲すことを得る旨大藏大臣の指定を受く。
二月二十八日	監事小島誠氏重任す。
四月二十四日	奉天支店承德派出所同赤峰派出所竝哈爾賓支店海拉爾派出所設置の件大藏大臣の認可を受く。
六月十九日	雄基出張所設置の件朝鮮總督の認可を受く。
六月二十七日	滿洲電信電話株式會社株式の買入を爲すことを得る旨大藏大臣の指定を受く。
七月十五日	龍井村支店圖們派出所設置の件滿洲國財政部總長の認可を受く。
八月二十一日	雄基出張所を開設す。
九月一日	理事松原純一氏重任す。
九月二十九日	龍井村支店圖們派出所設置の件朝鮮總督の認可を受く。

昭和九年

一月三十一日	會寧支店を閉鎖す。
二月二十六日	監事伊藤紀兵衞氏重任す。

三月五日　大阪支店西區派出所を大阪西區出張所に改稱の件大藏大臣の認可を受く。

五月二十五日　朝鮮瓦斯電氣株式會社と第一回い號物上擔保付社債信託契約を締結す。

五月二十八日　滿洲電信電話株式會社第一回社債總額八百萬圓を發行に付之が引受募集を爲す。

二、朝鮮銀行法

（明治四十四年三月法律第四十八號
改正大正七年三月法律第二十八號
改正大正十三年七月法律第二十一號）

第一章　總則

第一條　朝鮮銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ朝鮮京城ニ置ク

第二條　朝鮮銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得

大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三條　朝鮮銀行ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第四條　朝鮮銀行ノ資本金ハ一千萬圓トシ之ヲ十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ百圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ增加スルコトヲ得

第五條　朝鮮銀行ノ株券ハ記名式トス

帝國臣民ニ非サレハ朝鮮銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得ス

第六條　政府ハ朝鮮銀行ノ株式中三萬株ヲ引受クルモノトス
政府ハ前項ノ規定ニ依リ引受ケタル株式ヲ離權スルコトヲ得ス

第二章　重役

第七條　朝鮮銀行ニ總裁、副總裁各一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク
第八條　總裁ハ朝鮮銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス
副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ朝鮮銀行ノ業務ヲ分掌ス監事ハ朝鮮銀行ノ業務ヲ監査ス
第九條　總裁及副總裁ハ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五年トス
理事ハ百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選擧シタル二倍ノ候補者中ヨリ大藏大臣之ヲ命シ其ノ任期ヲ三年トス
監事ハ五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

第十條　總裁、副總裁及理事ハ何等ノ名稱ヲ以テスルニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章　株主總會

第十一條　通常株主總會ハ定款ニ定メタル時期ニ於テ總裁之ヲ招集ス

第十二條　臨時株主總會ハ臨時必要アルトキ總裁之ヲ招集ス

第十三條　監事ノ全員又ハ資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ總裁ニ請求スルコトヲ得

總裁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ

第十四條　株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス但シ十一株以上ハ十株ヲ增ス每ニ一箇ヲ加フ

第十五條　株主ハ株主ニ非サル者ヲ代理人トシ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之

ヲ決ス

第四章　營業

第十七條　朝鮮銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一　爲替手形其ノ他商業手形ノ割引
二　平常取引スル諸會社、銀行又ハ商人ノ爲手形金ノ取立
三　爲替及荷爲替
四　確實ナル擔保アル貸付
五　諸預リ金及當座貸越勘定
六　金銀貨、貴金屬及諸證券ノ保護預リ
七　地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換
八　信託ノ業務

前項ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其ノ他大藏大臣ノ指定スル確實ナル有價證券ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第十八條　朝鮮銀行ハ前條ニ掲クルモノノ外大藏大臣ノ認可ヲ受ケ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

一　公共團體ニ對スル無擔保貸付

二　他銀行ノ業務代理

第十九條　朝鮮銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動產及不動產ヲ所有スルコトヲ得ス

第二十條　朝鮮銀行ハ本法ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ命令ニ基ク場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五章　銀行券

第二十一條　朝鮮銀行ハ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ銀行券ノ樣式及種類ニ關シテハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ銀行券ハ朝鮮銀行ノ本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ金貨又ハ日本銀行兌換券ト引換フルモノトス但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其

ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第二十二條　朝鮮銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金貨地金銀又ハ日本銀行兌換券ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ仕拂準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ仕拂準備ニ依ルノ外朝鮮銀行ハ特ニ五千萬圓ヲ限リ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外市場ノ狀況ニ依リ銀行券ノ發行ヲ必要トスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ其ノ發行ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ命スル所ニ依リ其ノ發行高ニ對シ一年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行税ヲ納ムヘシ

第二十三條　朝鮮銀行ノ發行スル銀行券ハ朝鮮總督ノ管轄地域內ニ於テ無制限ニ通用スルモノトス

第二十四條　朝鮮銀行ハ銀行券ノ發行額及仕拂準備ニ關スル毎週平均高表ヲ官報ニ公告スヘシ

第二十五條　銀行券ノ製造、發行、損券引換及銷却等ノ手續ハ大藏大臣之ヲ定ム

第六章　積立金及納付金

第二十六條　朝鮮銀行ハ毎營業年度ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第二十七條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本ニ對シ一年百分ノ十二ノ割合ヲ超過スルトキハ朝鮮銀行ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第七章　政府ノ監督及補助

第二十八條　政府ハ朝鮮銀行ノ業務ヲ監督ス

第二十九條　朝鮮銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條　朝鮮銀行ハ株主ニ配當金ヲ分配セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條　大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ銀行券ノ種類、發行高、貸付割引ノ金額、方法、利子若ハ歩合、爲替料又ハ正貨準備若ハ保證準備ニ關シ制限ヲ付スルコトヲ得

第三十二條　朝鮮銀行ノ營業上法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル事項アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ制止スルコトヲ得

第三十三條　朝鮮銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算ノ報告書ヲ差出スヘシ

第三十四條　政府ハ特ニ朝鮮銀行監理官ヲ置キ朝鮮銀行ノ業務ヲ監視セシム

第三十五條　朝鮮銀行監理官ハ何時ニテモ朝鮮銀行ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

朝鮮銀行監理官ハ監視上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮銀行ニ命シ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十六條　朝鮮銀行ノ利益配當金ニシテ政府持株以外ノ株式ニ對シ毎營業年度ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ配當ヲナスコトヲ要セス

第三十七條　朝鮮銀行ノ利益配當金ニシテ政府持株以外ノ株式ニ對シ毎營業年度ニ於テ

一年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立初期ノ末日ヨリ五年ヲ限リ之ニ達スル金額ヲ補給ス

第三十七條ノ二　本法中大藏大臣ノ職務ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第八章　罰則

第三十八條　朝鮮銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ事犯ニシテ副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一　第十九條、第二十條、第二十二條、第一項又ハ第二十六條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　本法ニ依リ認可ヲ受クヘキ事項ニ關シ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第三十九條　朝鮮銀行ノ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁第十一條又ハ第十三條第二項ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ招集セサルトキハ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十條　朝鮮銀行ノ總裁、副總裁又ハ理事第十條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條　前三條ノ過料ニ關シテハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ニ依ル。

附　則

第四十二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條　舊韓國隆熙三年法律第二十二號ニ依ル韓國銀行ハ朝鮮銀行ト稱シ韓國銀行設立ノ日ニ於テ本法ニ依リ設立シタルモノト看做シ韓國銀行ノ爲シタル行爲ハ朝鮮銀行ノ爲シタルモノト看做ス

韓國銀行ニ付爲シタル登記ハ朝鮮銀行ニ付爲シタル登記ト看做シ登記簿ニ於ケル銀行ノ名稱ハ當然變更セラレタルモノトス

第四十四條　韓國銀行ノ總裁、理事及監事ハ朝鮮銀行ノ總裁、理事及監事トシテ就職シタルモノト看做ス

第四十五條　韓國銀行ノ發行シタル韓國銀行券及其ノ發行ト看做シタル株式會社第一銀行ノ銀行券ハ朝鮮銀行ニ於テ發行シタルモノト看做ス

三、朝鮮銀行定款

（明治四十四年八月十五日、改正大正九年二月十七日
改正大正六年二月二十日、改正大正十三年八月十六日
改正大正七年四月十七日、改正大正十四年十月五日
改正大正七年八月二十日）

第一章　總則

第一條　當銀行ハ明治四十四年法律第四十八號朝鮮銀行法ニ依リ設立シ朝鮮銀行ト稱ス
但シ英語ヲ用キルトキハ The Bank of Chosen ト稱ス

第二條　當銀行ハ朝鮮銀行法ニ依リ銀行業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三條　當銀行ハ本店ヲ京城ニ置ク

第四條　當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ又ハ大藏大臣ノ命令ニ依リ必要ノ地ニ支店代理店ヲ設置スルコトアルヘシ

第五條　當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトアルヘシ

第六條　當銀行ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第七條　當銀行ノ公告ハ官報及新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス但シ公告スヘキ新聞紙ハ總裁之ヲ選定シ官報ヲ以テ公告スヘシ

第二章　資本金及株式

第八條　當銀行ノ資本金ハ四千萬圓トシ之ヲ四十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ百圓トス

第九條　當銀行ノ株券ハ記名式トス

帝國臣民ニ非サレハ當銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得ス

第十條　(削　除)

第十一條　當銀行ノ株券ハ一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券及千株券ノ六種トス

第十二條　株主第一回ノ株金拂込ヲ爲シタルトキハ領收書ヲ交付シ追テ株券ト引換フヘシ

株金ノ拂込アル毎ニ株券ニ其ノ金額ヲ記載シ總裁之ニ捺印スヘシ

第十三條　株金第一回ノ拂込金額ハ資本金ノ四分ノ一トス

第十四條　株金第二回以後ノ拂込ノ期日、方法及金額ハ營業ノ都合ニ依リ總裁之ヲ定メ少

クトモ二週間前ニ其ノ旨ヲ各株主ニ催告シ同時ニ之ヲ公告スヘシ但シ其ノ拂込金額
ハ毎回一株ニ付二十五圓ヨリ多カラサルモノトス

第十五條　株主若株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ現拂込日迄滯納
金ニ對シ百圓ニ付一日金四錢ノ割合ニ當ル賠償金ヲ徴スヘシ

第十六條　株主及其ノ法定代理人ハ印鑑及住所ヲ當銀行ニ屆出ツヘシ之ヲ變更シタルト
キ亦同シ但シ印鑑又ハ法定代理人ノ權限ニ付當銀行ヨリ證明ヲ請求スルトキハ其ノ
手續ヲ爲スヘシ

第十七條　當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ株券裏面ニ當事者雙方記名捺印シ之ニ連署
ノ名義書換請求書ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘシ

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ爲シ其ノ株券裏面ニ
總裁記名捺印シタル上之ヲ還付スヘシ

相續、遺贈等ニ依リ當銀行ノ株式ヲ取得シタルトキハ取得者ノミ株券裏面ニ記名捺印
シ正式ノ證明書ヲ添フヘシ

第十八條　當銀行ノ株券滅失シタルトキハ株主ハ其ノ事由並種類、金額、番號ヲ詳記シ當銀

行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ證跡判明ナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ證跡判明ナラサル場合ニハ紛失及盗難ノ例ニ依ル

第十九條　當銀行ノ株券ヲ紛失シ若ハ盗取セラレタルトキハ株主ハ其ノ種類、金額、番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屆出ツヘシ當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第二十條　滅失、紛失若ハ盗難ノ屆出アリタル株券ニ關シ故障ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ當銀行ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルニ非サレハ新株券ヲ交付セサルコトアルヘシ

第二十一條　株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ株券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ眞正ナルコトヲ鑑別シ難キ場合ニハ紛失及盜難ノ例ニ依ル

第二十二條　當銀行ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類變更ヲ爲スヘシ但シ新株券一通ニ付金二十錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第二十三條　當銀行ハ株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付金五錢ノ手數料ヲ滅失、紛失、盜難又ハ汚染、毀損等ニ依リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付金二十錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第二十四條　當銀行ハ通常株主總會前一箇月以內株券ノ名義書換ヲ停止ス但シ此場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ

臨時株主總會ノ場合ニハ前項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第三章　重　役

第二十五條　當銀行ニ總裁、副總裁各一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

第二十六條　總裁及副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命スルモノトス

理事ハ其ノ任期ヲ三年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ大藏大臣其ノ中ヨリ之ヲ命スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ二年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選擧ス

理事又ハ監事ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ招集シ補缺選擧ヲ行フヘシ但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ補缺選擧ハ次ノ株主總會迄之ヲ延期スルコトヲ得

第二十七條　理事ハ其ノ所有ニ係ル當銀行ノ株券各百株ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職スト雖其ノ期ニ屬スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第二十八條　總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

一　總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス

二　總裁ハ法律、命令及定款ノ規定竝株主總會及重役會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事務ヲ執行ス

三　總裁ハ株主總會及重役會ノ議長タルヘシ

第二十九條　副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

第三十條　副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ總裁ノ命ヲ承ケテ當銀行ノ業務ヲ分掌ス

第三十一條　監事ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス

第三十二條　總裁、副總裁及理事一箇年ノ報酬額ハ左ノ如シ

一　總裁　六千圓

二　副總裁　四千五百圓

三　理事　一級　四千圓
二級　三千圓

監事ノ報酬額ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

總裁、副總裁及理事ニ對シテハ手當ヲ給スルコトヲ得其ノ額ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四章　重役會

第三十三條　重役會ハ總裁、副總裁及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十四條　重役會ハ當銀行ノ重要ナル業務ヲ議決ス

第三十五條　重役會ハ必要ナル場合ニ於テ總裁之ヲ招集ス
重役會ハ會員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ會員中疾病、旅行其ノ他事故アリテ定數ニ充タサルモ其ノ事ノ急施ヲ要スルトキハ出席員ニ於テ之ヲ決議シ次會ノ重役會ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ
議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十六條　重役會ニ於テ決議シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ記名捺印スヘシ

第五章　株主總會

第三十七條　株主總會ヲ分チテ通常、臨時ノ二種トス

第三十八條　通常株主總會ハ毎年二月、八月ノ兩度ニ之ヲ開ク其ノ日時、場所及會議ノ目的タル事項ハ總裁之ヲ定メ少クトモ開會ノ日ヨリ二週會前ニ各株主ニ對シ其ノ通知ヲ發スヘシ

第三十九條　臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開ク其ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定メ會議ノ目的タル事項ト共ニ少クトモ開會ノ日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ其ノ通知ヲ發スヘシ

一　總裁ニ於テ必要ト認ムルトキ

二　監事ノ全員ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

三　資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第二號及第三號ノ請求ヲ受ケタルトキハ總裁ハ二週間以內ニ之カ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十條　各株主ノ議決權ハ其ノ所有ノ株數一株ニ付一箇トシ十一株以上ハ十株ヲ增ス每ニ一箇ヲ加フ

第四十一條　株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得但シ其ノ代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主ニ限ル

當銀行ノ役員及使用人ハ法定代理人タル場合ノ外如何ナル場合ニ於テモ代理人タル

コトヲ得ス

第四十二條　株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第四十三條　株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ總裁、副總裁、理事及監事之ニ記名捺印スヘシ

第四十四條　株主總會出席名簿ハ總裁、副總裁、理事及監事記名捺印シタル上決議錄ニ附綴スヘシ

第六章　營業

第四十五條　當銀行ノ業務ハ左ノ如シ

一　爲替手形其ノ他ノ商業手形ノ割引

二　平常取引スル諸會社、銀行又ハ商人ノ爲手形金ノ取立

三　爲替及荷爲替

四　確實ナル擔保アル貸付
五　諸預リ金及當座貸越勘定
六　金銀貨、貴金屬及諸證券ノ保護預リ
七　地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換
八　信託ノ業務
前項ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其ノ他大藏大臣ノ指定スル確實ナル有價證券ヲ買入ルルコトアルヘシ
第四十六條　當銀行ハ前條ニ掲クルモノノ外大藏大臣ノ認可ヲ受ケ左ノ業務ヲ營ムコトアルヘシ
一　公共團體ニ對スル無擔保貸付
二　他銀行ノ業務代理
第四十七條　當銀行ハ日本銀行ノ委託アルトキハ國庫金出納ニ關スル事務ヲ取扱フコトアルヘシ
第四十八條　當銀行ハ本定款ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ命令ニ

基ク場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條　當銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動產及不動產ヲ所有スルコトヲ得ス

債務辨濟ノ爲引受ケタル動產ハ六箇月以內ニ不動產ハ一箇年以內ニ之ヲ賣却スヘシ

但シ買受人ナキカ又ハ買受人アルモ其ノ代價ヲ不相當ト認ムルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトアルヘシ

第五十條　當銀行ハ如何ナル場合ト雖當銀行ノ役員及使用人ニ對シ貸付ヲ爲サス

第七章　銀行券

第五十一條　當銀行ハ銀行券ヲ發行ス

第五十二條　銀行券ハ當銀行本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ金貨又ハ日本銀行兌換券ト引換フヘシ但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スル迄ハ其ノ引換ヲ延期スルコトアルヘシ

第五十三條　當銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金貨、地金銀又ハ日本銀行兌換券ヲ置キ

其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ仕拂準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ仕拂準備ニ依ルノ外五千萬圓ヲ限度トシ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトアルヘシ

第五十四條　當銀行ハ前條ニ規定スルモノノ外市場ノ狀況ニ依リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ前條第二項ニ記載スル證券又ハ手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトアルヘシ

第五十五條　前二條ニ於ケル地金銀ノ準備價格及國債證券其ノ他證券ノ保證價格ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルモノトス

第五十六條　當銀行ハ銀行券ノ發行額及仕拂準備ニ關スル毎週平均高表ヲ官報ニ公告スヘシ

第八章　計　算

第五十七條　當銀行ハ其ノ營業年度ヲ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トシ毎營業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタル後總裁ハ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益配當案ヲ通常株主總會ニ提出スヘシ

第五十八條　利益金分配ノ方法ハ總益金ヨリ營業費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘高ヲ以テ利益トシ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

一　利益金百分ノ八以上　損失補塡準備金

二　利益金百分ノ二以上　配當平均準備金

三　利益金百分ノ十以內　役員賞與金及交際費

四　利益金ニ前期繰越金ヲ加ヘタル金額中前三號ノ金額ヲ引去リタル殘額ヲ拂込資本金ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ配當スヘシ

利益金ニ前期繰越金ヲ加ヘタル金額中前項各號ノ金額ヲ引去リ尙殘額アルトキハ之ヲ拂込資本金ニ對シ再配當ヲ爲シ又ハ特別積立金若ハ後期繰越金ト爲スヘシ

利益金中第一項第一號乃至第三號ノ金額ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金ニ對シ年百分ノ十二ノ割合ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額ノ二分ノ一ハ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第五十九條　當銀行ノ利當配當金カ政府持株以外ノ株式ニ對シ每營業年度ニ於テ年百分

ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ對シ配當ヲ爲サス之ヲ其ノ他ノ株式ニ對シ配當スルモノトス

第六十條　當銀行ノ利益配當金カ政府持株以外ノ株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ創立初期ノ末日ヨリ五年間ヲ限リ之ニ達スル金額ノ補給ヲ政府ヨリ受クルモノトス

第六十一條　當銀行ノ利益配當金カ總株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ先ツ政府持株以外ノ株式ニ對シ年百分ノ六ノ配當ヲ爲シ其ノ殘額ヲ政府持株ニ配當スルモノトス

第六十二條　當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ニ利益金ノ配當ヲ爲スモノトス配當利益金ノ配當ハ其ノ配當ヲ決議シタル株主總會當日ノ株主ニ之ヲ拂渡スモノトス配當金ノ拂渡期日ハ總裁之ヲ定メ株主ニ通知スヘシ

附　則

第六十三條　當銀行資本金ノ中一千萬圓ハ大正六年二月二十日、二千萬圓ハ大正七年八月

二十日、四千萬圓ハ大正九年二月十七日株主總會ノ決議ニ依リ增加シ、第一回、第二回共增加資本金ノ內三百萬圓ニ對スル株式三萬株、第三回增加資本金ノ內二百萬圓ニ對スル株式二萬株ハ額面以上ノ價格ヲ以テ發行ス

大正十四年八月二十七日株主總會ノ決議ニ依リ資本金ヲ四千萬圓ニ減少ス

四、第五十期末貸借對照表

（昭和九年六月三十日現在）

資産

科目	金額（圓）
拂込未濟資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
手形貸	二三一、六二〇、五五一・六八〇
證書貸	五三、七一九、六二九・四〇〇
當座貸越	二一、八三六、三三九・四五〇
爲替當座貸	七一二、八三八・五七〇
割引手形	一七、六四七、四八八・三三〇
荷爲替手形	七、七四〇、五六〇・四四〇
コールローン	五、二三五、四〇〇・〇〇〇
買爲替	一三、四二七、三六〇・四八〇
利付爲替手形	六、五八六、〇六八・六四〇
預ケ金	七、二〇八、二二五・八八八
他店貸	一、六三〇、〇〇二・七八〇

負債

科目	金額（圓）
資本金	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金	五、七〇一、〇二六・五七〇
未拂配當金	六九、一六四・一六〇
銀行券	一二五、五三七、五二〇・八〇〇
仕拂手形	八四六、五六六・三〇〇
預金	二二八、一二三、二〇〇・一六七
政府貸下金	七五、七〇〇、〇〇〇・〇〇〇
借入金	一三〇、六五五、九〇〇・〇〇〇
再割引手形	三、六九〇、七八二・二五〇
コールマネー	一三、六五〇、〇〇〇・〇〇〇
賣爲替	一七二、四三二・四七〇
他店借	七、三二四、九二四・六〇〇

朝鮮銀行第五十期末貸借對照表

科目	金額
別途貸	四七、二〇二、五七七・三五〇
假拂金	四三〇、三六一・一五〇
支拂承諾見返	九、九六七、九三九・〇八〇
有價證券	一七〇、八一〇、〇〇五・三六〇
土地建物什器	一一、〇三二、四六五・九一〇
地金銀	二七、〇一〇、四〇四・七一〇
外國貨幣	六、六八八・一七〇
現金有高	五八、一六六、六六四・七八九
合計	七〇六、九九一、五七二・一七七

科目	金額
別途貸見返	四七、二〇二、五七七・三五〇
假受金	一〇、三〇〇、四九五・〇九〇
未拂送金爲替	六、五八二、九一三・八二〇
支拂承諾	九、九六七、九三九・〇八〇
借入有價證券	三一三、九二〇・〇〇〇
前期繰越金	二二六、七九三・九五〇
當期純益金	九二五、四一五・五七〇
合計	七〇六、九九一、五七二・一七七

昭和九年十二月二十日印刷　（非賣品）
昭和九年十二月二十五日發行

朝鮮京畿道京城南大門通三丁目百拾番地
朝鮮銀行內
編輯兼發行者　澁谷禮治

東京市京橋區銀座四丁目四番地ノ四
印刷者　北川武之輔

東京市京橋區銀座四丁目四番地ノ四
印刷所　株式會社細川活版所